羣書一覽 二

和書門
類 一八六六一 號
函 一八四 架
冊 六

内閣文庫
和 一八
函 一 架 一九 冊 六

内閣文庫
番號 和 18661
冊數 6 (2)
函號 261 16

国立公文書館
National Archives of Japan

浅草文庫

群書一覽卷之二

記録類

禮儀類典、写本

五百十卷　西山公御撰

古今諸家記録数百部の中朝庭の禮儀あづかり所類聚せしえたりし別に國之卷所附せり○年山水聞ゑ武備文事ゆゑ
所志ひおこうせたまひしゆゑなるの史傳くさ〻しかれども
の履歴うくまつりしの所くまつりたりし武おかの石川の藩
邸より彰考館に所建くの方に儒生所めあつを神武ゑうをめ
はかれよりやうやくに紀列侍ゑうしたりかの所りしきや
きはくめけるもくよりもて世所ほいはかりおもはくく
の餘年にもたりのしうして舊記のちの四方をうう追儀い
ゑうをうぐの復刻しに幾後ゑう國忌喪葬の時所類聚せさを

九条殿記 前右衛門尉為実撰ましまさせたまひしく貞享元年丙寅の秋より編纂仰せられ給ふ書目

李部王記 式部卿重明親王
法住寺相國記 為光公
小右記 小野宮右大臣実資公
土記 或土右記 土御門右大臣師房公
大宮右相府記 後家ろ
京極関白記 師実公
平定家朝臣記
後二條関白記 師通公
江記 中納言匡房ろ
大外記師平記 時範朝臣記
法性寺関白記
八條相國記 実行公

九暦 或九記 九條右大臣師輔公
法成寺攝政記 道長公
權記 權大納言行長卿
左経記 参議左大弁 経頼ろ
春記 春ろ大夫資房ろ
水左記 堀川左大臣俊房ろ
師記 大納言経信ろ
久我相國記 雅実公
知足院関白記 忠実公
中右記 中院右大臣宗忠公
大府記 大藏卿房ろ
永昌記 大藏ろ為隆

長秋記 大皇大后宮大夫師時ろ
台記 宇治左大臣頼長公
宇槐雜抄 記者同上
実親朝臣記 朝経記
中納言朝隆卿記 中納言顕長卿記
玉海 月輪摂政兼実公
愚昧記 三条左大臣実房公
山槐記 中山内大臣忠親ろ
右大辨重方朝臣記
参議俊経卿次第
心記 櫛口大納言定能ろ
殿記 大外記頼業記
宮槐記 野宮内府公俊ろ
中納言経親卿記

中内記 内大臣宗雅ろ
同別記
知信朝臣記 三條内府記公教ろ
大外記師元記 大納言公通卿記
中納言顕時卿記
同別記
中納言次長卿記
中納言雅頼卿次第
兵範記 兵部ろ信範ろ
吉記 吉田大納言経房ろ
顕廣王記 中納言長方卿記
仲資王記
猪隈関白記 家実公
玉葉 光明寺関白道兼ろ

三長記 三條中納言長忠
大外記師尚記 大外記良業記
中納言定高卿記 德大寺相國記
大外記師季記 業資王記
平戸記 氏部ノ俊子
後中記 兼宣中納言
後三條内相府記 公親公
中納言忠高卿記 陽龍記 滋野井中納言公光
水旱宸記 北條義時
妙槐記 妙光寺内大臣公俊
後西園寺相國記 實基
中納言宗雅卿記 大納言經任卿記
仁部記 氏部ノ資宣
吉續記 吉田大納言經長
中納言定爾卿記 大納言實宣卿記
明月記 藤原定家卿
自暦記 吉田宰相資俊
閑屋関白記 中納言頼資卿記
中納言家光卿記
師季卿記 今出川相國記 子孫
中納言為經卿記 大納言資季卿記
中納言經光卿記
山階左相府記 實雄公
大納言頼卿記
憲言記 中納言經俊卿記
右大臣高輔朝臣記
竹林院左相府記 公衡公
後山本左相府記 實冬公

後稱念院関白記 冬平公
伏見院御記 月藏坊僧都宰田記
大外記師古記 大外記師右記
参議雅俊卿記 今出河内相府記 實衡公
萬一記 万里小路宣房
八條内相府記 公秀公
大納言公敏卿記 秀乃長朝臣記
盛秀朝臣記 大外記良枝記
後愚昧記 柳原内大臣忠綱公
松亜記 松殿大納言忠綱
大外記師茂記 久世相國記 具通公
大外記頼光記 成恩寺関白記 經嗣公
大納言公宣卿三節會次第
後成恩寺関白三節會次第 經良
中院内相府記 通重公
定衡朝臣記 芋頭王記
吉槐記 吉田内大臣定房公
継麿記 中納言公実
園大暦 中園相國公賢公
宮内卿長基卿記 野宮内相府記 公清
大納言長光卿記 後山階内府記 實冬公
同別記
重綱記 左大史匡遠記
大納言為遠卿記 量実記
後野宮相國記
後瑞雲院内府記 為宣公
建内記 建聖院内府持房公

観音寺相国記 公名公
同別記 同抄出
二條大閤記 時通公
後竹林院左相府記 実通公
宗賢卿記 權大外記康富記
中納言有後卿記 大納言親長卿記
慈眼院関白節會次第 政基公
後拙華寺関白節會次第 冬良公
大納言元長卿記 菅別記 甘露寺大納言和長
後観音寺左相府記 実宣公
三光院内相府記 実澄公
後淨明珠院摂政記 康通公
天慶二年記 已下記者未詳 并次第物等書之
桑館のもがり 惣裁一人考勘十五人書写二十八人校合十人出納
薩戒記 中山大納言定親
東山左相府記 実淳公
兼治宿祢記
大納言益長卿記 資益王記
十輪院内相府記 通秀公
宣親朝臣記
大納言宣胤卿記 忠富王記
得生院右相府記 公茂公
二水記 鷲尾中納言隆康
光恩院儀同記 孝親公
百錬鈔 已下作者不詳

四人撿察之人隔日ゑ辰のゑ漏ゑ巻く未のゑ刻ゑ退ゑ位書體ゑ
仙洞へ奏聞ゑ旦ハ群つの批評をうけたまゑんゑ四方拜ゑ
賀ゑ節會ゑ外觀行幸ゑ
仏法も衰微して禮儀類典
號をたゆるの書目ゑ探集秘記新儀式ゑ
記深心院関白記後深心院関白記ゑ借下ゑ官庫ゑ
ゑ他録ゑ
一館ゑ
京ゑ田舎ゑ名山霊區ゑ
序ゑ
茅一巻ゑ茅二百十四巻ゑ 年中行事
茅三百十五巻ゑ茅四百八十四巻ゑ
内侍所御神楽 祈

雨止雨 臨時御八講 御讃佐 御即位 大嘗會 八十島祭
行幸 遷幸 遷宮 御元服 御讀書始 立后 御産 女
御入内 改元 天文密奏 講書 諸宣旨 任大臣 上表
御幸 御薙髪 拜賀 著陣 春日詣 田禄 追討使 配
流 御國忌 其餘恒例臨時の故実等 例のせ

第四百八十五卷より第四百八十九卷まで 詩御會
第四百九十卷より第四百九十六卷まで 歌御會
第四百九十七卷より第五百十卷まで 音樂 宴遊 御賀 諒闇
等の例載せ

群記類鑑 写本 八十卷

撰者つまびらかにせず 祭義の部五本例閲す此中引用の
書 延喜式 吏部王記 九記 外記 貞信公御記 小一條記
北山抄 春記 中右記 長秋記等し ○書儀禮儀類典よ
類せ〻いとも採用せ〻ふの書の廣博なるハ彼書及ぶべ

日次記 写本 二百二十卷

村上天皇の所作なりしを拾家代々記録し九条道長公より兼実
公に及ぶまでこれ例記せ〻

諸家名記 写本 一卷

李部王記以下諸家記録の目録なり下に作者例附す此書手ぶ閲
するのみの仁和寺書目の末に附し記録七十二部例載

李部王記類聚抄 写本 兼明親王

李部王記や古八延喜帝皇子式部卿兼明親王記録なりしを
も卷数例なるべ分なく〻泥まるものなりしを聚ねる
河人の撰なるべ〻ず彼記の文の諸書に散見せ〻るのを
聚〻せ〻し卷首重損にて第三行目に延長四年十二月廿八
日の例をとり出だし日六月三月の八月十月又八月三月
十月の例に次に天慶二年三月十月の例をとり出だし此中

延喜御記文抄引之なり○巻末に帝王系図あり〻〻延長八年
九月十月の分天暦六年三月八月の分延長八年の分なり物載
奥に醍醐寺記文の分なり○巻首に李部王記或號重記式部卿
兼明親王延喜皇子抑紙に件本巻末しるしなり○本法宣長玉勝間
に云李部王記なるべし此名の李の字ムなるべし西宮記北山抄な
どに引る六吏の字物のうれなり台記などよりて吏の字を
なるべし李ハねに誤るなるべし

九曆　字本　二巻　九條師輔公

なるべし八九記に号す九條右大臣の記録なり今は上下二巻なり天暦
元年より記せり

西宮記　字本　二十五巻　左大臣高明公

西宮左大臣の記録なり十六巻の西宮抄に八吏なり禁中恒例臨時
の作法等を記せり

權記　字本　十五巻　藤原行成卿

行成卿官位大納言なり故に權記と号せり〻〻長保元年
正月より記せり

道長公記　字本　五巻

御堂関白道長公の記録なり一條院の寛弘二年正月より三條院の
長和二年まの記し

小右記　字本　四十七巻　右大臣實資公

小野宮右大臣の記録なり因て小右記と号す一名野府記号
すなれハ小野宮の右府の字を略せるなり又續水心記と号す
ハ祖父小野宮の故實なるの記録なり水心記と号せり
謚を法性寺
といるなり其字の偏なるべしなり
水心記と号すなるべしは一條院の治安四年の春なり

春記　字本　七巻　前參議資房卿

春宮大夫資房卿の記し因て春記と号す又野府記とも号すは朱

経信卿記 写本 七巻

権院の長暦四年より始めの分三年までの日記なり

大納言経信卿の記し一名帥記と号す太宰権帥なれば故なり

白河院の治暦四年より堀河院の寛治二年まで二十年の日記なり

水左記 写本 七巻 源俊房公

土御門左大臣の記録し源姓なれば以て水左の二字を称号す

第一巻 白河院の承保四年七月より才三巻同年閏十二月まで

第四巻 承暦五年七月より才六巻同年十二月まで 此巻の奥書

まで 此一冊左近中将通清朝臣筆也 元禄十年七月三日権大納言

源

第七巻 承保四年正月二月五月六月十二月十二月 承暦二年正月二

月十二月 同三年正月二月四月五月七月十二月 同四年正月より

六月まで同三年八月五月十月同四年七月八月閏八月十月十二月

同五年 永保元年正月より四月まで六月十月より十二月まで 承保二

年正月四月七月十月十二月 同三年正月二月八月 同四年正月七月八

月 應德二年正月六月 同三年十一月十二月 此一巻有錯乱

奥書に此一冊右近中将具統朝臣筆也 元禄十年七月三日権大納言源

後二條関白師通公記 写本 六巻

白川院の應德三年七月より堀河院の寛治七年六月までの記録し

巻之一 應德三年七月より十二月まで

巻之二 寛治二年七月より十二月まで

巻之三 同五年正月より二月まで

巻之四 同六年正月より三月まで

巻之五 同七年正月より三月まで

巻之六 同年四月より六月まで

此記毎日暦の中段下段を記せり ○廿五日庚戌巡會 廿九日甲寅

出會 欠日 二日丙戌 復 往亡 廿九日癸丑 伐 十八日庚寅 大禍 十

九日辛卯 狼藉 廿四日丙申 滅門復 十日丙戌 歳下食 十六日壬辰
五墓 廿七日癸卯 九坎血忌復 事なり

中右記 写本 七十二卷 藤原宗忠公

中院右大臣の記録し国く中右記と号す堀河帝の寛治元年正月
より崇徳院の保延元年十二月まで凡そ五十年の古き書目は七
十二卷なれども今世に流布せるは僅に五卷なり巻数は
未詳○此書諸の故実の考證なるべきもの多し師書始まると
ころ点の図はまた九月十三夜の明月八月十五夜に次く賞す
るなり此は始めなり

園屋関白記 写本 三卷

関白兼経公の記録なり故に条院の長元と年より記せり

水日記 写本 十一卷 權大夫師時卿

皇后宮權大夫の時の記録しるす院の天永二年八月より崇徳院の
保延元年

永昌記 写本 十二卷 参議為隆卿

一名宰記と号す巻首は永昌御記為隆卿の撰なり崇徳院の大治四年より
堀川院の長治二年まで二十五年のうつり毎巻目録を
録なり○才十巻奥書に云天治元年夏御記永昌借用右兵衛權
佐敎秀写留一件写本字之狼戾行之及倒不審多端後覽者可
得其意也相傳本先年焼失愚老悪筆近年弥倦然而為子孫
強而相企者也文安元年九月廿五日權大納言藤原朝判

八條相國記 写本 一卷 八條実行公

古き書目は巻数なきもの今なきもの多く殘缺なるもの天治
元年十月のみ一巻なり

長秋記 写本 十卷 皇后宮權大夫師時卿

后宮の唐名が長秋宮なるゆえ名づけしなり古書目は巻数
なきものもあり今なきものもあり十巻なるべし才一巻のみ
なるべし年号なきものもあり才二巻のみなるべし天永二年之後

此事せしと数十巻の末大治四年九月廿九日ニ終れり

三長記 写本 九巻 大納言長兼卿

三條長兼卿の記録にて因て三長記と号すなるなり建久七年よりなの〻於記せり

殿記 写本 八巻 藤原良経公

或ハ殿暦ともいふ種々ニ部類なりわち別ニ建仁四年の記ある附す○一條禅閤の桃華蘂葉当家相傳正記のうちニ殿御記一合ハ京極摂政自筆の記といへり

猪隈関白記 写本 四巻 関白家実公

猪隈といふハ猪熊ニ作る土御門院の建仁元年より承元二年までの記録なり

台記 写本 二十巻 宇治関白頼長公

頼長公宇治悪左府と称す此記ハ頼長公生年廿三歳近衛院の康治元年壬戌正月より二十六歳久寿二年四月までの十四年が間の

日記なり此中久安二年正月より九月まで闕同年十二月闕又仁平元年四月より十二月まで闕同二年巻首闕同三年正月より六月まで闕同十月より十二月まで闕 第二十巻久安六年の記にしく中ハ第十巻と同じ不審十九巻以下ハ保元の乱によりてしく記録に及ばれずなるにや○按ずるに此公才学時人に超越せられ信西於深しく専ら儒学を好まれしかば記中ニ往々さんれを毎年読ミたまふところの書物ハ年の記録のおハりに書きとどめられし詩書易春秋などをはじめとして数十部の経史ならびに雑家の書等を渉猟せられけるなり中にも春秋ハ左氏伝公羊伝穀梁伝なとを数遍よまれけるとてこの伝の優劣を論ぜられけり又その余経典釈文春秋釈例等なとよまれけしなり此公の履歴此記のはハ保元平治物語にくはしくれり

台記別記 写本 八巻 七本 同上

台記　[illegible]の中の儀式等の[illegible]八日記より
第一巻　長承四年二月糊長任大將記　康治元年十月十六日大嘗會　同二年正月十八日賜弓
第二巻　三月廿七日知足院禪閤七十賀　四月朔日官政　十月二宮改　十二月十二日讀書始
第三巻第四巻　婚記[illegible]　久安四年七月より十二月廿四日まで
第五巻　久安六年十月より仁平元年八月まで詣春日社記
第六巻　仁平元年右隆長元服記
第七巻　仁平三年詣春日記
第八巻　久寿二年四月詣賀茂記
奥ニ云右台記十九冊複写一冊合廿冊別記七冊全部廿七冊以此本書写移考早時享保丙辰初夏

人車記　写本　二十五巻　兵部卿信範卿

此書一ノ兵範記ニ号シ官ノ名ノ下ニ字ヲ付ケ[illegible]ノ人車ノ号ハ実名ノ偏ヲ以テ信範ヲ納言入道ト稱ス
第一巻　久安五年十月十二月　第二巻　仁平二年十一月十二月
第三巻　同二年正月より六月迄　第四巻　同年八月より十二月まで
第五巻　久寿二年保元ノ乱　信範ノ子時忠五位下四十五歳正月より翌
第六巻　保元二年四月より十月　第七巻　同三年正月より二月まで
第八九十の巻　仁安元年九月より十二月まで
第十一巻　同二年四月より六月まで但し六月の末闕
第十二巻　同三年正月　第十四巻　同年七月
第十五巻より第二十一巻まで　同年八月より十二月まで
第二十二巻　嘉應元年二月　第二十三四五巻　同年六月より十月まで
此記録の末ニ治承記一紙を附すこれハ治承四年二月廿日物帝の時
附記其ノ書ニ云　右信範ノ治承記以桃華殿下兼ノ之本写早

雖二紙繼故前後書久故人苦心之遺跡其切不可廢仍謄置之者也
殿下舊本此記之次與他家記混為一冊今副謄写之　元禄十二年
六月晦日　羽林左衛中郎將藤原朝臣定基世一歳　又人車記第六
卷第十一卷第十三卷等の奥ともに定基の名のみ有り

吉記　字本　二十二卷　吉田權中納言經房卿

卷首に吉御記と云う　第一卷の初承安元年七月に起る　此卷の
奥に延慶元年十一月十九日書了　按察使親長と云々
第二卷　闕　第三卷　承安二年四月　同三年七月　安元二年
五六月　治承四年四月十一月　養和元年八月九月十一月の分
此卷の奥書に　重損之所々表裏加表紙　天正拾一年七月廿六
日權大納言經元云々　第四卷　卷首闕　年号詳かなり
第五卷　同上　第六卷　闕　第七卷　治承四年八月の分
此卷の奥にも延慶元年六月廿日の字　按ずるに親長云々　○考八卷
已下余いまだ熟覽せざれども此つまびらかなるべしかるべ

愚昧記　字本　四卷　三條左大臣實房公

これ殘缺なり　六條院の仁安二年三月の分を記す

玉海　字本　二十八卷　月輪摂政兼實公

此記もまた八玉葉と号す其は後普光園院良基公の玉海と云
玉葉八合　按ずるに桃華蘭葉と云　當家相傳の記事　玉
葉一　長寛二年閏十月時に兼実内大臣閏十月に立太子此間長寛二
年十二月闕　永万元年全闕　仁安元年正月より九月まで闕
第二　六條院二月九日御讓位同廿二日高倉院即位建久八年正月四月
餘月闕　正治元年正月餘月闕　同二年　建久元年四年　五年　八年等闕
以上五十卷かれども闕卷多くして　二十八卷あり

玉葉　抄　字本　一卷

玉海の内抄出せしものなり　卷首に白馬節會雨儀次第建
久一年　召詞　權中納言　參議　左近衛權中將

東宮權大夫 民部卿 修理大夫 掌侍 又國価不桑の例
なれのせうの奥書云此一冊書写事延徳八年九月十六日自禁裏
被仰下候間為后一本写留者也彼本故葉室大納言入道俗名
宗豐後愛時 筆跡也不審之所数々或加了簡或随勘出直改書
入之奥氷治記以後者彼筆者今書之 權大納言藤原宣胤
又延徳元年九月廿六日染筆の奥也 按察使藤原親長
葉 写本 二十九巻 光明峯寺摂政道家公

玉

桃華蘂葉云云當家相傳口記 玉藻 七合 光明峯寺禪閤自筆
記 第一巻 土御門院の承元三年三月より 第二十九巻
四條院の仁治二年正月日三年三月よりしるし〳〵闕巻いろ
裏書ねもいろ

明

月記 写本 九十六巻 京極中納言定家卿
初の名ハ賜光記といふ明月記〳〵ハ彼卿の毎月
記なり去め〳〵元久の比住吉恭籠の時 汝月明かりと〳〵冥の霊夢を

感じ侍りしより〳〵家風ようやう〳〵あ明月記ねもしとて
侍り〳〵身のいとのもとひとつ〳〵○此記巻数の
古目録よ載せず東見記よ六十三巻〳〵と今世流布ハ
五十餘巻いろひ三十餘巻の中笠と手ゑ閣すること〳〵
写かれ九十六巻のいとりのもよし

明月記和歌部類 写本 一巻
巻首よ歌道事〳〵〳〵彼記の中の和歌よあつ〳〵
と一條殿閣兼良公の抜出たりしものなり文臺の図な
ど〳〵めり〳〵〳〵〳〵○奥書云 本云以後成賢寺禪閤
殿下令書抜給御自筆之本所書写也云々

山

槐記 写本 十巻 藤原忠親公
又遠幸記〳〵号〳〵又貴嶺記〳〵号す中山内大臣忠親の記よ
〳〵〳〵原平合戦の比のもの〳〵ねもせり

平

戸記 写本 十巻 平経高卿

民部卿経房の記録なり民部の唐名なり民部の職なり平戸記と云ひ四條院の延應二年正月より後嵯峨院の寛元三年十二月迄のなり記す

仁

部記 写本 五巻

日野資宣卿

第一巻 建長八年五月

第二巻 弘長元年七月

第三巻 弘長二年正月

第四巻 文永五年二月

第五巻 弘安二年四五月

已上各殘缺なり○此記者資宣卿の資実の孫し

管

見記 写本 五巻

竹林院左大臣公衡公

公衡公八後西園寺太政大臣実兼公の男なり後光厳院の外祖父

第一巻 此巻ハ実兼公の日記なり公衡公の記せしなり

なり後宇多院の弘安十年正月七日より四月十日に至る四十一年正月二日より二月廿日迄

第二巻 公衡公より三代の後慶春院右大臣実永公の記正二位権大納言公名卿等の記し 稱光院の正長元年六月七月九月の日記

第三巻 公名公記なり公名公八実永公の男なり観音寺太政大臣と稱す 永享三年正月六月七月のなり

第四巻 永享三年正月一日より三月廿日迄

第五巻 南都大佛縁起なり

萬

一記 写本 一巻

大納言宣房卿

萬里小路一位宣房卿の記録なり少萬一記と号す此記も今伝ハ殘缺なり正安三年四月のみのなり大略今伝方 即位 女叙位 立太子 即位 禊 祭のなり○奥書に明応九年春正月廿五日拝写之畢 大学頭正四位下行少納言兼侍従文章博士大内記菅原朝臣判 又云于時文亀元年五月廿七日書写之畢 備用東坊城和長卿者也 藏人頭右中辨芳子判 又云此一冊故

右大辯宰相賢房卿以東坊城和長卿書写本の其もとは奥十枚計
虫損之間重坊城が令借用写之　于時永正十五年十月十九日
左中辯永花押

吉續記　写本　二十三巻　吉田大納言経長卿

経長卿の記なり吉田内大臣定房卿の祖父なり
第一巻　文永四年六月より　第二巻　同年四月五月六月より
第三巻　第三巻より同年月より　第四巻　文永五年五月六月
第五巻　同七月より九月まで
第六巻　第六巻より十月より熟覧せず

三槐抄　写本　二巻

巻首に此抄自槐門三家之説故の十字以下虫損よりしるす
正安三年公茂元亨二年実忠授始権中納言の事等これ記す
奥書に治承二年正月廿日見合本書了又裏書に勘物を抽要
糊注付也　又に文治五年二月一日一見了野々加裏書勘物等左

幕下花押　又に元仁二年正月披見之間軸本虫喰損修覆之　沙弥花押
○按ずるに此書何人の記なるか不詳記中の公茂実忠の二條
家の系図より公茂は二條実重公の息なり文保元年内大臣
従一位元亨四年正月九日薨ず其男実忠は三条と号す康永二年
内大臣負和之年正月四日薨ず実忠実重公の男なり

清公記　写本　一巻　内大臣公清公

巻首に負和六年具注暦日庚寅歳正月小建戊寅一日丁巳土平と記
せり次に日次より五月までのせり皆残缺の書し
此中に車の図あり注按ずるに彩色なり甚つまびらかなし○考に
右一冊者不慮取求之間令備二密々書写之校合了　此室第二
首夏初二内大臣右大将○按ずるに公清公を内大臣実忠の男と
負和二年内大臣従一位延久五年六月薨ずなの野氏と号す

園太暦　写本　二十三巻　太政大臣公賢公

一名園太記と号す中園太政大臣公賢公の記録なるべしかの

つけられ南狩の法門記録〻〻〻狩家の裏〻〻〻盗賊の盗仏
のようなるべきもの〻〻〻訳意の法門を以記せり〻〻〻業好けの
の履歴ものもつ〻〻〻

後愚昧記　字本　五巻　後押小路内大臣公忠公

巻之一　應安四年正月より九月に至る此中八月闕　此巻奥に書るる仏
愚昧記九冊以正親町亜相実豊卿書写加校合了　寛文第十一辛
亥神无月下旬後二位様大納言右大将花押

巻之二　應安四年除目　奥に記る記七冊　鞍山家以ず令写子孫
天文第二暦季春下澣　従大納言為氏卿一世七条

巻之三　應安五年正月より四月に至る月十月十一月

巻之四　應安六年九月より十二月に至る

巻之五　應安七年正月より九月に至る仏光厳院崩御　御葬所中陰間
佛事の事

後深心院関白記　字本　七巻　関白道嗣公

薩戒記　字本　二十巻　中山大納言定親卿

巻首に中山霜台禅門記　定親卿于時左近中将十八歳〻〻〻之　第十
四巻〻〻〻薩戒御記〻〻〻

第一巻　仏光院の應永二十五年正月より六月に至る

第二巻より第十二巻まで　應永二十二年正月より十二月に至る

第十三巻　仏花園院の永享二年二月四月十月十二月の事を記す

第十四巻　同四年十二月九日為賀の事

第十五巻　同六年十月より十二月に至る

第十六巻　同九年八月　第十七巻　同年十二月

第十八巻　叙位部　第十九巻　宣下消息部

第二十巻　部類私要抄　薩戒部類私要抄第四〻〻〻迄○此中
第十二巻奥書に〻〻〻寛文十年正月日　前大納言為氏卿書写之
○按ずるに今伝〻〻〻薩戒記　第一二之間一巻〻〻〻四五六

卅二巻〜〜七八九卅之巻〜〜十二十二と四巻〜〜十三十四十五
と五巻〜〜十六十七十八卅六巻〜〜十九二十卅七巻〜〜〜〜合
冊七本なり古之書目に之十五巻とあり又薩戒別記薩戒秘抄
等の書目なり

康富記 写本 二十巻

權大外記中原康富の記録なり應永より享禄までの卅記すけ二
十巻も残缺なり○すべて書の中享禄四年正月九日のわすれ今曉室町
殿姫君誕生也御袋大館兵庫頭妹也云々

宣胤卿記 写本 二十三巻

大納言宣胤卿の記録なり文明長享延徳明應文亀の比の卅記
○此書の中文明十二年十月二十日より十二月十四日まで禁裏にて
て兼俱に日本紀序講義のことあり其儀式もつまびらかなる
事

二水記 写本 十巻

鷲尾中納言隆康卿
又一止記と号す但柏原院の文亀四年よりの事

元長卿記 写本 十巻

甘露寺大納言元長の記録なり但柏原院の永正三年より大永五
年まで卅記せり

三光院内府記 写本 一巻 西三條實澄公

綸旨の事 勅書の事 女房奉書の事 ねぎ木之目の事 烏帽子の事
束帯の事 元服の事 其餘種〜の事卅記す○奥書に此一冊後三
光院内府被書送其房朝臣北畠者也以中院入道也足軒自筆本謄
写之 右清閑寺後一位共房卿奥書也 又云拜借秘書写之不可出
櫃中者也 御厨子所預紀宗恒

百錬鈔 写本 十七巻

此書の記者はまことつまびらかなる事なし大治承安文暦の比のもの
なり十七巻建長より西元に至る○奥に云ふ嘉元二年正
月十五日以大理定房卿本書写校合了 負題○毎巻金澤文
庫の墨印あり○金澤文庫のものハ金澤越後守平貞顕ハ北条

越後守実時が孫越後守顕時が子なり共に武蔵國金沢に住す故
家号を金澤と云て稱名寺といふに文庫を建て和漢の群書を
あつむ金澤文庫と云て印を押す儒書は墨印を用ひ佛書は
朱印を用ひ古舊跡今に伝はれり古版も藏書は元弘の兵乱に
うせぬるを存するこの二百餘部と云

有職類

金玉掌中抄 写本 一巻 中原章任

律は未書なり罪條事なり五刑のもとを立る七十一條をの〳〵律令なら
びに律疏と引く今案ずるに〇本朝法令の書こゝの〳〵
唐の刑書の目なり〳〵律令格式の四科にて養老二年に贈太政
大臣不比等勅をうけて作られ天平養老律〳〵の大宝元年に
撰せられ大宝律と云共に亡び今伝はるは貞観
八唐律〳〵令の目録

名例第一　衛禁第二　職制第三　戸婚第四
廐庫第五　擅興第六　賊盜第七　鬬訟第八
詐偽第九　雑律第十　捕亡第十一　断獄第十二

○按ずるに律の未書も昔八義解集解疏附釋向答ふるこゝろ
多く亡び今伝はるは今の掌中抄の〳〵世に残る伝りあり

令義解　十卷　清原夏野等撰

令ハ本書ハ大宝元年ニ贈太政大臣藤原不比等勅ヲ受テ撰
セシモノナリ大宝令トシテ又養老二年ニ改正勅ヲ受テ撰ら
ルヽ所ナリ養老令トシテ禁中ノ式ノ諸役
ハ礼節等ヲ定メシモノ○此令ハ唐ノ開元令ヲ損益シ
編ミシモノ唐令ハ目録ヲ唐ニ出シ

一官品　二三師三公皇省職員八　三寺監職員
四衛府職員　五東宮王府職員　六州縣鎮戍岳瀆関津職員
七内外命婦職員　八祠　九戸　十選挙
十一考課　十二宮衛　十三軍防　十四衣服　十五儀制
十六厩牧　十七公式　十八田　十九賦役　二十倉庫
二十一関市　二十二医疾　二十三獄官
二十四営繕　二十五喪葬　二十六雑令
○令ノ義解ハ彼大宝令ノ注シテ有職家至要ノ書ナリ此書裏

野忠勲ヲ表ハシ名ヲ竹帛ニ垂レ子孫ヲ奉首ニ授ク者
の名ヲ列シ詔書上表等ノ式ヲ
明法得業生大初位下臣漢部松長
従八位上守判事少属臣川拙有勝成
従六位上行左少史兼明法博士勘解由判官讃岐公永直
太宰少貳従五位下臣小野朝臣篁
正五位下行阿波守臣善道宿禰真貞
正五位上行大判事臣興原宿禰敏久
従四位下行刑部大輔兼伊豫守藤原朝臣衛
従四位下行勘解由長官臣藤原朝臣雄敏
正四位下行左京大夫兼文章博士菅原朝臣清公
参議従四位下守右大辨兼行下野守臣藤原朝臣常嗣
参議従三位行刑部卿信濃守南淵朝臣弘貞
正三位守右大臣兼行左近衛大将臣清原真人夏野

以上撰者十二人かうろく目録ハ

第一　官位令　職員令　後宮職員令　東宮職員令　家令職員令
第二　神祇令　僧尼令　戸令
第三　田令　賦役令　学令
第四　選叙令　継嗣令　考課令　禄令
第五　宮衛令　軍防令　第六　儀制令　衣服令　営繕令
第七　公式令　第八　倉庫令　廐牧令　医疾令
第九　假寧令　喪葬令　関市令　捕亡令
第十　獄令　雑令　○今ハ刊ヲ慶安三年蓬生巷林鵠序ニ
アリ　誤字多シ　好ケレバ以ヘ校正ス

令集解　写本　二十七巻　惟宗直本

注釈義解ハ注ヲ釈シ義ヲ解ス　令ノ古書ノ引證ハ多ク集解ニ依ル

令私考　写本　五巻

作者詳ニセズ　第一巻ノ中官位令ヨリ職員令ノ軍團ニテ注セリ

令三辨　写本　一巻　荷田在満

今ハ令ハ大宝令ヲ撰ビ養老ニ律令ヲ刪定シテ更ニ是レヲ制ス　ヨリ後ハ今ノ令巻ハ養老ニ出ズ　三辨ハ元文巳未生国の奥ヨリ

類聚三代格　写本　二十二巻　我無六巻

禁中代々ノ下知の條々ヲ集ム　弘仁貞観延喜の三代の格ヲ類聚ス　三代格ヲ注ス　弘仁格　十巻

大納言藤原冬嗣等奉勅撰　真字序ニ曰ク推古天皇十二年ニ上宮太子親憲法十七條ヲ作リ　賢ク家の制法ヲ明ラメ　降テ天智天皇元年ニ至テ令廿二巻ヲ制ス　世人ノ云ク近江朝庭の令ナリト

文武天皇の大宝元年より遠く若干の物を不比等勅撰なりて律六巻令十一巻を撰ばせ養老二年復同じく大臣不比等勅撰なりて更に律令を撰ばしてそれぞれ十巻とす今世に伝はる律令と出でたる方々今律令類に判例と作りいでも格式いまだ編輯とくとこれなく遵に誓ふに尚翰ところうけれども左大臣石川麻呂常陸守菅野物部真道等に詔して分く撰定せしむ草創いまだ成ずして遽に遭く寢ておもむく天朝先儒のいまだ遂ざるを顧みれば論言を以降りて辱て脩撰せしむ○右の石川麻呂秋篠物部安人右の物部三守橘物部常主中臣宿禰敏久等に詔して上奏旨を遵ひ下時宜を考へ官府の故事と採出曹の遺例を撮ひ今古と商略し用捨を審察し類を以て相從ひ諸目に分類す上大宝元年に起て下弘仁十年に迄都て四十巻格十巻とす○此条副公の序に本朝文粋巻之八にもの也

負觀格　十二巻　大納言藤原氏宗等奉勅撰

序に云ふ嵯峨者弘仁十年四月廿一日格十巻を施行す今時五代の歴年六旬に及び文質暗に遷り沿革自至りすれども右の物部良相等に詔して舊格に因修し新符を綜編せしむ○成功なるべき年月遷り往右の物部氏宗等前に右大臣に沖言を以たりて詳に深規を悟る仍て南淵の物部年名大江の物部音人菅の物部是善上毛野の物部永世紀の物部安雄南淵朝臣興世大春日朝臣安永布留宿禰道永山田宿禰弘宗等に詔して上弘仁十年の明年に起て下負觀十年の節に成規を州郡に擇ひ故実を官曹に搜り事先格に[illegible]の挙に[illegible]を取り舊制に[illegible]謹て詔に因て負觀式十二巻を撰び奏上す開元留司格に准じて負觀臨時格と号す○此氏宗公の序も粋巻に入るもの也

延喜格　十一卷　左大臣藤原時平等奉勅撰

序ニ云ク弘仁格十卷貞觀格十二卷聖主其倫言ハ降リ賢ニ其事削ハ施ヘ舊章ヲ基閣ヲ搜テ刪制ハ詔命ヲ擇ヒ定メ制格以來多ハ歷ヒ歲ヲ斬ク代ヲ改ハ教ヲ中弛張ヲ變ト或ハ一ツ二ツ抑揚互ニ殊ヒ或ハ一ツ二ツ或ハ係ヒ或ハ流ヒ今ヲ爰ニ茲ニ有ル平茂ル有ル定國茂ル有ル惟範紀有ル長谷雄茂ル有ル菅根茂ル有ル興範三善有ル清貫大藏有ル善行茂ル有ル菅道明ヲ統宿祢理平惟宗有ル善俊善道有ル有行弘世連諸統等ヲ詔シテ前條ヲ憲章シテ此典ヲ綜緝セシム矣ヲ上ヲ起テ延喜七年ヨリ友ヲ以テ十ヲ編シ勒ハ以ク編ヲ新ニ皆舊目ヲ依テ新意ヲ以ク編ヲ新ニ赤ヲ條貫錯綜シテ區分ハ以ク編ヲ雜令ヲ準ジ以ク編ヲ雜格ヲ号ス勒ヲ十卷ヲ延喜格ヲ以ク別ヲ延喜格ヲ

格二卷ハ合セテ十有二卷ヲ号ス○延喜格の目録ハ

巻第一　神祇中務　巻第二　式部上
巻第三　式部下　巻第四　治部上
巻第五　治部下　巻第六　民部上
巻第七　民部下　巻第八　兵部
巻第九　刑部　大藏　宮内　弾正　京職
巻第十　雜格　臨時格巻上　臨時格巻下

○類聚三代格殘缺六巻目録

巻第一　序事　弘仁格式序　貞觀格序　延喜格序
神社事　神封并租地子事　祭并幣事　神叙位并託宣事
齋王事　神官司神主祝宜戸座猿女等附出事
科祓事　神郡雜事　神社公文事
巻第二　佛事下　國分寺事　定額寺事
僧綱員位階并僧位階事　諸國講讀師事

僧尼禁忌事　家人事
巻第五　分置諸国事　加減諸国官員并廃置事　雑任附出
定官位事　定五位以上等級事　秩限事　交替并解由事
巻第七　公卿意見事　牧宰事　郡司事　四度使并公文事
進青苗簿帳事　在摂田部　諸使并公文事　隠首括出浪人事
正倉官舎事　徴浪人調庸事　在調庸部　免除事　在蠲免部
巻第八　褒賞事　褒賜田勧農民事封在募賞部　調庸事
封戸事　神封在神事部　梵釈寺封在寺田部　不動々用事　出挙事
借貸事　雑米事　義倉事　填納事　鋳銭事
巻第十二　禁制事　断罪贖銅事　諸司無故不上者放還本貫事
在調庸部　○已上六巻今世に存するもの　第三巻奥書云
文永二年正月十九日以源武情本校しおはりぬ　右手点校了ヌ　本奥云
越州刺史平ノ　在判　○第五巻奥書云　文永二年十月三日以源内
武情しおはりぬ　手点校合了ヌ　本奥ニ云　安貞二年四月九日書写了ヌ

図書允豊原奉重　同十三日畢点了

弘仁式　写本　四十巻　今本十二巻
仁和寺書籍目録に弘仁式三十巻弘仁十一年奏進大納言冬嗣公
撰じ給ふと云一部の書にて四十巻とみえたり今存するは十二巻なり
いひ八十巻のうちの僅なりしといへり

貞観式　写本　二十巻　今本十巻
仁和寺目録に云貞観式二十巻貞観十三年奏進右大臣氏宗公撰
○平維章ノ和学辨に云弘仁式ハ今も行はるゝといへども僅なるかり
人皇五十二代嵯峨天皇の御宇弘仁遺中にまとめられし故弘仁式と
云清和天皇の貞観年中弘仁式の帳面に依て足らざる所を増し
改めあるは減じく右の帳面改めしあらまし故貞観式
よりこのかた弘仁式の帳ハ破れてすたりしも焼すなりしとも
其頃の明法家の役人乃蔵しとしてかすてハなし帳面なけれ
ばあるべしはハ古き帳の入用なる時ハかなさし又入用のなき

貞観式に写しいれたり弘仁式も貞観にて行ひしことありし其後人皇六十代醍醐帝の延喜の中にハ人も殷くなりて王室萬端の議務も繁く官も位もいやましにおこりしかバ貞観式にてハ事たらざる故に諸儒に命じて延喜式五十巻を編集ありし此時に至りてハ貞観式ハ反古となりしなり貞観式の入用なかりしかバ延喜式へ併せしのせたりし弘仁式十二巻貞観式十二巻も此中の用に行るハ延喜式にのせたり延喜式ハ今部五十巻ながらあれど巻数もすくなし○按ずるに此説臆見に渉りけれども三代式のるいを悔ずる故以くあらざりし卿もあらし

延喜式　五十巻　藤原時平等奉勅撰

朝廷年中の儀式百官臨時の作法其餘なども恒式なとつぶさに記せり○延喜帝左大臣時平公に撰緝の命ありけるにつきかれ業なかばならずして時平公薨ぜられしかバ公の弟貞信公

忠平令旨をうけて諸の儒者とともに十餘年を経て續撰ありつくりし官家の舊規なと参考すといふとも初め十巻ハ神祇式なり今の刊本ハ慶安元年出納革菴校讎のもと五十巻のうち第十三の巻闕たるを以て尾州原敬君の文庫のもとより新刊するに林道春の跋あるとかや又伏見中納言貞忠の跋あり○凡律令格式ハ政務に行く肝要の書なり令格式に背くものハ律を以て罪なはし法度に用ひ一昔ハ明法道といふ一流の学者家ありて律令格式なとよくつたへしといふ律令格式の立ちしそのもとハ唐の制によりしなり唐律十二巻唐令三十巻ありし五代の時梁の大祖開平四年新に律令格式を刪定せしめ大梁新定格式律令とぞふく百三巻ありし周の世宗顯徳四年に大周刑統十一巻を修せしめ律疏令式と同じく天下に通行すこれあるなりとも唐六典文獻通考等にくわしくみえたり

延喜式神名帳　十巻　五本

延喜式五十巻のうちをさめ十巻神祇式は別に刻すべし

巻第一　四時祭上　巻第二　四時祭下

巻第三　臨時祭　巻第四　伊勢太神宮

巻第五　齋宮寮　巻第六　齋院司

巻第七　踐祚大嘗會　巻第八　祝詞

巻第九　神名帳上　巻第十　神名帳下

才十巻の奥に延長五年十二月廿六日　阿刀宿禰忠行　伴宿禰久永

大中臣朝臣安則　菅原朝臣忠平等の連名あり又

文亀元年十二月廿六日ト部朝臣兼倶の名あり　本居宣長云延喜

式すべて五十巻にてをさめ十巻は神祇式なりされば延喜のト

のもろもろの五巻のみは神祇にてをさめられはべるも古

非なるべしこの巻巻のをさめなりしほどはそのとき

儀式　写本　十巻

此書撰者つまびらかならず桃華藻葉云式五十巻延喜百官

式と此外儀式十巻ありしかれども此巻のもろもろ

巻第一　祈年祭儀　春日祭儀　大原野祭儀　園韓神祭儀

平野祭儀　松尾祭儀　賀茂祭警固儀　同祭儀　奏御ト儀

神今食儀　大殿祭儀

巻第二　踐祚大嘗祭儀上　巻第三　同中

巻第四　同下　巻第五　巻才十六　八月八

日講最勝王経儀　追儺儀　すべて載　おゝ飛驒儀　賜遣唐使

刀儀　平喪儀等なり

内裏式　写本　三巻　藤原冬嗣公

弘仁年中右大臣冬嗣等勅奉じて撰せしめ禁中の儀式を

法曹類林　写本　二百三十巻　残欠二本　藤原通憲

仁和寺書目に法曹類林二百三十巻　法曹勘文類聚集よ通憲の

今案ずるに〇一説に百六十巻にすみ田氏伝に百三十巻

なり巻ごとに上下あり合せて二百巻千巻に換ずるなり
今殘缺二十四巻 巻才百九十一 寺務執行十七 巻第二百 公務八
座次二 此二巻は公式令寛和日記私記等に引用答問法式けく天承
弘仁弘安等の年号見えたり第二百巻の末に嘉元二年六月八日書
写校合畢 奥題に云はく梅ずるに奥題八金澤越前守の実名なり
金澤文庫の百錬抄も嘉元二年正月十五日に大理本書写校合畢
奥題に云はくもしれば此二巻も金澤文庫の殘缺ならん

法曹至要抄　三巻　坂上兼明

淡海公冬嗣公氏宗公時平公等に撰ぜられし律令格式の中より法
家の至要を撰び抄せし仁和寺書目に明法博士坂上兼明撰
とあり巻末に長春序あり刊本の黒者移飼石齊し寛文二年十月
上木す

巻上　罪科條　六十二條　巻中　禁制條　十四條　賣買條　十條
出挙條　六條　借物條　三條　質物條　四條　預物條　一條　荒地條　三條

雜事條　十七條　服暇條　廿三條　雜機條　十三條　巻下　慶分條　十七條　喪服條　五條

裁判至要抄　写本　一巻　坂上明基

裁判の事　十二條　奏天平弘仁の格令律を引き案ずるに
巻末に明基院宣奉じ云々とあり勅撰の奥書あり藏
人中宮權大夫宗行の文　又延慶二年十二月尚書都事小槻宿禰
の奥書文明十年卯月勅撰大夫清原時定書写の奥書等あり

政事要略　写本　百三十巻　殘缺九巻　惟宗允亮

仁和寺書目に政事要略百三十巻至要條時雜事等惟宗允亮
撰と云々とあり九巻
第廿八　年中行事廿八　十一月四　十二月上
第廿九　年中行事廿九　十二月下　○此巻の中に江匡衡の木幡寺
鐘銘并序　木幡寺被始法花三昧願文　菅輔正の木幡寺供養
文を載せ又追儺の條に侲子八人の図方相氏の図疫鬼の図等と

はしらせり又上東　陽明　待賢　郁芳　美福　朱雀　皇嘉　談天
藻壁　殷富　上西　安嘉　偉鑒　達智の十四門の図あり
第五十三　雑田事
第五十四　交替雑事十四　器伏戎具事　修理神社事　修理官舎事
溝池堰堤事
第六十　交替雑事二十　損不堪佃田事　例損戸率事　損戸交易事
定戸等第事　雑事
第六十一　糺弾雑事一　検非違使雑事上
第八十一　糺弾雑事廿一　断罪事下
第八十四　糺弾雑事廿四　自首覚挙事　告言三審誣告等事
又一巻ハ次闕　此巻にハ下馬礼　行列次第なとのことを記す巻首巻
末ともに闕たり○右数巻の中に引しところの書ハ　律　令　式
外記日記　日本紀　神楽譜　清涼記　吏部記　西宮記　律集解
聖徳太子伝　吉備大臣私教類聚　物記　禮記　本草　論語疏

文選　金谷園記　白氏文集　唐暦　玉篇　仏名経等なり
西宮抄　写本　十六巻　左大臣高明公
高明公西宮左大臣と称すれハ此書を西宮抄と号す恒例
臨時の公事儀式の書にして古礼とのせたり仁和寺書目にハ
西宮抄四巻　八巻　十巻とあり昔より巻ね定らざることしれたり
北山抄　写本　十一巻　大納言公任
此書ハ一條院以来の儀式なり江次第ハ誤のみ多けれハ北山抄ハ證
書たるべし抄華葉をえらべり
第一巻　第二巻　年中要抄上下
第三巻　第四巻　拾遺雑抄上下
第五巻　譲位即位間のこと　第六巻　大嘗会仁王会等事
第七巻　都省雑事　第八巻　大将儀
第九巻　羽林要抄　第十巻　吏部指南
第十一巻　雑儀　○奥書に承保二年備二小一條本七月晦日書始ハ

月四日午書了。同五日校了。

江家次第　二十一巻　十九本　大江匡房

年中恒例臨時の政事大小の儀式等かつぶつぶる記せり。後世の二十一巻なり。今の刊本は第十六の巻脱漏す。しかるに十七の巻は二巻なり。ちなみに十六巻の数と。二十一巻なり。これ巻の次第よんかつけくるべきこと。此書は二条関白道兼の命ずる所なり。但しこれ以て江家次第と号す。匡房は大江家第一の大才和漢に達し。しかるに。○才十六の闕巻字なり。校正全書なり。今刊本の目録をとる。

第一二三四　正月次第　第五　二月
第六　三月四月　第七　五月六月
第八　七月八月　第九　九月十月
第十　十一月　第十一　十二月
第十二　神事　第十三　仏事

第十四　十五　踐祚上下　第十六　行幸
第十七　御元服　御書始　立后　立太子　東宮御着袴　同御元服
同御方事　同御書始　当代親王宣旨
第十八　勅書　記書覆奏　改元　陣申文　陣覧内文　同次位記請
陣定　軒廊御卜　外記政　官結政　廳覧内文　綸結請印
第十九　弓場殿　殿上賭弓　臨時競馬　御覧陸奥交易御馬
院鎮魂祭　御幸　御賀　院雑事
第二十　関白四方拝　賀茂詣　勧学院歩　太政官賀執柄等儀
任太政大臣　任大臣　新任大臣饗　大将饗　人子元服　同書始
諸家子元服　執聟　帥君大貳赴任　路頭礼節
第二十一　御斎會　御国忌　御錫紵　諒闇御幸　同政始
院宮等崩奏違令儀　皇后崩　女御贈位　復任　流人
○桃華薬葉之西宮抄者如形。北山抄八條院以来儀式也。江次第
延久以往礼儀也。但有誤。北山抄者為證書之由知足院殿仰

禁秘抄　三卷　順徳院御撰

此書禁中の故実ばかりをもらせたまふ歟やはり假字をもつぱらにかきたまへり上下二卷なり真字をかきたまへる一卷あり花園院の正和五年禁裏の所々をやき給ひしに密々にこれを書すなり奥ちかくなりぬ文明九年特進通秀の奥ちかくなりぬ

一に禁秘抄おくに称す○好古小録云禁秘抄おくはなれさち建暦御記〻〻真名假名相まぜ〻〻近古悉真名を書更めてえつらる禁秘抄をは〻建暦御記の舊文亡ひぬ

弘安禮節　一卷

仮字多院弘安八年を定めらるる官階書式等なり〻〻ひ仕〻〻まを附録はる○按ずるに壺井義知の官職考説或問云云或問弘安禮節〻〻つ書は仮字多院所世代制撰〻〻ひ仕〻〻亀山上皇洞中〻〻定めたまへ〻〻いつ如何答曰亀山上皇洞中の礼を定たまへるものなれ実法し釋家官班記を〻〻〻〻〻〻世〻

仮字多院の勅なりとし〻〻撰集ひらもしし〻〻おもひはやまものの此題号弘安礼節〻〻かりけ〻〻少〻按ずるに弘仁格式負觀格式延喜格式〻〻其制作〻〻帝の年号は用ひらる概〻寛平遺誡は字多天皇議位のなの所記し故〻ねるの當位のも号は称すしもうれど亀山上皇の洞中の礼はもて皇仮字多院當院の年号と御号取れうんやられあやまり〻〻ひつ〻〻く旧中古の職官鈔は和夷將軍篇〻〻〻〻あたまるもるる鑄板職原鈔親王〻〻侍篇〻至〻仮人偽作〻〻治今せ〻〻故〻ひやまるる多中〻諸侍〻〻は古作〻〻近日の俗〻准〻〻号〻〻〻ろし弘安礼節〻は五位六位の下北面〻〻れ〻〻ひやまて其侍〻〻称せ〻の侍〻〻〻〻のの号のやまるるるる〻〻仮字多院の制作〻〻〻ひやまるるし准后〻ひて〻〻ひ〻〻〻〻の五位六位の下北面〻〻ひ〻〻は是洞中の礼かれ〻し何〻當帝の所制作〻下北面〻〻ひんや

凡書の題号抄しらハなまめかしきのうつりしこれハかなしひがごとなりとも
ぬなし

弘安禮節異本 写本 十二巻

新安手簡 源君美答安澹泊書云 弘安礼節世にあるものゝ写本 返上 弘
武のはしに附したるものにつき殊に脱巻のものもあれと入用かのよし候ふ
某未だ及ばず彼節のものハ巻首に詳しく称号より始て闕字
法に終て總十二巻跋にハ文禄三年七月下旬とあり茂承実
條と署し押字ありし由のものよし路頭礼節等の中ハ十二巻
の中に不見へ此書ハ其故老の南都邊より写しとて秘藏しけれ
を某壮年の時に借りてたまり写させしものまゝ其外に定なき
ど誤りあれど見しかハ世あまたのものこれそうしおもひして
も館中にも流家のもにし校合したまし跋なとつきて總して
そのまゝあれとしたなし

侍中群要 写本 四巻

揚廣相等の作なり藏人の役のさま殊に委しく記せり侍中ハ藏人の
唐名なり

貫首秘抄 写本 一巻 宰相入道俊憲

藏人頭のさまをおもに叶ふ軍の沙汰ありしか 奥書にいふ藏人
頭左中辨藤原房在判 又云此書故吉田戸部被書写之欲其ね
新黄門藏人頭の時又写之云々予借請被本書写之 承元五年三
月日藏人頭左大辨兼頭俊判

内局柱礎抄 写本 二巻 菅原和長

巻首に大内記菅原朝臣和長抄しおはぬ大内記に補せらるゝ人の為
悟すべきことなども記せり

巻上 書位記様事 位記状依其人書改事 女房位記様
神位記様 位記料紙様 調料紙様 上巻奥書云 明応十年
二月大内記菅原為学ーー 又云此柱礎抄両冊為助愚蒙菅和長
卿令編集了誡後生雖被補大内記先祖之教訓失習保為必

迷蒙畢此上下巻咸得簡要也依為一本不顧短毫令書写早
寛永五年四月下旬　大内記菅原朝臣為適

巻下　叙位入眼式　手文調様事　五次第様
奥書云　本云此抄為啓一身之蒙所書抄之也抑所引載之舊記備
忘記　江記　西宮九抄　愚昧記　北山等者世所知之也此外称東府
抄者東山左府之抄也予号東府抄也　往史抄者南家儒家系孝
範之抄也　薩戒記者中山霜臺之記也又吉續記同為所人之
知不遑毛挙而已　明應七年春三月日　菅原和長判

傳宣草　写本　三巻

巻上　外記部　巻中　内記部　巻下　下雜部
附　摂官雜事

拾芥抄　六巻　左大臣実憑公

此書ハ山階左大臣実雄公の九代の孫東山左大臣実憑公の他ハし
て種々の類抄ハ多くの世に毎巻之目録抄挙く考閲に
に実憑公ハ慈眼院義演公門下の人にして博識の士にして
按ずるに拾芥の字ハ源順和名鈔の序より思拾芥者好探義實期
折柱者競採文花とのたまふ採り拾ふものなり
上本　歳時　歳運　十二律　廿四氣　物忌ふのもろ〳〵経史
文筆のもろ〳〵
上末　本朝世系年立　日本紀以下目録　和歌　催馬楽
楽器　天竺唐土路の員数の類
中本　百官位階姓尸の類
中末　女官位　公卿温觴　年中行事　諸名所　国郡
下本　諸社　神事　七高山　三関　大橋　諸寺　服紀等
下末　紬織　銭文　薫物方　宝貨　五色　飲食　方角
諸事吉凶　養生の類

簾中抄　写本　二巻

[illegible]

資隆マハ條ヲ進セラレシ

十七箇條憲法　一巻　聖德太子

推古天皇の十二年夏四月太子ミヅカラ憲法十七箇條ヲ製シ給フシルヨ日本紀ヨリ拾芥抄下本モ今ハ世ニ○或云宝永ノ比ヒ復士太子親筆ノ十七憲法トリ出シモノヲ江都ヨリ求メテ覽ガ如ク求メヨ某和尚ニ如ヲ太子ノ親筆疑ヒ無キヨウニ下ニ[illegible]ル如買ヒ求メ[illegible]法隆寺天王寺ヲ[illegible]ル代ヲ如ク両寺ノ僧衆ヨリ一部ヲ遣ラレ[illegible]此書世ニ行ハレシ又一ハ五憲法ト号ス書アリ巻首ヨリ憲法本紀ニ曰ク　通蒙憲法　政家憲法　儒士憲法　神職憲法　釋氏憲法ト五ツヲ合ヒテ十七箇條ト云ヒ[illegible]通蒙憲法トイフモノハ拾芥抄ノ下ニ載ル十七箇條憲法ニシテ拾芥ノ貴ニ箇條此ノ貴二箇條ト

拾芥ノ才一箇條ハ此書ノ第十七箇條ト[illegible]ル政家憲法ヨリ釋氏憲法ニ[illegible]ル[illegible]ノ字ノ代ヲ[illegible]ノ這ノ字ハ月ヘ[illegible]大成經ノ憲法本紀ニ此

行基式目　写本　一巻

人皇四十五代聖武天皇ノ時行基ヨリ詔ニ曰ク田畠ノ廣狹ヲ定メ足ラヒヌル人数ノ飯食ハ或ノ衣服ノ法式ノ[illegible]ノハ或ノ[illegible]ハ毎年出ス所ノ米穀ハ以テ[illegible]ノ生令ハ養ヒ[illegible]ノ法式ヲ立テ窮民ヲ救フ[illegible]ハ[illegible]ヲ[illegible]ル巻末ヨリ若一巻薬園院有之慶写之ル　永仁四丙申年五月廿五日　従五位下左衛門尉孝久花押

貞永式目　一巻

御成敗式目ト号ス貞永元年七月廿日ニ編集ス編者ノ[illegible]ハ

唯浄裏書　一巻

清大外記教隆真人　時ニ参河前司

矢野対馬前司倫重　時ニ外記大夫

玄番允佐藤民部大夫業時

相模大掾斎藤兵衛入道浄円　俗名長定

越前法橋円全

太田民部大夫康連　以上六人なり

○此書ハ最初ニ式條と号すは式目といはるあらはれたるの故ハ公家の式條あるをはゞかりてしかるゆへ倉院治承四年より起て光厳院元弘三年にいたるまで此関東将軍家の代より以上十八箇と係く一百五十四年之其間天下を領つ式目の一巻と之代の始にいたりて右兵衛佐源頼朝治承四年より正治元年にいたりて理世七年次ニ右衛門督源頼家次ニ右大臣源実朝次ニ従二位平政子承久元年より嘉禄元年にいたりて七箇年があひだ元君の成敗し将軍といふべきかたちに伝く女房なりといへども政務をとりしかば其時二位の尼と申まで菅家二十五代の孫菅原為長

つよて貞観政要十巻を和字に書せしめて常に是を見たまひしとなり次ニ光明峰寺の摂政道家公の三男頼経は七條の将軍と号す次ニ三位中将藤原頼嗣次ニ一品中務卿宗尊親王次ニ一品惟康親王次ニ民部卿久明親王次ニ守邦親王次ニ成良親王とし都合九代にいたる此間およそ二十四人平時政より平茂重にいたりて治承の末より元弘のはじまで百五十余年の代の成敗し○東鑑ニ云貞永元年五月十四日壬午武州政道を勤しられ時試に御成敗の式條を造るべきよし日来内々沙汰ありけるが今日已にこれを始めらる又法橋円全執筆是関東諸人訴論の時兼日法を定めしむる事いまだなかりしが向後にをいて両段を亘て偏に一揆せずこれによりて其法も困も濫訴の起るをとゞめんがためしるなり此式目は他の法令によりて作らず大意はいくべく泰時が忠臣の胸襟より出たりといへども此書の大意は律令格式

代々これ制符ようりゃく或は令の宜さに則りて教とされ法令示し
てこれ以五十一箇條にせり推古天皇の御宇に上宮太子と蘇
て十七箇條の憲法を作りてこれ日本に行く法令を定
むるものなり律令格式これなり其他代々に
律令格式の書を撰せられたり弘仁格の序に律は懲粛と以
て宗とし令は勸誡と以て本とす格は則ち以量り行く制を立
式は則ち禁じ違ひ拾遺四のうちの相須て以て範と
垂るるなり律令格式は律令格式は真名を用ひ
目は假名とよれりのおしに奉ぜず状に用ひ
所成敗式目は家の字に関東の二字なり
書を除ぶ寛正六年七月五日細川勝元
なりしに彼亭に於て祖父常忠初めて講じ
是なり其の諸なり其の所論なり祖父の
ようなし又律令格式は皆呉音なり式目も呉音なり

音も又漢音もまじれり已上舟橋環翠軒の説なり

御成敗式目諺解　六巻四本　清之位入道宗尤

舟橋環翠軒自序に此書の起原を知るべし
書に祖父常忠の所作なるを知り
勤賢盗取の間重くこれを
すべし天文三年閏四月廿八日其切紙
軒宗尤判に元禄十二年上木す

御成敗式目鈔　一巻

作者つまびらかにせず巻首に清和天皇より実朝公までの系図
に次に頼朝より護良親王まで十二代将軍の位署生卒を
記すに次に北條遠江守より駿河守重
時までの系図に次に将軍次第又関東将軍次第と載せ文
末に元和
九年拾月十六日に直人花押あり

公事根元　一巻

正月より十二月まで禁中の公事ども次第してこれをしるす
をもつぱら一条禅閤兼良公應永年中より將軍家の諮に依て
作られしものなり○奥書に云應永廿九年正月
十二日書之年齢倫に嬰児のあるを外見憚りて又一本奥に
云右根源抑抑當の作者をもつぱら成恩寺関白兼良公寸時
生年十九歳一紙の書状被送せ給ひしを進ぜ給ふ云々
此抑當の人足利四代長御院義量の事なり○年山お聞に此書を
後成恩寺殿兼良公の撰ものゝ中に入れ給ふ年中
行事の歌合の奥に云々ば普光園院良基公の作なり兼良
公抑抑題号なり歟あの軍家へまのりかなり

公事根元集釋　三巻　松下見林

本文の傍訓頭書等諸書を引くこれを釋す巻首に兼良公の
小傳を附し公の著述の書目を記す元禄七年六月自跋

年中行事　一巻

つぐ作者を詳にせず四方拝より追儺に至る年中のこと
なり此外に禁省年中行事不知年代年中行事外記年中行事三
條訓點年中行事等古き書目にのせれども共に作者なし
又作者の名を記すものは九條師輔公の年中行事右大臣實資
公の小野宮年中行事日野資實卿の年中行事後京極殿の年
中行事後成恩寺殿の年中行事等し其餘近代の年中行事お
数なり

東宮年中行事　写本　一巻

假字にて巻首正月より三月まで闕あり作者の今案に
正月晦日光孔世和世の後に図なり○奥書に加了見本
此鈔秘書魚雙之物也末代之重宝也可秘蔵云不可出堀門外
云云　春宮權亮藤花押

神祇官年中行事　写本　一巻

正月より十二月まで諸社祭礼神馬居饌ホのもとに奥ヨ臨時の儀ゴ。故のす其中ヨ建久九年元暦元年安元二年貞應年おの年ゴ代法まとにに奥ちかし　他者つぎ

建武年中行事　写本　三巻

一名假名年中行事○奥ちかに此年中行ゴ者後醍醐院製作也彼宸筆正本無銘只被号御秘抄敬命暫所加外題也了元来所持本為校合申出大覚寺殿御本正文重加清書應永三年季夏上旬　判　此外寛正文明等の奥ちかり○壷井鶴翁校正刊本の奥ちかに此秘抄源准后親房入乃伝ちかにやや近代中作ちかに大概ちかに年代記寛正才五暦無射中旬候花押○鶴翁ちに伝醍醐帝の制作ちて建武の比同帝復位の比北畠一位准后入乃論令ちかに修撰す官府の故ゴ切採諸書の送例と撮ひ用捨と審察ち古今ちかに書成ち年ぬ実ちかゴ故要の垂説ちかにつぎ

建武年中行事略解　五巻　谷村光義

図ちかに漢字ヨと附ち仮名ヨ借書ちかに引ちかに活釈ちかに○谷村光義八石清水の社士ちかに壷井義知の門人ちかし義知の序ちかり享保十七年四月上ホす

禁裏年中行事　写本　一巻

近代の中ちかり元ヨ四ゴ正月の奥ちかり

日中行事　写本　一巻

後醍醐帝の所製ちかに假名年中行ゴ奥ちかに尺ちかに一名禁者日中行ゴ号す早稲田の所ちかに所法ちかに奥ちかに夜の所作ちかに他の ゴ禁中日ちかに所ちかに世ちかに

大槐秘抄　写本　一巻　九條伊通公

年中儀式等の儀式の時帝王の所ちかに世ちかに

[illegible]九條大相國伊通公二條院へ獻ぜられ[illegible]意見の[illegible]
[illegible]奥[illegible]
[illegible]右之一冊芝山勘解由次官廣豊のかとゝ以て書写し助
校合仕遂幸ぬ元禄五壬申二月日　左中将公韶

禁掖秘抄　写本　一巻

紫宸殿清涼殿紫盤石等の図仕[illegible]奥[illegible]享禄四
年霜月廿七日右少辨[illegible]

名目鈔　一巻

一名禁裏仙洞小名目と号す　恒例諸公事篇　同臨時篇
私儀篇　諸公事言説篇　禁中所々名篇　人體篇
院中篇　雑物篇　衣服篇　喪服篇　車輿篇
文書篇　部[illegible]名目の[illegible]せ仕[illegible]
仕附す○奥[illegible]右一冊不慮被見之間幸写之東山左府実[illegible]

公自筆也件本草本狩或有篇目不載其子細或翻轉之所
鈎引之大略如本写之少々又加今案重説書損之處々漏之
止外見可練習而已　于時明應第九季秋望後一日　右山科
亜槐言継以自筆本清渭朱点等一校了

制度通　十二巻　伊藤長胤

本朝の制度多くハ漢土にならふ仕[illegible]和漢の倩[illegible]仕[illegible]
てこれ仕係せ[illegible]ハ図仕制[illegible]一[illegible]
む今これ目録仕左[illegible]

巻一　元年改元の[illegible]　正朔之統の[illegible]　日星躔度の[illegible]　暦法の[illegible]
巻二　州縣郡國の[illegible]　郡縣大小等差の[illegible]　内朝外朝并朝會の[illegible]
宮殿名稱の[illegible]　都邑坊城并皇城宮城門号の[illegible]
巻三　三公三師三少の[illegible]　唐之省　本朝太政官の[illegible]
六官九寺六都八省の[illegible]　後宮官の[illegible]　東宮官屬の[illegible]
巻四　官秩位階正従の[illegible]　兼行守試の[illegible]　功臣号并賜の[illegible]

官職四等四位の事　詔勅制誥并位記等の事　冊授勅授等の事
巻五　服章の事　印章の事　俸禄の事　符牌勘合の事
僧尼度牒の事
巻六　進士及第状元之場の事　考課の事
巻七　任子恤補の事　廟制并間架の事　九族五宗五服并本朝五等親の事　廟号陵号并臣下諡号の事
巻八　古今戸口多寡の事　墾田并税糧総数の事
田賦并井田租庸調両税の事
巻九　田法歩畝頃并本朝町段の事　行程里数の事　成丁の事
復除并蠲符の事　旌表の事　常平倉社倉并本朝屯倉公廨田の事
巻十　銭貨の事　尺度の事　斗斛の事　權衡の事
端匹疋絇の事　姓氏の事　名字の事
巻十一　釋奠の事　樂の事　経籍の事　学校の事
巻十二　律令格式の事　兵制并本朝軍團の事
巻十三　五刑の事　十悪并本朝八虐の事　八議并本朝六議の事
議請減贖官當除免の事　大赦常赦曲赦の事　私度越度冒度式の事
保享限の事　才技長上の事　土功并長功中功短功の事

巻首に享保九年甲辰腊月東涯自序巻末に寛政八年丙辰十月
伊藤善韶跋あり　字本　三巻

禁裏物御圖　御造營の記　紫宸清涼其餘諸殿の圖　昆明池障子圖
荒海障子圖　寛政新造神嘉殿の圖　清涼殿御壺祢名所和歌
御殿廻御繪様等　巻末に賢聖障子名臣冠服考上下二巻附して
負文亀の事　五条家及柴邦彦の勘文付あり

御即位假名抄　字本　一巻　一條兼良公
是は三条知抄なり　序瀧位の事　序即位の事　序禊行幸の事
大嘗会の事　小野記す○奥書に依倫宗祇所切手馳筆畢　文明十
年二月日　後成恩寺禅閤　○又一本　天位重行の事　大宋の序風

の〻〻〻〻〻〻〻で十箇條ハ記す　奥ものハ〻〻〻此抄一條禁闕御作也重
尋申上条〻追書加之畢　宗祇　又八箇条ハ〻〻〻〻〻〻〻奥ものハ〻〻
依種玉老人嚴命聊顯累葉之家風者也莫敖外見矣　文明十年十二月日
神道長上卜部朝臣兼倶卿

後西院御即位記　写本　一巻　二條光平公

明暦二年四月廿三日　即位の次第　真字〻〻〻記され〻〻二條関白光
平公修進の〻〻〻奥ものハ〻〻〻

永享二年大嘗會記　写本　一巻　中原康富

永享二年十一月十八日〻〻〻廿二日まで大嘗會の後記す〻〻〻甚
一切〻〻〻〻〻〻〻書ハ則康富記の〻〻〻

永和大嘗會記　二条良基公

一名御禊記　巻首に永和元年十月廿八日鴨川の御禊の〻〻〻〻〻
假字〻〻〻〻〻〻〻〻

大嘗會私記　写本　二巻

上巻ハ貞享四年八月廿三日〻〻九月晦日まで又十月一日〻〻冒頭
の記し　下巻ハ同年十月十六日十七日両日の記し　左中将基福公
の祝詞〻〻〻巻中〻〻図〻〻〻

元文大祀記　写本　一巻

巻首ハ大嘗會元文度私記　利見堂門人文會源忠良編集〻〻
〻〻〻〻〻元文元年戊午十一月下卯日大嘗會の記〻〻〻図〻〻〻〻
此中ハ忌火御飯・陪膳次第　所々の辞遷の作修進し　悠記主基
屏風の歌　大嘗會古代和歌　貞享四年大嘗會次第　以附す
此次第ハ攝政の作修進し　利見堂ハ多田義俊の弟子

御昇壇記　写本　一巻　多田義俊

目録　新院御移徙　内裏上棟日時定　安鎮　御疱瘡　御酒湯東
使　新造内裏遷幸　内侍所渡御　御移徙東使　新院仁和御幸始
新院御疱瘡　崩御　中宮御門号定　御受禅　御移徙　勅使
御即位日時定　御即位由奉幣　禮服御覧　御即位　諒闇終夫後

御元服日時定　御元服由奉幣　御元服　後宴　賀表　御即位御元服東使　御餝　勅使参向　改元

此書ハ宝永六年七月より正徳元年九月にいたるまでの記録にして其間の儀式次第宣命賀表ホトヽギス雜事ハいつれもてくらしたるを余ハ図てしるのみ其後自ら

北山行幸記　一巻

鹿苑院殿隠居のはゝ山の山庄へ行幸のけの記録なり

永享行幸記　一巻

普廣院殿の所あへ永享の中ゆ行幸の記録し

類聚雜要抄　写本　四巻

巻第一　御膳固供御同脇御膳　七種若菜　十五日粥　三月三日餅　五菓　代始御膳　大臣家節供　臨時客饗　大饗　五節殿上饗

巻第二　宴礼指図事　五調度の事　屏風宴礼指図　障子帳指図　掃部の事　続紙部の事　錦部の事　帛子部の事

二階并厨子覆敷等の事　屏風袋の事　香嚢懸所の事　舊人口傳の事　掃部面脂部の事　御寝束の事　差図の事

巻第三　調度　理髪具　將衣束　鏡　膳所具　舞姫女將衣束　禄法　所々垸飯　行事所雜具　繪折櫃菓子　雜菓子　大破子　屯食　出火桶　大櫃等の事

巻第四　母屋調度の事　帳の事　廂調度の事　○母屋調度ハ二階厨子　香壺部　掃部　菓部　造紙部　枕部　香嚢　衣架帳　屏風　鏡　螢代　五尺屏風　三尺几帳　四尺几帳　繧繝端畳　東京錦畳　高麗端の畳等なり

一の巻奥書ハ新院所ゟ親長へ被仰付校合記ハ寛文十二季冬十三夜校二位源所判　二の巻奥書ハ右道蓮院堂の所ゟ被仰付校了　寛文十二残腊廿二夜　四の巻奥書ハ右類聚雜要第四巻元禄十年二月廿五日女所入内二階厨子二階棚ハ所ゟ筆新調ハ中ゟ彼記ハ是清閑寺故一位殿所持ハ

又元禄十七年甲申三月御厨子所預前備前守紀宗恒　又寛延元年十一月賀茂真淵等奥書ありO此書膳具名物殿屋等ことごとく図ありしかるに後物ともくりしかるに差図の書かるべし一巻末よりは厨子黒棚の図ありて附すねんの附きくばるべし

有職小説　三巻　駒谷散人郁

宸殿官家　院中　後宮　竹園　書物　公事　舞楽
官職　武林　叢林　女官　服器　雑篇　公卿先途等の部と
ふちくろ多しかるに故実ありて元禄十二年正月刊行す

故実秘要抄　写本　二巻　壷井義知

上巻　男帝女帝の作す　摂政関白の作す　三種神宝の作す
南面の作す　両殿再拝の作す　大嘗会新嘗会の作す
下巻　しるせの作す　五摂家の作す　冠の作す　しけ佐の作す　詔詔
五巻　同上

昔傳拾葉　写本

昔ありしかるに故実の解しがたきもの如し

書かるに寛永年中宋徳老人和州一見あるに次第かくしるし
しるしかるに奥ありけり

昔傳拾葉提要　写本　一巻　同上

中書の次第の混乱しかるに粗しるしかるに又魚實の雑談七八條を除きしかるに奥ありかるに巻末に寛永六年中夏壷安記之しるしけり

故實纂要　写本　四巻　多田義俊

一名故實千箇條しるしめ神代のしるしめしかるに
雑の条に服飾の故実ありしかるに

三十箇條故實辨　写本　一巻　同上

これも雑しかるに故実ありしかるに古き舞の書の詞ありしかるに雑しかる

職原鈔　二巻　北畠親房

傳来のしるしかるに北畠准后親房南朝村上天皇の興國二年吉野にかくし編集す一巻の文書ありしかるに筆記せりけり法名宗

玄とり以此時四十八歳しるけるも博識のへし貞國二年ハ北朝の光明院暦應三年なり准后の自跋により官職唐名以下一條禅閤兼良公の作としし附録しけ跋尾ゟ桃華老人とけるハ兼良公の別号し慶長十三年出納大藏大輔中原職忠そじめく板行すけう舟橋式部少輔清原秀賢跋を附す此本ゟ職原の追加を入少官以下其ほと禁裏并ゟ将軍家ゟ上まて秀賢ハ環翠軒の玄孫なり職忠ハ秀賢の門生しへくこれも又職の名がきてあるへし職忠法名萃菴中心と称す萃菴秀賢ゟ就く校正し又中院也足軒のか於以く参考し開板すといへり○或説ふいく尊氏後醍醐帝を根みまりて吉野ゟ移しまゐり時一品親房天皇ゟ就まゐりて吉野の奥ゟ閑居せしれける逆旅の苦ゝ堪ざりけまり帝道乱ま官位もまちゝしまして僭りしけるんのあろひく作まて職ハ體し官ハ用し俸禄を司ざるく威名けるを職といひ才能けるをんろけく官よりよ又云二階堂信濃よりよく都へのぼり職原と外記

ゟ相傳しゝく関東下向のほけまりゟ秘しゝくこれをうしなひ其後安保氏叢これを傳へて今ゟ連續すとしろく○壺井翁の曰職源説向参ゟ曰職原ねといひて號号も亦俗学けやまりて名づけゝるそのし舊書ゟ或ハ明職としけるゟ官位抄としけるこれもなゟ名づけたるものゝく不合しろのけやまりをかすの謂ハ唐宋の職源といへるもまハ諸官をあげゝうの職掌を載うゟ今ゟ職原鈔といハ諸官の職掌をのせすとゝく只任道の旨とな世のよりゟあらざるをのぞかってのもくゟ親房卿自己此題号をあらためよしりつるのハ我けやれま既ゟ跋文をれく謙辭したまゟし相應せざれどしあるをいでますあしんゟ人證文もあらさく是近き愚意ゟまゝせゝくいひのしりてれハ職原をよなのゝく志るもろれ一書をあらへしすゝく○藤貞幹が好古小録ゟ曰職原鈔ハりゝ號号なく巻首よたゞ百官の二字けるのゝほく人撰ゟ増補をなし官位鈔明職ゝ原鈔等の名をつけゝりれゝろの號号なるすのも亦へ穏あらずゝく○按ずるよ櫻雲記巻

之中ニ曰興國二年北京暦應二年新帝吉野ヲ出帝都ニ入ル
殿閣ナク月ハ雲客微少昇進除目殆断絶セン事ヲ歎ス二月下旬源
親房常陸小田城ニ居シ職原鈔二巻ヲ作テ吉野ヘ献ジ
百官諸位職掌ヲ撰ブ未代ニ至テ帝都ノ亀鑑ニ成ル
親房博識才学アリ今東國ニ在テ文書ノ一巻モ不携ヘ輙
シク如何ナル凡人ノ所作ニ成ルベキ

職原聞書抄　写本　五巻

巻首ニ此書ノ起ヲ述ベテ其中ノ文ニ曰此書ハ安保殿上落ヘテ宗
祇ノ使ヲ以テ二條殿ニ聞給ヘ関東下向ヘ讀ニ至ル迄ヲ安保流
ニ愚ガ作ル不拘月ノ歌ノ次ニ主典ニ任ヘリ人ノ方ニ多田
ニ人作ル迄ニ多田ニ長恒ニ成ル如作ル事ハ今日ニ用ル
所上巻ニハ九位九官下巻ニハ摂政ニ関白ノ兼官ニ重ク此書
制作ノ起ヲ述ベリ鎌倉將軍先代ニ帰ル當家足利ノ高氏ノ時也
後醍醐ノ所帰島ハ元弘ニ九十五代ニ至ル動乱ニ其ノ吉

野ニ隠居ス彼大納言ハ遠島ノ時ニ供奉ヲ其恩賞ニ依テ准ニ后
ニ任ズ又ハ吉野ヲ出ル此書ヲ制作ス或記ニ曰北畠源大納
言一品親房ハ吉野ニ在ル懇ニ人ニ成テ如書セ給ヘ時
ニ暦應二年庚辰二月日書之ヲ○奥ニ云ル出納某授之聊不出
御外耳ヲ記者如ニ成ズ

職原勘物　写本　六巻

巻首ニ親房系図位署等ニ中ニ文儲書ヲ引ル仮ス古ヲ作者ヲ記ズ

職原鈔大全　十巻　槙木悦

首巻　職原鈔の起　親房系図　歴代官位冠帽　衣服次第
諸國釋奠　封戸職田位田の事　親王以下月料　税租賦役
年給　大内裏図　當代禁中図等
第一巻より第七巻ヲ省ル
第八巻　禅閤追加　第九巻　秀賢追加

此書採用すゝ百寮訓要抄　中院抄　清之位宗尤抄　惺窩
ひとしなみ　治二年上木す

職原鈔首書　五卷　藤原肅
上卷一二　下卷一二　補遺後附一卷　惺窩の首書なり寛文
二年上木す

職原鈔句解　十二卷六本　白井宗因
卷首に此職原鈔は二卷なり一卷は顯統本と号す親房の
男顯統朝臣南朝の正平三年ごろ[illegible]
[illegible]と教具なし号すこれは公の五世の孫教具卿の授定
[illegible]
今此句解は彼二卷を合せ[illegible]其中に顯統の跋
[illegible]
大全おなじ[illegible]白井宗因は白雲散人と号す自の跋なり寛文十二
年三月上木す

職原鈔參考　五卷
首書に諸説を考へ[illegible]漢人の[illegible]書[illegible]
元年の跋なり

職原鈔聞書　十二卷　幸菴分宜
弘文院学士春齋林恕の講延に侍[illegible]
説一説かゝ[illegible]は大全の説及舊聞の説[illegible]
附録職原鈔追加拙解は湖西の宅帯刀編集なり延宝九年九月
物清廉の序なり

職原鈔通考　写本　二十一卷
本書二十卷　封戸職田考一卷を附す享保十三年冬十月門人多田
義俊真字序[illegible]有職者流[illegible]の数百家なり其説或
は縉紳家の伝に憑[illegible]これを古典に徴せず或は臆説に拠る故実
[illegible]博く学び約に記し疑は[illegible]
[illegible]

詮文にてこの[illegible]より今まで[illegible]ばこれが信ぜず惑ひと
千古に聞き教が萬世に垂[illegible]
壷井氏の家系履歴が記[illegible]先生姓ハ源名ハ義知字ハ子安
其譜清和の皇別より出世降[illegible]介曽を以て仕ふ又其道意君に
歸す故に[illegible]池氏の嗣[illegible]壷井氏の女が娶[illegible]明暦丁酉三
月九日が以て[illegible]河内國河内郡辻子村に生幼名牛松丸才
敏[illegible]群児に秀[illegible]邑[illegible]が[illegible]四歳[illegible]又[illegible]
慎終の礼母氏の養育受壷井氏が以て[illegible]出て浪華に
遊ひ白雪老人が[illegible]走龍の法が学ぶ老人其手妙神に
入る[illegible]き直地人に[illegible]蓋奥が秘[illegible]十
八九歳[illegible]既[illegible]が以て世に[illegible]二十一歳信濃國が[illegible]水野
侯の松本の府に客[illegible]家族本多氏に宿[illegible]弘化七年信濃が
去て加賀に往金澤の府に遊ぶ[illegible]年皆書に食禄せん[illegible]欲
すものなり一日職原鈔が使て[illegible]日誠に天下の礼が[illegible]

[illegible]の誰の官職が明らせず[illegible]其用が成んや書が以て[illegible]
ハ蓋大丈夫の[illegible]ぶ[illegible]郷に[illegible]者が儲
の氏族に告ぐ二十九歳[illegible]京都に赴き四辻羽林君に仕ふ羽林君
此時伏原宣通に就く古書訓讀のけ[illegible]先生これ
に陰怪[illegible]ども[illegible]れが[illegible]今に至るも[illegible]伏原家に客[illegible]て
門生[illegible]称せ[illegible]ハ此縁が以て[illegible]其舊恩が[illegible]
ぶ[illegible]先生[illegible]
きよいで[illegible]裏[illegible]回[illegible]
して厭る[illegible]ず有職の学を衝く塵務を[illegible]
士の[illegible]諸家の
後士に雑徒[illegible]其徒に群[illegible]学術
と思惟[illegible]故実が熟練す[illegible]
幸[illegible]獨[illegible]十二歳[illegible]初め[illegible]裝束拾葉三卷
が[illegible]錄む四方の学者競ひ[illegible]これを[illegible]

[illegible]三十四家の叶先生[illegible]事[illegible]の三十餘人其ねたせ
印ハ解去[illegible]濃[illegible]門ハ開て向者[illegible]愈す[illegible]ハ移す[illegible]
[illegible]竟[illegible]町尻の西西親町[illegible]止る先生の学故きハ温ね新さ
ハ[illegible]以く宗[illegible]す八條羽林君温故の二字ハ[illegible]く軒標す
著す[illegible]ころの書八百卷一も無根[illegible]出[illegible]の[illegible]門[illegible]の二
千餘人[illegible]堂[illegible]登[illegible]もの三十餘人宮[illegible]入[illegible]の六七人[illegible]職原
鈔辨疑ハ世[illegible]ひく[illegible]世の先生ハ[illegible]す[illegible]の皆伝す名 鳳翔
仙宮の[illegible]森[illegible]ハれ 竹園櫻門の貴[illegible]藪[illegible]迫[illegible]
東都の徵[illegible]愈[illegible]て[illegible]離[illegible]大[illegible]今嗣善藏氏名ハ氏[illegible]其
才実[illegible]先生の[illegible]哉実[illegible]有職の学先生[illegible]真[illegible]
義後ハ小軍[illegible]先生[illegible]て先生の[illegible]
[illegible]ハ喜ぶ学[illegible]詩解[illegible]推[illegible]規矩[illegible]此叶[illegible]ハ学[illegible]
[illegible]ハ[illegible]の叶[illegible]受[illegible]ん中嗟呼先生の恩義後ハ[illegible]
[illegible]○按[illegible]秋齋[illegible]序[illegible]鶴[illegible]の間隔

せ[illegible]ハ享保の末[illegible]○此書漢字[illegible]ハせり職原の二字
ハ釋[illegible]義知按[illegible]此書ハ以く職原鈔[illegible]ハ舊名[illegible]
[illegible]舊[illegible]換[illegible]或ハ明職[illegible]名づけ或ハ官位ハ[illegible]
又唐[illegible]職源[illegible]宋[illegible]職源[illegible]是各文武の諸官ハ列[illegible]
時世の改革及びその職掌ハ明[illegible]所以[illegible]人若くハ[illegible]
[illegible]以く職原鈔[illegible]名づ[illegible]○引用の書目二百十餘部

職原鈔辨講　字本　二十卷

多田義俊

義後自筆[illegible]右職原鈔上下二卷寛延元[illegible]より口授筆記せ
め當寛延[illegible]三月十四日ハ以[illegible]ハ遂[illegible]ぬ先達の説
ハ破論[illegible]別て[illegible]壷井先生の説と難[illegible]
先生ハ秋齋一旦の[illegible]し其恩ハ[illegible]甚恐[illegible]
舊書[illegible]今考[illegible]得[illegible]説ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]杭[illegible]
[illegible]説[illegible]

[illegible]

[illegible]

今其一二ヲ挙　世ノ字ヤの職ヲ鈔二部作リ侍リ一部ハ奥書ヲ欠ク
[illegible]部ハ親房五世の孫教具の奥ヲ[illegible]ハ欠流ヤの[illegible]具
[illegible]別ノ材親
本[illegible]奥書ハ北畠材親[illegible]欠流のヤ[illegible]
遠ハず百年前ヲ[illegible]ハ欠流ヤの[illegible]京都書林も二十
[illegible]以前ハ欠流ノ奥ヲの字ヤ[illegible]今の世ノ
[illegible]ヤ[illegible]遠[illegible]ヲ[illegible]中ヲ職忠
[illegible]減[illegible]系別[illegible]
入毋後秀賢ノ奥書ヲ[illegible]

野冨田槙木玉井ヤ[illegible]鈔物ヲ編講談せ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ハ官職の学問大ノ[illegible]其ヤ[illegible]
[illegible]職ヲ鈔大全ハ右の槙木氏しるし八方堂佐渡守
ノ仕ヘ子孫今ノ勢州久居ノ[illegible]ハ惺窩先生参考
ハ字都宮田的職原鈔聞書ノ[illegible]林春齋の[illegible]
ら皆官職の学問ノハ甚[illegible]又別[illegible]の四巻[illegible]
野春節[illegible]人の他[illegible]取[illegible]十二三四[illegible]右ノ
く中ヲ職ヲの私意ノ仕せ[illegible]損益[illegible]係ノ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ヲ右職ヲの[illegible]ノ平田外記ヲ
[illegible]子河内の人壷井義知ヲの学ヲ[illegible]舊記ヲ[illegible]
ヲ彼欠流ヤノ技令[illegible]四方の門徒ノ教[illegible]官職の学
大ノ[illegible]壷井氏の[illegible]大[illegible]
[illegible]壷井氏文字の学ヲ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]日ヤの官職ハ[illegible]官

唐官との二代の官名をくさし、されど解しがたし周官ハ周礼にあり
唐官ハ唐書百官志にあり。くはしくハ周礼百官志のくに勘へ
てハ任官の故実ことごとく通じがたし唐書の全篇を考へて
時ハ其人ぶ行跡まで通ず其外ハ杜佑
通典など扨はじめ官職の事をのせたる書数十部あり。これら是を
合せみれば有益し。但し大全参考のごとく異國代々の官名を
て論ずる時ハ、くはしめがたく、又もろもろのひがごとし唐にならふを
周に考ふるべし。これ日本の官職を異國の官職に考へ合すべしとて撰す
○又元大全参考以下の說に此書ハ親房で和州芳野にてあらはし
とぞろしらく壺井氏の說ハ常陸國小田の城にてかくこれを撰し
時同じく神皇正統記をも撰し共に南朝の天子後村上天
皇へ献上の書なりといへり壺井氏は下巻に親房の自著の跋あり
て其文に在逆旅不蓄一巻文書といふの逆旅といひて證拠
とあるべく逆旅ハ天子のおひの外の旅へ出たまふことし史漢など

指りて論ずるぞ日人の撰するところ正統紀は芳野ハ浅まし
ところなれども三種の神器ましませばまことの都なりといへ
りまいりて甚かんがふるの地をいひて逆旅とはいふまじんや常陸
の小田の城にて撰したまふはなほ村上帝興国二年庚申二月下
旬の事なりといふ軍書にあんじつらし以上壺井氏著す職原
鈔辨疑開巻の論也秀樹 義俊改名 おもへらく右下巻の跋を證とす
ることのかなしぞ其跋の発端に或請闡官位昇進之次第書比
て其文續にかかりてあり。逆旅にありて一巻の書物もなきとなし
畢下の詞あり。されば村上天皇へまゐて撰りしものなりとする說に
なんぞ或ひハ人に傍の子ら礼の文ならんや又ハ軍書にもあらず
りつて證拠になりがたし世に南朝紀傳と号して南朝のことを
少しばかり記すものを南方紀伝と称しふるきものに同じ
此書に壺井氏の說のごとくならんも見えたり
えがたし其うへ親房博覧の人なれば学文のたすけハ職原鈔の文

字の顛倒錯置してもつぱら逆旅の字なりとこゝろえて字義を匠
書たりけんや天皇平安城なりとく芳野の不自由なるを不審し
て逆旅と書たりとかゝるに芳野は吉水院にはあらず今ハこれ
吉野寺と号す其寺は親房自筆草稿の職原鈔にも吉野関東
の召出とく名説なりとあるを吉野はいづくにもなしこゝ
昔よりこれ伝ふる宜しからぬ説なり壺井氏の説ハ好事の作な
るべし○雅素梅ずく職原鈔嘉禄二年二月下旬常陸国小
田の城にて他出して櫻雲記は詳なり此記ハ西山公の日本史にも
引用せられたれども実録なるべしとれど壺井翁の作なる事
きはめてあらざるべし

百寮訓要鈔　一巻　二条良基公

足利義持将軍の求めによりて官職のことを一通りしるされ
しなり職原鈔に参考すべきものなり

有職問答　一巻五本

奥書にこの一冊問ハ多く良義隆朝臣の所資定代にて答ハ西三
条遍遍院実隆公記之にくはしくあり○此書目ハ大内文隆の官職のもつきく解しがたきもの
ハ業平の陸陽の外に称号なしとて実隆公へ問
られて返答し給ひしを上本す

諸家の業　一巻　二条康道公

官家の家職のことをしるされたり

官職難義　一巻

東宮　摂政　関白　内覧　兵杖　准三后　親王　太政大臣
叙位　内侍宣　重任　其外官家の故実事なるやすくしるし
しかれども他者なりとせず文亡八月吉田兼右書写す奥
書あり

釋家官班記　一巻　尊圓親王

僧家の官位のことを記されたり○壺井鶴翁の日官班記ハ伏見院

皇子なる亦叙し文和四年勅従五位下に叙せられ

公卿補任 写本 百卷 或八十卷

此書卷數一定なしず近来流布のやうな神武天皇より陽成院の廢長の時まで代々大臣拾位関白已下宰相に任以上その時の官位の補任年月日なども有りて○書中に

永正三年の奥書に仁和寺目録に補任辨官補任少納言補任外記補任史補任八省補任侍從補任内記補任監物補任后宮補任諸寮補任諸司補任判司補任彈正補任諸職補任春宮坊補任諸使補任撿非違使補任諸衛補任受領補任藏人補任僧綱補任 又神祇官補任等の數十部拾集し共に卷數拾ふべきず今世の示に武家の昇進おもくきしくのせり此書の外に雲客補任右軍補任等のあるべしいまだ一依せず○今年の三補任をもて五卷拾ふ作者拾ふべきず初卷神武天皇より延喜に至る彼時世に八人の大臣

ありしかども臣連等の任なり天皇東征したまひし時大郎氏の遠祖に勅して臣命に従ひ諸虜拾誅して功を盛かれば也もとより官号拾ふべきず綏靖安寧懿徳孝昭孝安孝靈孝元開化已上九代の時は臣に称すべき人名なし崇神天皇の時世使拾四道に分ち遣はし皇化に帰ぶかざるこの拾平げしめたまひしも是連等の号なり垂仁天皇の時世に阿倍臣等五氏の祖認拾奉じ拾拾ひしかすべて卿に称すべきなれども官の号なり糸は天皇の時世にもとめ棟梁の臣武内宿禰に拾ひこれは正史に五十一の八月に雅足彦のそ拾ふべく皇太子にすべきなれば以て武内宿禰拾令ひしかいつまでもなく臣に称すべきの名をもとめ拾ひ延喜に其は成務天皇の時世に八大臣武内宿禰に拾ひこれは正史に之年正月已卯大臣に拾の五十七いつまでもなれど大臣の号は拾ひ延喜に○三田義佐之園大納言基香に公卿補任拾ひしなり世にもなれども助

けるつけ〳〵其ゆかりよりさて世代をうハ委しくそ歳
なるべくかりなるべくそなりけるものゝ但一通用のものゝ省略
へるやうに

南朝公卿補任 写本 四巻

吉野皇居の延元二年より元中九年まで五十六年の間の補任なり

巻之一 後醍醐天皇延元二年丁丑 北朝建武四年 細註ありて
十二月廿一日夜主上密書御花山院第遷幸吉野行宮
延元二年 三年 四年
後村上院上 延元五年興國元年 興國二年 三年 四年 五年
六年 七年 正平元年 正平二年 三年 四年 五年 六年 七年
巻之二 後村上院下 正平八年より廿二年まで
巻之三 後亀山院上 正平廿四年 廿五年 建德元年 建德二年
三年 文中元年 文中二年 三年 四年 天授元年 天授二年

三年 四年 五年 六年
巻之四 後亀山院下 天授七年 弘和元年 弘和二年 三年
四年 元中元年 元中二年より九年まで 北朝明德三年
巻末 私云元中九年閏十月北朝明德三年所入洛の時南朝三人
洛各実の導或下向分國中親公顯泰卿尹良宗等或出家或留山中者
不奉仕北朝矣云々

位署書式 写本 二巻

官位姓名附書列之法也云々 位署の和判附載巻末 壺井義知の位署式私考附す

官職浮説或問 写本 一巻 壺井義知

官職のよつて来りしひ伝了る浮説ども或問ひ後ける
うつかり巻末に宝永六年初秋蒙彼此之問難答之云々引
用の書三十部附奉勘解由小路韶光卿の敬ひ

雑職九毛傳 写本 一巻

官位稱号其餘雜々の故実を問答を設けてこれをしるしたるもの作者はしられず

當時諸家官位昇進次第 写本 一巻 壷井義知

諸家に定まれる官位昇進の分限をしるせり○奥にいろいろ初学のためにとて近世諸家昇進の次第をしるして巻末頼重の国基稿よりあつめたまへりとて宝永五年十二月五日壷安誌之

百官表圖 一鋪 近藤篤

四分配當絲流外官神祇官太政官八省諸職諸寮諸司監物判事奉膳弾正臺二署三使検非違使記録所蔵人所諸國受領陸奥出羽按察使鎮守府太宰府近衛々門院廳親王摂政大臣家等の諸官の次第正従の分唐名相當の事並に女官雜官僧官院官関白家執事家司等にいたるまで一統にして分暁せしむる圖にして又位階唐名位署書式を附す

日本官制沿革圖 写本 二巻 伊藤長胤

東涯翁先生漢土の官制沿革図をつくりて歴代官位改革の次第をあらはせり今その書に准じて本朝官制の古今を改めあらはしかの図を設けてこれをしめされし

雲圖抄 写本 二巻 藤原朝隆

此書はむかし年中公事の御装束の指図をしるし上巻は正月より十二月までの公事をしるしたるもの又その図あり下巻は八 内侍所御神楽の次第 五節 辰日節会 弓場始の次第 灌仏 臨時祭 季御読経 賭弓 御仏名 内論義等の次第を記せり○永暦最初之年無射上旬参議藤原親隆判 元應二年仲春五条宰相藤原親雅在判此の奥書によりて大納言藤原朝隆卿の撰とし

雅亮装束抄 写本 三巻

一名假名装束抄といふ古き書なり巻之一 調度并に御装束のこと 女房車衣のこと 包み物のこと 不具な様々の物等のこと

巻之二 束帯のこと 闕腋のこと うえ服のこと

巻之三 狩衣のこと 奴袴のこと 女房装束のこと

奥書云此本目録狩撰シテ無之而前少納言顕藤昔書写之本不慮ニ觸眼仍以彼本書加之此本目録假名欲凢此抄ヲ彼顕藤漢字書成其假名ヲ如本ツクリ目六則其體也 康永二年十二月十一日

右将軍家 大外史冬信

餝抄 写本 三巻 土御門大納言通方卿

上巻 衣の部 袍 下襲 表袴 半衣 袙 大口 襪 扇

帖紙 直衣 奴袴 布衣 出衣 衣冠 布袴等

中巻 身具の部 冠 烏帽子 老懸 釵 平緒 帯ら

笏 笏 履 礼服の部 冠 大袖小袖 単 裳 綬

玉佩 牙笏等

下巻 近衛次将甲のこと 諸司小忌 大礼若豊明節会小忌

舞人挿頭小忌 乗物具の部 車 鞍 馬具の図等

代々の記録等にもれし故実にも明かなり〇元亨二年五月五日吉田内府奥書あり 此書は自筆の本にて応仁以来の兵乱に仁和寺坂本比叡山等のあたりにわけうつされたりしか多くは紛失せしを 仍て山科按察使親長卿借請てうつしおかれたるなるへし 又同十八年権一位源朝臣通秀 又文明十八年 天正十七年本の奥書もあり

女官飾抄 写本 一巻

これは女房の官品のことなとを記するもの奥書云 永徳二年二月一日作進 按察判 右永徳二年月日作進按察と仍而普光園按察良基なり 此代の高位の人にてかきあつめられしかは前のつかさくらゐよりつけ給ふ 永正十八年三月十八日 左大将の判あり 判

此書 女房の衣の事 此奥書云 其一下 此は成恩寺のくわんはく御制作しすれそちの殿下の真筆のかは桃花坊へかけかし給ふ筆うつし字形なとかはりしとも指く年々返納の時ほかつり校合かくあやまりしもあまりしを仍うつしぬる 大永元

年十月六日　さぬきゝんのくに方ゝ判　みえけ一帖子細見ゆ奥に
手紙を雖不出紙窓土岐五郎　孫光　懇ゝ　ゝ　聽一流
而彼書字堅禁他見不可被出窓外者也　享祿四年夏四月
日　前左金吾方ゝ判　一ヶ延　ゝ　乃春　涼源大夫方墓春の奥
ゝ

衣飾　書　写本　三巻

巻之上　正月一日ゝ　十五日ゝ　陰膳の事　其餘年中所血
の　亥子餅の事　節ゝ立ゝの事
巻之中　禁中女中方衣裳の事　同女中年中衣裳めしの
祝言ゝの次第　身もちの事　ゝ方ゝ日の作つぼ　ゝ
ゝ
巻之下　禁裏女中方所作の次第　くろぐれのとこの事
女ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

桃華藻　写本　一巻

一条家着用将衣束以下の事　束帯式目　冠　扇　太刀　烏帽子
鞍具　車　書状　文書等の事　一条家ゝ領の事　等
て　明十二年卯月上旬左大将覚悟のゝ　一条家ゝ　ゝ
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ　次の巻ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
九帳の事　衣色異説　八朔の事　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
日左丞相の奥ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
記等取用　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
底　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
て書写　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

九條ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

此抄東山左府兼熙公作也○多田義俊曰一条禅閤のころ迄ハ
桃華蘂葉の奥ニ胡曹抄〳〵装束抄ニ俗ニ胡曹抄〳〵ハ
非なり唐官儀ニ堯の時烏曹ニ衣ヲ〳〵ほり堯の臣下烏曹衣
の製ヲ作ル〳〵〳〵〳〵音通す胡乱〳〵〳〵〳〵〳〵抄
なり古れど胡曹抄〳〵ハ何の故もなく胡曹抄〳〵ハ
何つけりてやり〳〵衣服を製〳〵るめ〳〵人の名ハ取て装
束抄の抄〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵

三條將衣束抄　写本　一巻

一名伏見院宸翰將衣束抄〳〵〳〵三条家衣服の〳〵ハ
冬袍　下襲　半臂　単　赤帷　袖　上袴　赤大口　着袍次第
直衣　指貫　袴の〳〵　下袴の〳〵　帷の〳〵　直衣ハ之法式
將衣等の〳〵除〳〵地位ハ諸家相違の〳〵〳〵ハ古せり奥ニ裏
書三箇條ハのす○此書伏見院宸翰ハ以〳〵ほり〳〵ハ不審
中納言源房ヲの奥ニほり〳〵ハ寛文七年閏月廿七日黄門侍郎資熙

ヲの朱ニほり〳〵○書中ニ當家〳〵稱すハ三条家〳〵

校正將衣束拾要抄　二巻

上巻　天子臣下の冠袍下襲ほり帯劔履等ハ〳〵〳〵〳〵
下巻　烏帽子直垂等ほり礼服の具　小忌　衣人陪膳　雅楽の
〳〵ハ之略す○此條く法服の衣束の〳〵　胡曹抄の仮ハ相記す
○奥書云此書ハ故亜相保〳〵秘せ〳〳〳〳ハの抄し予相傳て〳〳〳〳
之ハ秘すル〳〳慶長十九年九月日於大内ても押　又奥ニハ右冊中
引用の〳〳ハ諸ハ書の文義ハ故滋野井亜相の所授なり抄〳〳〳〳今変
更ス紀元せ〳〳〳〳

同所礼服の〻　東宮所束帯　堆子方所装束　院中所束帯の具
件下束帯同衣冠の〻　衣冠の着やう等ハ〻〻圖ハ〻〻
○奥書ニ云　斯一冊當家着用将衣束以下〻〻舊記等取用拔
之極秘重宝歟以雖不可出世間依二位中将房基所望
令加書写所進献之也　文文十三年六月日　左丞相文判　唯心院
房通公

将衣束圖式

上巻　冠の図　袍の図　礼服小忌　下襲　半臂　袍　単
大帷子等の図式　二巻
下巻　表袴　赤大口　石帯　剱　平緒　弓　胡籙　奥袋
綾　玉佩　笏　扇　鞨　靴　烏帽子　直衣　半尻　狩衣
奴袴ホの図　○奥書ニ云　此一巻ハ故殿諸ホ所拔
書給ひ且諸図ハ所ハ〻常ニ見ル所ハ右ニ付テ今別ニ一巻ハ所ニ
これ所選ス寄ハ〻〻〻

其餘種々衣紋　女中の衣　女官の衣　唐織の図　狩衣の図
〇裏書　此一巻ハ盛信朝臣雖秘書ヲ依大夫暫時令
思借　書写者也　秘々　本主有永為益

狩衣束雜事抄　写本　一巻

浄衣の　半尻の　布衣の　直下袴の　〇裏書　應永六年四月日
狩衣束の下　小袖の　下襲の　参議以上任官の日　水引　金祖し　以上狩衣束式目　半臂
の図　引直衣束の　又奥書　右狩衣束雜抄　武田抄者
倉家秘伝書也不慮一見令書写　元禄十五年壬八月廿五日　入道
宗祖　龍依花押　廿一葉

狩衣束秘記　写本　一巻

〇上所束帯の具　院中所束帯の具　院中所衣冠　院中所
烏帽子直衣　直下束帯　束帯装束の次第　衣冠装束の次第
〇裏書　寛文十年十孟夏吉辰　木俣尹　木俣氏唐名

雲上衣紋集　写本　一巻

狩衣束の衣紋の図　沸々おぼくりくり　寛文中写
例を引用

四位五位狩衣束略抄　写本　一巻

束帯の具　衣冠の具　狩衣の具　直垂の具　衣紋雜々
べき條々抄の也

車服制度手記　写本　三巻

源君美野宮定基つ車服の制度其餘故実等抄
返答の書

上下二巻　乘車の後　下車の後　冠の　烏帽子の　同図　帽額の
袍の　衣束の　半臂の　長緒の　表袴の　玉帯の
劔の　鞘の　弓の　箭の　靴の　鞋の
螫の　手綱の　車の図　随身の　小舎人童の　牛飼の
大飼の　其餘移々の問答　〇裏書　右一冊因問目聊

汗墨愚手典籍二十餘年今逐段不免推量未知之四字此編所学浅所習拙且以帰府在近不及清書直草稿呂主之左可恥賢覧速投火中勿令外見　十奥之ハ定基之し

附録一巻の向目巻首ゝ新井勘解由向ゝ

郡鄉　庄園　所厨　杜　勲位　介　別當　勾當　開闔　寄人

公文　院宰　御厨別當　預　案主　舎人　居飼　御随身所別當

内舎人　番長　近衛　使部　門部　伴部　帳内　資人　従兒

火長　雜色　相撲最手　助手　板手　押領使　青侍　書女　文官

武官　麻呂　萬呂　字　姓氏　以上數十箇條向目の通答かり

○奥書ゝ云ふ上管見の至僻案可申ゝ云ふ毛ゝ恥辱

行ゝ俗雅信服ひゝ返ゝ赤面ゝ

衣文愚童訓　写本　一巻　壷井義知

袍腰　闕腰　衣冠　直衣　小直衣　半尻　狩衣　狩袴

直垂　布直垂　俗号大紋　水干　小袖　布衣

如木蘭色　素襖　退紅　白張　下徳　おのゝ沒のゝ　巻末ゝ壷井義知誌之ゝ

將衣東文飾撰談抄　写本　一巻　同上

菊花の所ゝのゝ　桐竹鳳凰桐の所文のゝ　青ゝ袍ゝ山鶏山吹

唐草ゝ　川辺衣所ゝ小葵并ゝ重襌のゝ　中将及立涌

やゝ　浮線蝶并ゝ浮線綾のゝ　諸家矣ゝ

雪車等ゝ婦ゝ婦ゝ及び編立ひのゝ　江の単衣単ゝのゝ

窠ゝ霰のゝ　ゝ　措置のゝ　姓氏ゝ係ゝ差別ゝ乎のゝ

以上の教菌條ゝ舊記抄引ゝ案ゝ　○巻首ゝ假名の

自序ゝ巻末ゝ亭保丁未秋八條羽林為永隆英真字の跋　畏

申歳紀國史祇園玩瑜跋等ゝ　○此書　靈元院の天覚ゝ

妻本原前中納言長義ゝ　女房奉書ゝ賜ゝ　○自義後ゝ

將衣東向合　写本　一巻

將衣束の故實不審のもの〻しの問答し○考ちゝ右し一策者依
人之再望伴正信徳之右之為秘者也　主判　みゝ右問答二冊
書写ましゝ　速水房常　壷井鶴翁自筆

鄙鶴問答　写本　一卷

奥書ゝゝ右し一冊者壷井先生し田舍の人依尋問答書也予暫
借用し書写ましゝ　金巾子し図少違ましゝ故改ましゝ　速水房常
又ゝ右を書記すゝゝされゝ予鄙鶴問答し考ゝるものし金巾
子の図を某の図ホ行

冠帽辨　写本　一卷　上田光秋

冠帽の故實付諸書を考へゝ記せり　日本紀推古天皇の朝の
冠位十二階孝徳天皇の朝の七色十三階の冠　同じ朝に改て
十九階の冠制　天智天皇の朝に二十二階の冠制
したまふ　文武天皇の朝に爵位の号制　文武
天皇の時位階の号制　同時冠位の易る位

記　其餘衣服令の沿上代巾子の図　唐冠の　玉冠の
老掛の　ゝ巾子の　金巾子の　ゝ烏帽子の　折烏帽
子の　風折烏帽子の　ゝ付の　袴　巻末に宝暦十庚辰
五月上田光秋誌ましゝ行上田光秋ハ多田義俊門人

氏族類

新撰姓氏録　六巻　萬多親王

日本の姓氏神別皇別諸蕃なるべきよりれく時人易まりて
ろれなく系さだめがたく宝字の末年の比其ひとりひ繋ぐ
べきゆへ時の名儒仰聚め氏族志あを撰ばしめらるる
ろれ草案なりしずして時の難ありよ逢ひろれ輯ぐうる
よ舊記の類蕪を截り新系の塗説を除きて新撰姓氏
録三十巻なり勅ぐ三部なりいつる序中ろんえ
ろうれ神別皇別諸蕃ゆは其生仰本ちよ三例ろて
天神地祇の曽ろれ仰神別ゆひ天皇ゆ子の派ろれ仰皇別
ゆひ大漢三韓の族ろれと諸蕃ゆりうく神武より起まて弘
仁に迄ぶまで凡一千一百八十二氏なり弘仁六年七月二十日の上表
ゆうれ人ゆは中務ゆ四品臣萬多親王　右大臣従二位藤朝

皇太子勅撰五等臣右京園人　参議従三位行文章兼近江守藤
原朝臣諸嗣　正五位下行造東大寺長官阿部朝臣真備　従五
位上行尾張守藤原朝臣平　従五位上行大外記兼因幡介
臣上毛野朝臣頴人等上表　以次之序如左

上本　第一帙　真人二十二氏　第二　左京皇別上
第三　左京皇別下　第四　右京皇別上
上中第五　右京皇別下　第六　山城國皇別
第七　大和國皇別　第八　攝津國皇別
第九　河内國皇別　第十　和泉國皇別
中本　第二帙　第十一　左京神別上
第十二　左京神別中　第十三　左京神別下
第十四　右京神別上　第十五　右京神別下
中末第十六　山城國神別　第十七　大和國神別
第十八　攝津國神別　第十九　河内國神別

下本第二十　和泉國神別　第三帙第二十一　左京諸蕃上
第二十二　左京諸蕃下　第二十三　右京諸蕃上
第二十四　右京諸蕃下　第二十五　山城國諸蕃
第二十六　大和國諸蕃
下末第二十七　攝津國諸蕃　第二十八　河内國諸蕃
第二十九　和泉國諸蕃　第三十　未定雜姓
巻末に姓氏録に載せる四十二姓を記す刊本寛文戊申四月白井
宗因の跋あり

聖徳太子傳暦　一巻　二本　平基親

一名平氏太子傳〻〻巻首に平氏撰〻〻以て〻〻契沖門人
今井似閑の萬葉緒〻〻に和書籍目録〻〻る聖徳太子傳二巻
〻〻日本紀竟宴に聖徳太子撰〻〻従四位下右中弁藤原朝臣
師尹欲〻佐支珥保敷〻〻紀中〻〻して傳暦〻〻り古
書〻〻傳〻〻〻

王さの伝ゝてうう太子伝ゝ之箇の秘ゝ五箇の伝かゞそ
之箇の伝五箇の論十箇の難ゝ
れぬゝのし太子ハ之論宗かう太子の伝ゝハ宋史
法華伝如唐土へ
の伝ゝら出ゝゝ延喜式ゝ平氏ゝハ平基親かう基親ハ
官職秘抄の作者し又一向宗の善導畫像も日作し基親の
父ハ氏部ゝ親範母ハ高階氏のむすめし芥抄の后の母方ゝ大切の
伝ゝ
大ゝ遠ひゝ速成就院のゝ
ゝゝ○古写本ゝハ巻首號号の下ゝ成上下
十六代一条院自治暦ゝ年歴平朝臣基親作至永正十七年庚辰五
百廿九年也
上巻　欽明天皇三十一年
下巻　推古天皇十六年
推古天皇十五年
孝徳天皇元年

假名太子傳　十巻

平氏の太子伝如ゝ
系図并ゝ太子の建ゝ
のせゝ編者ゝ詳ゝ

四十六箇所の寺院の

太子傳暦備講　三十巻十五本　釋了意

平氏太子傳暦今部の註かゝ坊間の印本外題ゝ聖德太子傳
暦鼓吹
○第一巻太子諸傳の
記の目録如按ゝ前代舊事本紀及び四巻の略録ハ
太子の傳記ハ
奇跡書ゝ巻ゝ
ゝ略録ハ日本紀第十九巻
上宮皇太子菩薩傳一巻四天王寺障子傳一巻上宮聖德太子
記一巻上宮記三巻
巻法隆寺所傳

翁九傳或八一卷傳二卷傳三卷傳十二卷傳十八卷傳等の諸伝ありて
少き取捨ありなすべし通或大旨相同じ近代正伝輪藏五十卷
ありしかども今はなし或八他者如きもの甚多く又絶
本有名の伝ありなどの所作天台伝法縁起ありし
ものなり上宮皇太子菩薩伝一卷天台沙門釋思託撰聖
徳太子傳一卷東大寺の沙門釋明一の撰此両部の外に四天王寺太子
伝一卷八彼寺の三綱の衆僧教明等の集撰宝亀二年辛亥六月
十四日とあり八名ばかり留む其外の伝書ハ撰者の名
字姓氏なし志ある人今此伝暦ハ姓氏の名字ばかり書ヤ
ことの国々天美紛紜なる年空しく玉林抄の意ハ伝の中
よりの日本紀の注ばかり挙ぐるなり今伝暦ハ日本紀ハなの他し
又ハ伝下卷の中より伝教大師ハ奉勅撰ハ人皇第四十七
代淡路廢帝天平宝字十年五月六日入寂す其七〇のはなり
ばかりなり終に知るべし今伝暦ハ尚ハ日の抜集や或説ハ播

寺の法空長老の口伝より此傳暦ハ一品式部卿葛原親王の所撰なり
故に平氏ハ自ら基親季夏修補ばかりハ日本紀より閲る潤色
て文卷〻ばかり以ハ上下両卷〻なり按ずるに葛原の親王ハ
桓武帝第五の皇子し其伯息高見の親王其伯息うたの叔父
の叔父ハ何ず平氏し称ヤんや又或伝ハ法隆寺の鵤真得業の
伝ハ平基親ハ人皇第三十六代一條院の時の人し皇太子入滅
のハ二百七十一〇年ばかり事跡書略録等ばかり伝暦を
撰集すべし古今目録物の注ばかりハ傳の初に序ばかり安んずるやも
く伝説ばかりの世に基親ハ官職已に宰相に任ずるなり
卿補任及平氏の系譜に一條院の時世に基親の名ばかり
但し儒学業智恵の人ハ口伝ばかりなり按ずるに〇伝何
文道博士の名ハ伝の説ばかりなり海法ハ久ばかりの法
寺の法空長老の口伝より此傳暦ハ一品式部卿葛原親王の所撰なり
故に平氏ハ自ら基親季夏修補ばかりハ日本紀より閲る潤色
て文卷〻ばかり以ハ上下両卷〻なり按ずるに葛原の親王ハ
桓武帝第五の皇子し其伯息高見の親王其伯息うたの叔父
の叔父ハ何ず平氏し称ヤんや又或伝ハ法隆寺の鵤真得業の
伝ハ平基親ハ人皇第三十六代一條院の時の人し皇太子入滅
のハ二百七十一〇年ばかり事跡書略録等ばかり伝暦を
撰集すべし古今目録物の注ばかりハ傳の初に序ばかり安んずるやも
く伝説ばかりの世に基親ハ官職已に宰相に任ずるなり
卿補任及平氏の系譜に一條院の時世に基親の名ばかり
但し儒学業智恵の人ハ口伝ばかりなり按ずるに〇伝何
文道博士の名ハ伝の説ばかりなり海法ハ久ばかりの法

了達房の代々長老ハ梅尾の律師より仲範法師まで代々
とり或ハ夫なの代の弦ハ永久元年九月阿闍梨賢仁與小野宮
大納言師頼ニ相合點其後仁賢ハ弟子天王寺阿闍梨範覚尋覚
僧栄信次第字字之ゝ　又或相承の代々の奥ゝ之以石見入道義
守朝臣講被点之本樂ハ前律ハ所ゝ法被点授奥左ハ以点
写焉保元五年三月十三日文朝ゝ　又本懐上人日此代ゝ奥の点
点ハ所ゝ以ハ是一流の伝授ハ所ゝ
○乃意漢字の自序ゝ此傳家有秘説若有口訣容易不可
讀之ゝ乃撰翰疏大槩記抄以備他之講助即名曰備講ゝ延
宝六歳戊午黄鐘中浣洛之本性寺照儀坊佛子釋了意謹識

王造小町壮衰書　一巻

小野小町一世乃間盛衰の事ハ真字ゝ付王造ハ仮ゝ
此書作者の事或ハ弘法ハ小町ハ好色ハ忍海ゝ或ハ
安陪ハ小町ハ代々諸説ゝ抜通春曰小町弘法ハ代

前ハ弘法ハ仁明天皇の和二年三月廿一日入定ハ八十三其平
生の著述ハ数指帰秘府論性靈集秘蔵宝鑰等の之ゝ
王造の文ハ大内ハ他ゝ兼好ハ宮徳ハ中ハ内
祐盛ハ王造の跡ハ大内の所作ゝ今真言家ゝ
作の目録ゝ兼好ハ
ぬゝ又王造ハ樂天ハ秦中吟の代ゝ白氏文集第
二ハ秦中吟ハ長安ゝ貞元ゝ和の間ゝ
ハ貞元二十年ハ大中元年日本の和
て王造ハ大内ハ入定ハ十三ハ秦中吟ハ
其上王造の文ハ大内の
小町ハ古今集ゝ真淵ハ弘法の
弘法ハ入定ハ世ハ
欲ハ業平ハ元慶四年ハ

以入定の時業平ありよ十家和し小町いんぐ十家の人物忍墓せんやうれを小町ぐ〳〵〳〵〳〵

上巻　五十四代仁明天皇の天和十二年より寛平九年の冬に至る

下巻　六十代醍醐天皇の昌泰元年より一条院の寛弘六年十二月菅原朝臣卒に至る　勅して北野の社に祭る

序記に菅氏の草創菅原氏の家と聖廟傳暦菅家日記菅氏深秘記菅氏官位昇進録菅神渡唐記菅神渡海記等の古記悉く秘在す今暦博士二巻加出し補撰し印板に彫へ寄る其の中に悉く抄出す也

もし明らかに紀文地実録と代実録延喜紀等の中に出抄採聚め甲暦人名共に是れ抄考鑑し又書中の和歌詩文は菅家序集文草抜萃の三集に就て是れ抄出すべしこの三集とは菅家日記深秘記と狩猟記此三記に賛せざるものは有しかのせざるもの

附録菅神渡唐記は南山沙門師嵩の撰し序にしるすあるの文は

天照大神相傳袈裟記　永徳二年壬戌十一月廿八日鼓山大随記

菅神入宋換衣記　同上

北野神君畫幀記　明應一色小春二十五日祖渓叟洲筆

天満大自在天神宝號記　永享六年甲寅二月二十五日愚極礼才誌

祭天満天神文　貞治元年南禅寺慈氏院沙門釋周信義堂撰

五岳賛語附異朝賛詞　萬治二年己亥秋九月十日福住道祐

菅神初瀬山影向記　巳上

太宰府天満宮故實

上巻　菅公先祖の事　二巻　菅公誕生より太宰府に薨じ

下巻　菅公薨じ神となりて世に近き比まで

所身の抜けるもの多くあり

巻首に天神の小影鶯信の賛あり貞享乙丑二月鶴山野節三字序あり○此書は菅公雷神と従一位京に祭し

たゝかひ給ふ

御宝之ヤウ

菅神傳　写本　一巻　菊池武雅

陽宇宙に菅公の伝記四巻壬辰二月二十五日これを
書しし巻尾に祭文あり二月二十五日此書を菊池
武雅の祖先に献納す　自跋に菊池武雅ハ讃州
の文学なり

両聖記　写本　一巻　藤原長親卿

両聖ハ菅公と聖徳太子なり　菅公を尊ぶ事
なり　仏教の系の像のみかはらず
此の作者藤原長親ハ南朝の明親の子
集も收めたり

明恵上人傳記　二巻

明恵上人遺訓　一巻

伊賀ハ上人の弟子喜海これを記す

そ
めくくるれ麺ハ建仁寺の長老より茶を進ぜ
られ医ぶよれ問ふに茶ハ困を遣食を消し快し
ばらくして其実を分ち両家に初めれ
○要書云予年随逐の間に九牛の一毛を拾ひ定めく誤
りん外尤命べし　喜海
附録遺訓　一名明恵御詞抄　貴ぶの高信
詞抄　要書云嘉禎四年戊午六月二日於
山寺閑伽井小坊書之　随求出可書加之　遺弟非人仏門高信
○明恵云元亨釋書に載せ梅尾の説
親鸞聖人傳繪　二巻　覚如上人
上巻八段　下巻七段　奥書に右縁起畫図之志偏為知恩
報徳不為戯論狂言剰又染紫毫拾翰林其體尤拙其詞更荒
云々　于時永仁第三暦應鐘中旬第二天　畫工法眼浄賀
○覚如上人二十六歳の時の撰述　畫工浄賀

繪詞ハ信濃國塩崎康樂寺ニ住ス本曹の大夫坊覚明が孫ニ或ハ覚明ガ弟ニ　○好古小録ニ曰親書ス聖人繪詞

付二巻西工姓名不伝書ハ仮醍醐帝宸筆

圓光大師繪詞傳　四十八巻

巻首ニ法然ニ人行狀畫圖ニ仮ニ刊本の西ハ雄北報恩寺の前住古碩書ハ雄西の林觀雲竹ナリ　○好古小録ニ曰圓光大師伝四十八巻畫光信書當時公卿集書

柿本人丸事跡考　一巻　竹二常

人丸の事跡古書ニ考ヘ来レル伝ヘ有ル者ハ人麿の事ニ柿のもとの社の辺ニ在ル人丸の伝の考ハ年山寺聞ニ録ス侍ル者ニ

西行物語　二巻

西行伝ハ一代の事跡者伴ナリ　○元禄五年刊　○好古小録曰西行物語四巻畫相保一巻存ス巻不伝

高藤公傳　一巻

閑院贈太政大臣冬嗣公の孫ニ在公の伝ニ　○書ニ云右一冊以仮名宜俗朝臣本片時之間馳光筆記不審多之重以他本可校合者也天文十年八月廿三日黄門侍郎有惟房

夢窓録　三巻

夢窓國師の伝ニ　編者ハ本元惠遠　曇林　紹栄　懐澄　士永　宗遠　智光　弥浩等ナリ春屋妙葩　龍湫周澤編集の録ニ在巻中ニ夢窓の年譜あり春屋の伝ニ塔銘ハ有ル唐伝　東陵伝　東陵ハ普明宗ニ天龍寺第三の住ニ在ル碑銘ハ有ル明の洪武帝の勅撰ナリ宋景濂伝ニ在ル録の序文ハ龍湫の請ニ応テ瑞岳陵伝ニ在ル琦楚ノ跋春屋刊板の記あり慶安年中相國寺晦長老和訓板印ニ刊行ス則晦長老の跋ハ有ル

種生傳　一巻

一名兼好略伝ニ兼好法師の伝ハ圓大暦吉野拾遺碑

集家集等を撰てつゝ[illegible]月の比方ホ推量の[illegible]

[illegible]

惺〻翁　行狀　一卷　佐川田昌俊

惺〻翁八八幡の瀧の坊阿闍梨昭乘の別号し松花堂[illegible]号す[illegible]

翁和州春日里[illegible]寛永十[illegible]九月十八日入滅せ[illegible]

者佐川田喜六昌俊隱居の日[illegible]寺翁之述作也古本集之校

合之上書之[illegible]山乘[illegible]

元亨釋書　三十卷十五本　沙門師錬

東福寺虎関和尚の作り推古天皇以来七百餘年の間釋教に係る[illegible]

[illegible]書の體其意春秋史記を擬す[illegible]虎関

三十歳の時鎌倉建長寺に往唐僧一山に[illegible]て種〻[illegible]談の時一山

日本名僧の[illegible]虎関[illegible]暗[illegible]て答詰[illegible]

[illegible]

[illegible]書物作[illegible]上表[illegible]て曰醍醐天皇の

[illegible]此書刊板の化疏巻末[illegible]義堂和尚の作し則義堂

の筆跡[illegible]刊板す義堂八[illegible]夢窓の[illegible]

堂[illegible]海[illegible]一雙の名作[illegible]寛永元[illegible]洛人小島家富和訓

[illegible]加[illegible]板[illegible]以前のハ活板[illegible]

巻之一二　傳智十人　惠解　巻之三四五　惠解八十五人

巻之六七八　淨禪三十人　巻之九十十一　感進百十人　忍行史

巻之十三　明戒　巻之十四　檀興十九人

巻之十五　方應九人　巻之十六　方遊二十九人　雜願

巻之十七十八十九　願百人　巻之二十一二十三　資治表

巻之二十七二十八　志略例　智通論等　拾異二十人

元亨釋書備考　三十卷　十六本

本書の字義出所等ハ諸書に考へ漢字に[illegible]す作者不詳

元亨釋書和解　二十三巻　恵空

本書は假字にて洛東比丘恵空元和三の開板にして異本は元禄年刻にて

扶桑禅林僧宝傳　十巻　高泉和尚

元亨釋書以後禅林の名僧百十七人の伝を延宝年中に和文にて撰集の上に序文を禅外名僧傳十巻者計二十巻にして印行し延宝中に東渡諸祖傳二巻を著し禅僧十巻の末に附す唐の義空より隠元にいたる十六人の伝を

東國高僧傳　十巻　同上

教家名僧の伝なり智積院前僧正運敞の序あり

日本天台先徳記　一巻　定珍

台教相伝名僧の小伝なり天正八の常州小野逢善寺学法定珍の作

日本曹洞列祖行業記　一巻　融懶禅師

列祖の次第は道元懐奘義介義尹より義尹は第百の皇子にて肥後曹洞の始祖なり長老の号は寒巌なり

勅撰作者部類　写本　三巻

古今集より新千載集にいたるまで作者の官位世系なり

巻之上　大納言　中納言　参議　散二三位　諸王　四位

巻之中　五位　六位　僧正　法印　僧都　法眼　律師

法橋　凡僧上　入道

巻之下　凡僧下　女院　后宮　准后　内親王　女御　御息所

更衣　一二三位　尚侍　女王　廃女上下　不知官位　神明

佛陀　化人　作者異儀

書中に古今集　二　後撰集　異　三　拾遺集　拾

一　古今集　古　四　後拾遺集　後　五　金葉集　金　六　詞花集　詞

七　千載集　千　八　新古今集　新　九　新勅撰集　勅
十　續後撰集　続　十一　續古今集　今　十二　續拾遺集　遺
十三　新後撰集　す　十四　玉葉集　玉　十五　續千載集　戈
十六　續後拾遺集　系　十七　風雅集　風　十八　新千載集　新千
奥ヲ云ク建武四年七月六日類聚之更清書之忘餘筆之相迫成日
之労功速飜此愚老之業忽贈彼作者之芳擅畢　元盛判
書写了　刑部侍郎光之　又云　風雅集新千載集作者等失錯
多編疑殆非一強而拙老眼聊書入本部了　康安二年正月七日
和歌所舊生光之

續作者部類　写本　二卷

彩拾遺彩ハ拾遺彩傳古今集の作者抄ナリ
上卷　帝　以後ノ歌ヲ載ス　右帝ヲ以自古今至新千載十八
代集内載之既見作者部類舊ヲ故今唯記彩拾遺彩ハ拾
遺彩傳ヲ今之代集彩載之歌數而其系譜等略之　親王以下

諸卿皆倣之
親王　執政　大臣　大納言　中納言　参議　數二三位
諸王　四位　五位以下
下卷　僧正　法印　僧都　法眼　律師　法橋　凡僧
女院　后宮　内親王　女御　女二三位　女王　庶女　不知官位
神明　佛陀　化人

奥ヲ云ク倭歌作者部類自古今集至続ハ拾遺者建武四年元
盛光之編輯ヲ其ハ康安二年光之增補風雅彩千載二集併為
三卷以行於世余今考彩拾遺彩傳ヲ今之部而倣旧
本篇目悉挙其作者彩拾遺以下初見者詳ニ其官位世系歌ヲ
而其既見於旧本唯記之部所載之歌ヲ而已遂集為二卷以附旧
本之末於此二十一代集全備焉然或下官或卑位或凡僧或女子等
殊勘出者始闕之以俟再校更有日時同諱者又有記其家号
而不記姓名者今尋其始末拠其人以考書写之唯恐有違合

傳會之誤然可為他日便覽之小補也　正保三年仲秋　中大夫源

顯傳明名録　写本　十卷　箕山

考功郎中

古今公武の人々の実名附にて諸書より撰ひ出し字附を也
くして類字よりらく姓氏官号俗称時代ふ附こと〳〵しき也巻を
を採用の書目附あり書畫附に人考巻〳〵にて〳〵
此書の作者呑舟軒箕山が著す〳〵色道大鑑十八巻にて〳〵
十餘州の花街附遊廓一年附積る〳〵十有餘〳〵代〳〵
ちかく〳〵彼の序を見て発ねる輪を〳〵めて〳〵可明石浦かい
らかせ〳〵〳〵八代の後〳〵〳〵せり　○大鑑の序白鬱有呑
舟軒箕山者其先畠山上總介源義國之庶裔也〳〵延宝戊午
孟冬〳〵夢也翁株毫于幻〳〵齋紙窓之下自弦の末〳〵洛下近所
の遺莫堂〳〵〳〵

諸家系圖　十四巻

首巻に本朝皇胤紹運録〳〵　天神七代　地神五代の系図
本朝帝王系譜國常立尊〳〵は陽成院〳〵〳〵〳〵
親王皇女等の所系附〳〵〳〵〳〵せり　○巻〳〵〳〵　右帝王系
譜自室町殿彼書之時中書也但書等以他本〳〵〳〵
写〳〵〳〵時長享二暦季冬清書翌年季春中旬集之　垂槐
藤原宜亮　又天正十九年辛卯十月十日　梵舞主判
第一巻の〳〵めに編纂本朝尊卑分脉図　特進亜槐藤公定撰
〳〵〳〵　清和天皇〳〳〳〳〳〳〳〳
第二巻　陽成院　光孝天皇　宇多天皇
第三巻　醍醐天皇〳〳　宗光院〳〳〳
第四巻　源氏系図　平氏系図　橘氏系図
第五巻　新編纂本朝尊卑分脉系譜雜類要集巻之第三十
〳〳〳藤氏の系図〳〳〳
第六巻　同第四巻〳〳〳〳〳氏系図の〳〳し

第十卷より第十二卷にいたるまで雜類要集なり氏名しんしん
第十三より天正十九年梵舜の奥ちがき

大系圖　三十卷　道春

卷首に新編纂圖本朝尊卑分脉系譜雜類にして此書は明暦
年中京師の西氏道智集編す人見氏の跋にて洞院公定の尊卑
分脉よりひろく諸家の系圖を博渉す代々の譜を復のこるなり
仁和寺にして巻数すくなし

源平系圖　一卷

源氏は清和天皇より當代まで平氏は桓武天皇より東大夫
[illegible]までの系圖を編者つまびらかなし

藤原系圖　一卷

藤原氏代々の系圖なり嵯峨の吉田素庵の作なり

武家系圖　二卷

卷首に本朝武家大系圖にひせり

上卷　國常立尊より神武天皇にいたる　清和源氏系圖
源家　斯波　澁川　石堂　一色　加子　石橋等の系圖
源家　新田系圖　源家小笠原　南部系圖　其餘源家系圖ホ
平家　清盛系圖　其餘平家系圖等
下卷　藤原氏系圖　橘氏系圖　小野氏　在原氏　清原氏
紀氏　大中臣氏　卜部氏　菅原氏　大江氏　安陪氏　和氣氏
中原氏　小槻氏　丹波氏　賀茂氏等の系圖

本朝武家評林大系圖　五卷

卷之一　清和源氏　卷之二　平家
卷之三　宇多源氏　卷之四　藤原氏
卷之五　源家足利將軍系圖
此書は武家評林に陶刻なり

將軍家譜　七卷　林道春

京都鎌倉の將軍より織田信長豊臣秀吉にいたるまでの世系と

真字にて書せり

百将傳　二巻　同上

本朝有職百将傳と称せり古今名将百人の像画を掲げ字々に小伝を附す此伝は道春春齋春徳の手に成る唐本の張預が十七史百将伝を摸し来りしを張礼が百将伝は周の齊太公呂の孫武越の范蠡等より五代の劉鄩劉詞等に至る今あつめしは道臣命大彦命等より柴田勝家豊臣秀吉等に至る

日本百将傳鈔　六巻　林春齋

百将伝の抄録なり仮字にて記せり

諸家傳　三巻一本

諸家の夏系図にて家々代々長の代まで記せり巻末に二条家歌人の系図竟孝の系図　同古今伝受歌人相伝の図を附す

諸家知譜拙記　五巻

此書原本諸家伝略と号して二巻とす貞享の比土御門氏定代拙記を模して作りたるなり其巻末に曰く貞享保十年甲戌仲春上浣日本国の人々これを拙記して列伝す今又近代の人々を一巻に編入して系中餘紙なれば二十箇条を増す凡そ百の人々を載せ畢る全部校合増補して誤なし且芝崎の官位を記し薨卒の年月日年齢等を記せり陽山坊補す凡例を記せり○此書は元来諸家の畧系図なりを初めは歌人のみ其家々を各別に書記すと云へり延享二年乙丑仲十二月京師速水房常校正す房常は壷井鶴谷翁の門人なり○舊板延享二年の冬諸家の昇進を補ひ又明和二年に至り十二箇条の分の昇進薨卒等を補ふ　明和二年中夏房常の奥書あり

連雲録　写本　一巻

百八代は陽成院より百十四代東山院まで天子親王法親王皇子皇女等の伝連系はしるし降誕受禅即位行幸御幸遷幸崩薨葬下立坊薙髪得度轉任配流帰洛等の年月日はつぶさに注す○裏表より此連雲録一冊墨附五十六丁者橋本中将實松朝臣以本字之令校合者也　元禄十五壬午年閏八月五日と記す

日本古今人物志　七巻　宇都宮田的

此書篇目はしるし薛方山が皇朝人物考を倣て古今の人物二百餘人の伝を漢字にて記せり巻首田村麿より始め巻末は寛文八年二月医生山科長安の序なり

巻一　武将傳　巻二　亡将傳　闇将傳　名家傳
巻三　忠臣傳　逆臣傳　姦凶傳
巻四　義士傳　勇士傳　巻五　儒林傳　医林傳
巻六　列女傳　巻七　藝流傳

寛文十二年五月上梓す

諸家人物志　二巻一本　池永豹

上巻　儒家　医家　下巻　歌学　國学　書画
補遺十三人

作者南山道人と号し池永豹と寓名す人と成小伝を多く著述の書目はしるし寛政十子年秋刊行同庚申年皆川愚再校てせり

本朝遯史　二巻　林春德

本朝の隠遯の士五十一人の事は諸書に渉猟して記せり野間三竹の序あり

扶桑隠逸傳　三巻　沙門元政

上古役小角猿丸大夫等より近世宗祇牡丹花等まで隠逸高徳の人七十五人をのせ毎伝のしるしめす図はしるし次に賛は附す引用の書八十八部を挙げ元政の自序草山沙門不可思議撰とせり

本朝孝子傳　三卷　藤井懶齋

本朝古今の孝子七十人の伝なり漢字まじりにて天和四年編輯す

巻之上　天子四人　公卿十人

巻之中　士庶二十人　巻之下　婦女十人　近世二十人

假名本朝孝子傳　三卷七本

懶齋の孝子伝を仮名にしるしたるものなり何人の作なるか詳ならず貞享四年刊

大倭二十四孝　二十四卷十二本

漢土の二十四孝に元の郭居業が撰すること有るの名目にかりて倭の孝子二十人を撰び出だし序を加へ巻ごとに二十四巻とす撰者つまびらかならず元禄十一年刊

本朝列女傳　十卷　黒澤弘忠

劉向が列女伝の篇目にならひ倭の古今の列女を代を以て次第にしるせり伝ごとに賛あり頌を附す図を図せり

明暦元年出雲國守松平出羽侯の家臣黒澤弘忠編輯す○此書后妃傳　夫人傳　孺人傳　姉人傳　妻女傳　妾女傳　娣女傳　處女傳　寺女傳　神女傳　等四巻孝靈帝の時宇内より今代に及ぶまで国史伝記小説ふと該貫せり此中より活かの言行載せざるを以て人不審すれども○善齋道慶靜軒三竹等共に南紀の儒者李全直勢州の祠官源弘正等の序あり弘忠弘正の名し

假名列女傳　八卷　北村季吟

此書は劉向が列女伝の大意を和らげ和らかにして女子のおぼえやすきようにとなりくまなくひらがなにして物語のごとくつづりなしたるものなり季吟の自跋あり

本朝女鑑　十二卷　了意

賢明部 上下　仁智部 上下　節義部 上下　貞行部 上下　辯通部 上下　女式

[illegible]

本朝名臣言行録　二卷 一本　梅澤肅

慶長以ねの名臣の言行を漢文にしるせり○凡例よりして

[illegible]

近世畸人傳　五卷　伴蒿蹊

三熊思孝近世隱士の摸像これを西きく蒿蹊よこれを伴

[illegible]

續近世畸人傳　五卷　同上

書體前編の一に三熊氏の実伝草案せしと沒ねよる後こ

也河刪補す西ハ三熊氏の女子露香女のまとめしところし○さ

蹊題言に如櫻花帖の序寛政九年初夏石見浦世纘序同五年

三熊思孝序寛政十年上木す

字書類

倭名類聚鈔　二十卷十本　源順

天地　歳時　鬼神　人倫　形體　術藝　職官　國郡　居處　舟車
牛馬　宝貨　香薬　燈火　布帛　裝束　調度　飲食　稲穀　菓蓏
羽族　毛群　鱗介　虫豸　草木　等の部ハ分ちて〻ハ倭名
ハ主として文字の出處を雜色を成ス　楊氏漢語抄　倭名本草　日本
紀私記其餘數十部の書ハ引て考ふ也○序中ニ
延長第四公主の教令ハ蒙て修撰す上天地
ハ巻中人物ハ次で下草木ニ至て勒して二十巻に成巻中ニ
部ハ分ち部中ニ門ハ分て四十部二百六十八門とす○或人の說
ニ第四公主ハ慶子内親王なり天日本史ニハ勤子内親王
の為に和名鈔二十巻ハ著すとも也ハ○林道春の序ニ
曰倭名詳畧の二ヤ有て今新刊すとの事ハ詳ならず

寸那波道圓あり〻〻摹〻刻まん〻〻所告且頒の世系所〻〻〻余
〻〻〻〻〻其事迹の〻概所〻〻〻〻〻

記せるものなれども日本にて字書とするものハ此書と平他字類抄とのみなり字鏡八東都の平春海かるもの昔年京にの書儈より少くして購いもとめられぬ世にもまれなるもの今日机上に字鏡ありて実に春海の賜し揖取奥彦かるもの此書ハ一つの字鏡と云べし抄撰とハ世にかんとい昌住の自序にもとづく按ずるに一つの散くかるもの抄撰のかるもの抄撰とハ世にかんと目録ハ抄撰の字ハ省きしるしあるべし

平他字類抄 字本 四巻

平字上声入の字と四巻のうちハ此あつめたるもの○桂林漫録に日本の藏するもの珠抄なる抄なし巻末に嘉慶二年十一月廿三日於笠取之服部所ねんめ書写手 執筆 釋迦院 實字花押 記せり四百年已上のものし巻毎に黒印ハ押文 蒙古蒙と用ゆ附録に平他同訓字なるもの一なり天地人倫なるの類ハ字ハあつめるもしるしなれども節用集の撰類にハつづく

和注切韻 一巻

一名詩文大體 宋の孫敦光の作なるしい伝てり 押韻の文中に漢の字平他同訓の字なるのみ

海藏略韻 十巻 今本二巻 虎関禅師

平韻の字ハ仮名ものの熟字ハ巻末に歴代紹運図并に異名 國花合記集撥萃 分字 書代字 人異名等ハ附す巻首に引用書目百餘部ハ挙ぐ 按ずるに虎関東福寺の海藏院に住す因りて書に名づけるものなり 聯句のために著せるの重韻もけるの作し

下學集

天地 時節 神祇 人倫 家居 氣形 態藝 器財 草木 言辭 畳字等なるべ十八門に分ちて初学の為和語の字義ハ仮

寸下学而上達すといふ語ばかりなり　其の題号は千文安元年東麓破衲自序にて序中に童子教實語教庭訓往来雜筆往来等のよしなり

真草下学集　二巻

本文の右にとの〳〵草字かなじゝを和訓を附し〳〵童蒙にしてすなわち下学の路なり寛文元年刊行す

増補下学集　六巻　山脇道圓

寛文己酉の歳山脇道圓重刊自序にて増補の旨趣なり

節用集　字本　二巻　林宗二

節用の二字は論語学而篇より出でたり日用の字はいろはにほへとの〳〵天地門　時候門　人倫門　人名門　官名門　支體門　財宝門　食服門　草木門　畜類門　光彩門　言語門　數量門等の十二門なり之に〳〵真字を以て〳〵これなり〳〵注釋と〳〵京の横小路九陌の名　壹貳參肆より百千萬億にいたるまでの数

并に十干十二支十二律　点畫小足字等なり○此書作者の名或は東福寺の虎關にして或は舟橋環翠軒にして俗にいわゆる名なり〳〵すべて南都の饅頭屋林宗二が作なり本朝書目録に云へり宗二実名林逸にして宋の林和靖なり〳〵いい伝へ牡丹は花の

文武天皇の御宇より六十六國に分たれたりけるハ誤なり○申齋
隆德が父古櫻と日朝山意林菴素心ハ大佛邊に住す節用集より
ふしくしゑ

節用集活字本　二卷

真字ゝ〻卷末に文亀のゝ号ありて又一ヶ活板ゝ〻奥に慶長二
年易林の名ありのみ

節用集印刻饅頭屋本　一卷

明應の字ヶ所いさゝ増損して卷末に実名の印字ヶ所附して
書のかしはゝ人のちがひんれども古かしゝ尋常の冊子ヶ様ゝ
截ゝ〻ゝ〻ゝ〻

以命名云々

倭爾雅　八巻九本　貝原好古

天文　地理　歳時　居處　神祇　人倫　身體　親戚　官職　姓名　衣服
宝貨　器用　獣鳥　魚蟲　飲食　果蓏　菜蔬　草木　數量　言語　雜類

已上二十二門よりなりたるものにて其名称は古来字を無畫なるやうなるの訓なるものなり邦人の制する所の字　神は日本紀にもせ鍬　鎌等は近世の新製なるもの用ゆる所の餘いまだ稽古なるものは略して録さずとなり○引ところは詩経　爾雅　五経注疏　左傳　三史　釋名　説文　小補韵會　字彙　本草　三才図會　農政全書其餘書號史録稗編小説雜記等

和書は日本紀　萬葉集　和名鈔　本草　○元禄己巳五月竹洞野宜卿序　同甲戌五月貝原篤信序　同戊辰十月松下見林跋　此書童蒙のため訓詁なるもの以て爾雅

日本釋名　五巻　貝原篤信

天象　時節　地理　宮室　衣服　雜器　虚字等にして和訓の部は釋す日本紀　万葉集　和名抄以下の古書より引き和音五十字ほどの人名　俗語　釋名　名彙　劉熙の書　○元禄十二年自序　同己巳松下見林序

東雅　字本　二十巻十本　源君美

天文　歳時　地輿　神祇　人倫　宮室　器用　飲食　穀蔬　果蓏　草卉　樹竹　禽鳥　畜獸　蟲介　蟲多等の部にして名の釋すべき部は釋す義すべき部は解すべきものは釋すべきものにして義をのべ明らかにするものは收め載る○凡例　雜證　和名の正史　実録　もくもくしるの餘は先達の訓釋の語　相　てその出る所　部　すべの書の編は要　すべき物名は釋すべき　○凡例　倭名類聚鈔　凡例　○德川　天下の

言ハ古言ハ今言ハ古今の間ハ方言ハ方言のやゝ雅言ハ俗言ハ俗言ハ古言今言ハ其ハ解ハ雅の書ハ
和語和語ハ方言ハ東方の古言のごとき ○此徳川ハ
此書ハ和語のみ和考ハ梵語蕃語和解音ハ雅語の
和漢文ハ同じ ○此徳川ハ
同文通考　四巻　同上
和漢文ハ同じ
第一巻ハ始製文字　六書　古文　大篆　奇字　小篆　隷書
八分　飛白　章草　行書　草書　百體書　俗字　捫字等の
第二巻ハ神代文字　肥人書　薩人書
真字　漢音呉音　篆書　八分　飛白　行書　草字　新字

第三巻　片假字　以呂波　梵字　符字　押字　点圖　片假字釋文　音類假字釋文

第四巻　國字　國訓　借用　誤用　訛字　省字等の事を附す○此書刊行新井白蛾補校す其中は菅家の紫門和語類集史官珠書考なり此書伝写なれども漏れず○宝暦十年白蛾序を日年上木す

倭　楷　正　訛　一巻　太宰純

本朝の俗間に書する楷書の点畫に誤あるもの俗習の俗字なるもの誤字なるもの誤字を考へ巻末に省文集を附す○くずれ字を選ぶ畫に誤れる字を選ぶ○春臺自序　延享戊辰の門人加賀大幸跋す字彙と年上木のわかつ重刊

漢字和訓　八巻二本　井澤長秀

天文　地理　歳時　居處　器用　鳥獸　飲食等の門部

に分ち古事記日本紀古語拾遺万葉集明月記等の國朝の諸書及び漢土の史漢類書隨筆等のもろもろの字彙の熟字に和訓を附す○巻首に長秀假字の自序あり享保乙卯刊行す

勅撰和訓字本　十巻三本

巻首に奉勅撰次和訓巻之一いろはの次第に従ひ上の部に假字を事物を中部に本字を下部に和訓の義を記す○巻末に二東の韻の字を上部に中部に假字を下部に和訓の義を記す神無月二日平大外記共廣奉

和訓類林　七巻　海北若冲

日本紀　古事記　舊事紀　日本後紀　續日本後紀　續日本紀　釋日本紀　三代實録　文德実録　古語拾遺　延喜式　和名鈔　万葉集　日本霊異記　類聚三代格　菅家万葉　真名伊勢物語　御鎮

座本紀　御鎮座傳記　倭姫命世紀　ろれ餘　遊仙窟　易経　詩経
書経　禮記　文選等ハ引くひろく和訓の正字ハあつめろれ訓
と異字すくなし　五十音ハ以くこれハふるい巻末ハ和訓指掌略
一巻ハ附す　○此書の作者若冲ハ岑掐し号して奚冲の内人し

和訓栞　前編　十三巻　十冊本　谷川士清

これの一字二字ゟ三五七字ゟいつまでゝるハ以ハ櫻生　正字ハ以
て訓詁　ゝゝ　備説をあげゝ今前編を刊するあつくゝ
とさしナセゝの二ハ法オセゝ首巻凡例ハ大個とあげゝ
○凡例ゝ此書五十音ハ以くハ省　ねのいくえハ省きめれど四
十七條ハ五ゝ各條の下ハ字もやく五十音の序ゟ入れ
ばひハやゝ　訓　とけるればひハ　ハ　ハ　

いろは四十七字を声母とし種々の種子乃ち出でゝ河伯ずい八息を訓かゞのひろめ一巻首に片假字の由を挙げゝ云ふ謙
天皇の御字吉備大臣入唐し王化玄と云人に学ぶ日本の語を
作りて王化玄に授音を授し王化玄と云人に安以字の類を授大臣授
けて等の相通ずれて吉備大臣に伝へ安以字の類を授大臣授
ぶ或ハ偏と取り或ハ旁とし略字に書かし或ハ
云ふ片仮名を○此書奥書に芝山家秘かな
ゝ

以呂波訓義　写本　一巻　同上

声母傳の字訓を以て ひろめ ゝ伝へ 其句の義を釋す

本語口傳　写本　一巻　同上

此書大抵声母伝の句ごと○奥に多田義俊の口伝の人上田光秋筆記
の説を吉備公假名を列ね伝へ簾中抄に吉備公はいろ
はの七音の假名あるとの例吉備公の

成る野府記に僧空海悉曇を練磨し四十八字の
いろはを作りて世に伝へ其形を変じ長に説て人に教へ
ゝ人ハ尚我神心の種類なれば豈以人の知ることやは学
ぶ益り声母の例に空海梵語に倣ひて約の字を結句に
悉曇を人に授ける日京の字にケイの時に約キヤウの時に約
なり趣ゝ文字に約を以て和音ハ約まるとて清の音にエイエンなり
清の音にエイエンなりとも和音ハ日本の口ずさみ故
にけにシンなりとも多く約す音ハ故一
字を以て千萬字の標とし 右本語口傳ハ白川殿先祖神祇伯
紫資王の記文中に彼家に書伝ふ技合せ人に授ひて
享保に直に雅冬王も縁を以て伝へ 如此の故実断絶ト氏新説を以て
祇官の古文書寛に出し 決せり神
其餘の垂加以下の後悪説 義俊従に彼書の残簡
ゝ神別記古事記日本紀万葉集古今集その

和以て一例に加へて例を以て古義を復せんと欲す就中大古の書よ
り語を引て和訓を定めず世の学者我が国の自然の和乃字を以て
とかゝるべきやいづれか正しスイとよむべきか濁るべきか阿伽
とよむべき梵語か漢語か一和訓とよむべきか

語意考　賀茂真淵

五十韻の撰音約言體用含助の五例に分ち之を一延言約言畧言
ひとしハ轉じ廻らし通じて又十二月の和訓の意を明し法華と
通ずるの例等すべく和語のみを以て明やかに自序并に序宣
長の序に寛政元年刊行す

假名文字遣　一巻　行阿

一名定家かなづかひ書近體和歌者流の用ゆるかなづかひの組
織のみなれども誤りすくなし書の序を京都英一実家
集拾遺愚草の清書を組父河内前司于時大炊助親行よりつゝ
やされるを以親行やてをれにをへいかひ等の文字のまちまち

なる誤りをまちまちに其字の又ちがひたるこれ行阿の法
なりかくは学れもあり定めわるべきなり一定なるよりとかゝる
比来よりかりひとりかりそ主鑽ゝ大炊助の唐名なるの
分書也しかるはさだめ作せれりとも大概かくなるべく
なりて一おのよりさるべしなり其他相叶つゝかなれども合
点せしれ手ぬきれど文字ばかりを定めやの親行ゝ抄出これ濫
觴しそのかりずの河里案すると權者の製作しかく真名の
極草の字を以伊呂波を綴めかしかく文字の和けすれきまいわをれ
にをへ四倭のかりかく和ぬ各別の要用をはたしつゝ渭を北面先
達の和書をとるもあるべき是非の迷ひなりしんおも
よしかく勘つのもかりず更ゑほわはむうゐの字等を
かりかりしかりかりて手ぬるの故ハほいをまれわはけるもむハ
うゐかりるふハえうゐかりかりかり

此勘勒所守甚厳秘すべきなり○契沖ら序ありて行阿は親行のおなじ撰ませしめたりしかるに其ねがはくは世に流布のこれなきを定めんとこれのみ世に混乱あるさい歌もまた世伝流布のこれなきをもこれりしかるに行阿の流布のこれなきをもこれりしかるに行阿の勘へるこれなきをもこれ混乱あるこれ

類字假名遣　七巻　荒木田盛徴

のものなりしかるに行阿の補ふ所の自序ありて定家のなげかひいふものの八九秘抄とは何ぞ親行の勘ふる述作なりしかるに今世に流布するところのものは定家の合體のものなりしかるに今世に流布するところのものは定家の合體のものなりしかるに諸書ありてこれを補ふ○寛文丙午の九月上旬日陽林子序す

小倉紹巴以數多の考勘を○此書或は二人九秘抄と稱す

和字假名遣　一巻　貝原篤信

世の流行の日本紀万葉集和名鈔等の古書に以て自序ありて文亨元禄己卯刊行す

和字正濫鈔　五巻　沙門契沖

此書古假名遣ひの書の組立ものし日本紀ありて代実録ありて国史舊事紀古事記万葉集新撰万葉集古語拾遺延喜式和名鈔の古ひ言ひ八十人集より諸家集までの假名を抜きすぐりあれどえらびすぐりて引てこれ紙に上下ありて五音の図ひらがないろは字體いろは畧注等とのせて元禄癸酉二月契沖の自序ありて

和字正濫要略　写本・二巻　同上

此書の巻首に今歌書に用ひられ中にいくつかのまがなを

おもくはひは普よりあやまりはひは今は人のまどひやすきなれ
ばて和字正濫要略しるせば古書ばかりを沖千ちかくを和字をもと
はるかにやうやく○引用書二十七部の目録ばかり○才一巻のそもじめよ
和字正濫通妨拯補改とはるかに先はるかにやうやく和字正濫抄の中よみ
はるかに信ぜりとをつくばかり才五老すくれたちまち千餘箇
條はるかあ補なりるまたくはは構成負の俳傍せーたくぶばかり
難ずば伝もをるをるしり巻末は元禄十一年五月初八日奚沖述
作とをもり○門人今井似閑が跋をる此書は密乗沙門奚沖述作す
ところなり　往昔和字正濫抄五巻ばかりはいとゆ古書ばかり沙
歌道のたをるもちをるは我ばの伝構成員をいふ人和字通例書八巻
ばかりをるをるは古の假名ばかりは正濫と謗傍するもをれもそし
をるをるはくばかり古書をるちをる音ばかり此書をつをるのをたは正
濫も添をーたをるをすをくを人のをあをるをるればかりをるくく
みをるは係をるをるはをるをるはをるをるをるーを　于時宝永

己丑正月杭州波羅密寺慶校洛東隠士似閑○本居宣長がいふ
音假字用格をる奚沖が和字正濫要略ばかりをる中はをる字音の
假字を及ばをるをるをるをる其説は及ばばかりの字ばかりはいかゝ
をるはーをるいるは略し假字は及ばかりくをるをるはるをるはるはは
もをるは難破をる奚沖をるばるをるばかりは考ばかりはをるべをる人をるはるをる
をるれは係をるばかりをるーをるをるをるをるの注ばかりはをるくをる定めをる注
をるくをるの證例をるはるをるをる字の反切をるをるれ假字を会をるーく
をるれ餘をるや○をるをるは人喉音假名三異辨をるもばかりはをるくく
は要略をるはーをるはーをるはをるをるをるをるをるをるをる今按をるをる注をるはをるは
似をるれをるもをるしをる

和字通例書　八巻　橘成員

古今は假字はひと混雑ーて奚沖の和字正濫はばかりは
書し奚沖は孤ばかり難ばんをるは和字正濫要略ばかりをる

假名字例　四巻　同上

古人今人書ある例と以て假字のたゝひ所定めしそし

和字文觀抄　二巻　菜門文雄

巻首に魚相菜門文雄撰とあり

上巻　いろはの大意　真字うれ　片假字　同本字　五十字文

直音　拗音　横竪相生　假字反切　五音相通の事　十條

むかしよりの以呂波の仮目　いろはの作者　いろはの文意

京の字　いろはの字體　和字國字の辨　平假字と片假字の別

類字　真字の類字等の事

下巻　假字のいわひ仮作のいやし　へえ ゑ三字作るひやし

ほとれ三字のひやし　ゐはのつひやし　うゑのたいやし

濁ることもちすの別　ぢぜとぞの假字　あひの假字　りのよと

略すること　ほの字　しの字　んむの字　えの字の字　よこぬ

假字　下ることぬ假字　濁声のけ　疊字の式　音の假字　拗音の

假字　軽重開合　平上去入　反音　上中下略音　りぐめ音

特音　法濁と濁ず音　連声　ようくせ　訓点　とこと点　いろはの

外の和字　抄物書　音が濁る字　仮の字

附録　假名合字のはふがれより　○宝暦之四月菅原為範卿序

龍公美假字序　京助真字の跋ふ以り宝暦四年　發行寛政七年補刻

古言梯　一巻　揖取魚彦

和字正濫抄　いろはのうれが考へもてせるこのかれど奥沖まみのか

がいろの人のせしひめしるものくろのけしどのあわかどもやるゆ

うぐがいはいくけこえ様ふいろ古言ども　五音五十字

がいはく次第　一言より十四言　いもくのかぐがふぐがふぐく古

書と引くうれたひとぐせり　外書ハちるれ　日本紀　續日本紀　後

日本後紀　延喜式　万葉　物類字鏡　和名鈔　うの外古文仮字

日本紀竟宴歌　三代実録　古今集　風土記　文徳実録　よれう

又一言のうれは　清音　濁音がふることもつまりのうれりのし

巻首に附言ふく古假字のうが種こ通ぜり　○明和二年　友京字

万代序　賀茂真淵跋

字音假字用格　一巻　本居宣長

此書漢字の音ばかりをあつめて漢土音の假字ばかり論辨せる種々の圖ばかり設けて又とおのゝあのあわのたゞしばかりを韻鏡諸本同合天同ばかり考定むといわえ為おとのゝ乱の源ゝやまとことゝ一源ゝくらちやすしむ○宇永四年三月八人須賀直見序宣長自序等あり

漢字三音考　一巻　同上

漢音呉音唐音の三音ばかり論ずるもつぱら皇國の音ばかりさるものなり皇國ぶ音　外國音ぶ　天竺國の音　鳥獸万物の名　其外四声音便の論あり○天明四年五月石見文学小篠敏序あり

霊語通　第五假字篇　一巻　上田餘齋

或問云上古假字の法則ていかゞ言語のゝ様ばかり仮

ゝゝも又仮國ゝ制造の字ばかりゝゝゝ假字書の便ゝ多ゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

往来類

明衡往来　三巻　藤原明衡

一名明衡消息又雲州往来と号す正月より十二月まで消息又上啓案内の書請状の書請恩章事三日會の等春の文より冬の文に至る又正月元日言上の文より十二月上国の文に至る人の名は前丹波守橘敬任高階朝臣大学助藤原なんどなり其中仲春の文のみは勘解由次官藤原明衡とこれあり其名なしとせり○此書は雲州往来と号すれども明衡著述の本朝文粋の林道春の序に按明衡姓藤原其履歴者勘解由次官兼出雲太守也世所称雲州往来三巻亦其所作而便于通俗也と

新猿楽記　字本　一巻　同上

此書往来ようのものにて文體すべて似せて以て収ひ西の京の右衛門尉といふものの妻に人娘十六人男八九人ありしの

善悪相対して一に所能同じうして人の官人武士僧医者商人相撲かたうたの産業職分の藝能器物容貌態度まで此書にしるせり猥褻のものもしるせりの雲州往来にかくるるは代の風俗なるべし

巻首に予廿餘年以還歴覧東西二京今夜出喰見物許之見事者於古今未有就中咒師出食傀儡舞田楽傀儡子唐術品玉輪鼓八玉猟相撲猟雙六かぐらの書どもなり

○多田義俊云今按ずるに玄恵の編也

庭訓往来

明衡往来と新猿楽記はあるせく文作と作る通ずるやうなる書なり

○奥書云弘安九年正月下旬書写之畢求法沙門一阿上醍醐寺心應六年卯月十八日重以多本点之畢

快賢

庭訓往来　二巻　玄恵法印

一部の書體なれども人のちがなれどもちがふ

○此書の作者玄恵法印は太平記三四五六七八九十の巻の作者なり

ねゐ醍醐帝の時の人なりしかば花園の帝の御時の人なり

○多田義俊云今按ずるに玄恵の編也

庭訓往来

叡山に上綱なり玄恵なりて小島に拙寺故北島玄恵法印と号す

○或説に東福寺の虎関禅師と名をかりて虎関の弟子八師錬禅師花園氏にして洛陽の人元亨釋書の作者

元四年に聚分韻略を撰集せり

○文安四年に東麓破衲が下学集の序に庭訓雑筆の往来といふ

恒金國光寿が編る経國大典巻三に倭学は伊路波消息書格老子大童子教雜語本草議論通信鴆養物語庭訓往来應永記雜筆富士そうしなどなり

庭訓往来抄　三巻

作者は伊勢の人なり

庭訓往来諺解　五巻　永井如瓶

一の巻作者考二の巻より下四巻文章拙四巻〳〵〳〵〳〵

上巻　位次　唐名　氏姓　名乗　畫具　料紙名　茶名　紙名
珍宝名　屋具　屋体　番匠　鍛冶具　草花　走獣　美名　点茶
菓子　讃菜　海草野菜　樂器名　樂名　薬種名
中巻　料理方之名　魚名　鳥類名　神具　俗服　物具　五穀
酒名　酒器　蟲名　能書　木名　草名　墨名　硯名　筆名
家具　器財　人倫
下巻　佛事飾具　佛具　道具　天象　地類　國名　六十八州大略
并拔領　洛之條理　縱横小路名　須弥四州名　等類如ふく作
もみし○巻末ハ山覚國ハ第四世佛陀院丹峰和尚撰し給ふ

武家往来　三巻　四本

源平盛衰記太平記の二書ハ就く狂言の認勅神祠の部式
臣の表奏軍師の檄文僧徒の牒状等ハ採撰〻〻一書ハ
〻〻〻○寛文十○仲春養真子序ハ日○刊行す

貞徳文集　二巻

此書も庭訓往来ハ擬〻〻連歌誹諧の〻和歌の〻暦道の〻
絹布ハ〻書画懸物碁茶道道具薫物刀脇差屏風
鼓平家聽聞能見物長崎書籍物語草子石摺馬具薬等の
〻其餘遊山食物等ハ〻移〻ハ俗字等ハ〻〻〻〻十二箇月の文
章〻〻〻〻

法帖類

本朝名公墨寶　三卷

巻之上　嵯峨天皇　弘法大師　木工頭道風朝臣　参議佐理卿
權大納言行成卿　左京大夫定實　世尊寺　修理大夫行能卿

巻之中　伏見院　仁伏見院　尊円親王　尊乃親王　尊法親
王　尊円親王　尊純親王　近衛関白信基　本阿弥光悦

巻之下　八幡山惺々翁　○巻末之編者漢字の跋あれども姓名
なしとあるのみ　本邦にて　勅版刻本の帖にて
とくとくのみなる　一日にて　一日にて
極究　臨摸鐫刻　の若干人若干帖　ハ行草　ハ行草
假名惟帙　成　廣蒐博采の遺憾　なしとせず
然れども墨宝の嗜好淳化の遺意　中秋日

○梅すゝ此跋語ゝ[illegible]

三國筆海全書　二十卷　路薩真事正心文

漢土本朝天竺の筆跡をつめ古文篆體梵字等ハ略字のゝ[illegible]釋文を附し并ゝ字学ゝ便すゝ書法ハ其ほゝ綜ゝ漢土の歴代の書ハ善すゝ[illegible]略小[illegible]とゝ[illegible]ゝ法帖とゝ[illegible]ゝ凡例ゝ[illegible]ゝ○漢文の自序ゝ[illegible]ゝ日本國慶安壬辰秋九月某日

○陳元贇が跋尾ゝ[illegible]ゝ慶安壬辰秋九月某日

明國武林玄香齋逸叟陳元贇跋於碧雪軒并ニ書○此陳元贇

八明國ゝ尾張へ[illegible]ゝ深草の元政の[illegible]

巻之一　盤古氏ゝ司馬子常ゝ至る　廿八人

巻之二　秦始皇ゝ吳皇象ゝ至る　廿一人

巻之三　西晉の宣帝ゝ東晉の郗鑒ゝ　廿三人

巻之四　王羲之　巻之九　同上

巻之六　王獻之

巻之七　東晉明帝ゝ司馬收ゝ至る　廿九人

巻之八　宋武帝ゝ隋智果ゝ至る　十七人

巻之九　唐太宗ゝ懷素ゝ至る　十七人

巻之十　宋仁宗ゝ明董其昌ゝ至る　八人

巻之十一　草訣百韻歌　草訣辨疑

巻之十二　以下本朝　弘法大師　益田池碑銘

巻之十三　弘法大師　十喻詩　執筆圖法　十二運筆法　結筆圖

真行草筆圖

巻之十四　聖武天皇　光明皇后　天滿天神　中將姫　道風

巻之十五　佐理　行成　巻之十六　伏見院

巻之十七　傳教大師　尊圓親王

巻之十八　篆隸千字文

巻之十九　永字七十二勢之法　秘傳内閣中書字法　結構二百十八字法
朱元晦八字贊　初学式
巻之二十　篆法奇字異形偏旁　隷法點畫　王羲之筆勢論十章
真書密論　行書密論　草書密論　本朝新意點畫
本邦以呂波　天竺梵文

集古法帖　五帖

奥州南部北條世行審定
第一帖　醍醐天皇御書　敵國降伏の四大字編本筑前箱崎八幡宮楼門の額字
孝謙天皇御書　唐招提寺円上
嵯峨天皇御書　哭澄上人詩草書十四行
後宇多天皇御書　賜東寺勅書行草十行
光明后佛足石碑　楷字六行
舎人親王藥師寺塔露盤銘　楷字十一行

恵美押勝楷書　十八行封東大寺勅書
第二帖　空海行書　十五行尺牘
僧正遍昭書　尺牘七行　同　草書十三行
同　楷書十三行　同　草書中字二十九字
同　十喻詩草書二十五字
第三帖　橘逸勢書　山科寺香燈料奉納状行書五十行天長十年九月廿日
同　中字行書六行代伊都内親王書南都一乘院藏
菅神君楷書　十二行大安寺縁起
藤佐理書　行書　詩十二行楽府草書十二行又牘草書四行
藤行成書　草書二十行
第四帖　小野道風書　草書詩十行
同　草書八行　同　草書十一行
同　草書十三行　同　草書十二行
同　行書詩九行　同　行書十一行

同　行書十行
同　道澄寺鐘銘　　同　行書五行

第五帖　法隆寺薬師佛背銘　行書七行
宇治橋残碑　楷書二十六字
元明陵碑　八行養老五年十二月葬
多賀城碑
南圓堂銅燈臺銘　　藤原敏行神護寺鐘銘
右寛政六年夏六月摹勒上石す

和翰名苑　三卷　勝孔栄

尊称況とも冷泉為右より[illegible]八十人の筆法を能くいろはの假字を採摭してこれを行つむ者系の假字の自筆なりて本邦字体習ふ以呂波伝以てし千故に古今の名帖寺巻の真蹟を採て冊となしつけ和翰名苑とのよし明和六年三月上木す

銅燈臺銘　一帖

橘逸勢の行書にして南都興福寺南圓堂の前にあるものなり近年藤原幹摹勒して家に刻す凡二百四十餘字今存するところ

東塔露盤銅柱銘　一帖

舍人親王の行書百二十餘字和州添下郡薬師東塔露盤の銅柱に刻す[illegible]此文の中に清原宮とあるハ天武天皇中宮に行ハ持統天皇後帝とあるハ文武天皇の時なり[illegible]此書も苑[illegible]幹家に刻す

威奈卿墓誌銅器銘　一帖

筆者詳ならず和州葛下郡穴蒸村より掘出せし銅器の洛し浪華の藤葭堂主人が銅器来由私記に曰近年和州葛下郡穴蒸村の農夫地掘りに大甕を得たり甕破碎して中に一銅器ありて形大なる瓶の如く蓋身共に両分す身の下に圓足あり蓋に墓誌銘ありて楷書にて彫り其字鮮明にして句讀すべし銅器は銅金なり千餘歳を経

て本質ハ銅にして紫緑二色相交り間に少しく銷金のごとく露ハす
蓋身ともに口径八寸深さ各四寸ばかり余其器を親見して其銘を手
摺にして家塾に刻しこれを不朽に伝へんと希望せり墓誌の文
國史の闕を補ふべきもの多し納言令以前にハ小の字を書せざる
此誌銘にて初め威奈の姓を民録に為奈真人といひ國史に五畿那
猶名にて記すり皆音によりて字の異なるを意ひがしす檜前五百
野宮ハ宣化天皇なり國史に檜隈廬入野宮と作るこれも前の為奈
同じなり後岡本ハ齊明天皇なり紫冠ハ孝徳天皇改制七色十
三階の中其上位紫冠にして今の位に當るなり後清原國史に渤
海原に作る天武天皇なり務廣肆勤廣肆直廣肆ともに同帝十四
年更改位階の名しるせり日本紀天武紀によりなり藤原聖
朝といふハ持統天皇なり威奈卿此朝に小納言に任ずるを國史
に所見なし大村の名續日本紀文武天皇大宝三年慶雲三年両度
所見にて越後國司に任ずるを墓誌ハ慶雲二年十一月なり國史ハ

三年閏四月なり隔りたる墓誌ハ拝命の月なり録にして國史ハ
赴任の月なり記せり而卒ずの月國史に所見なし考に此銅
器其制唐に倣へり或ハ吾邦上古の制にあらざるか清の除敦学
が讀禮通考第九十九表具五石函吉金貞石志を引く懲州馬神祠
前施食墓石刻ハ卦於旁又書二十八宿字上有篆文曰唐故汾
州刺史朱邪府君墓誌銘蓋沙陀之俗死焚其骨盛以石函其
蓋也此語其器金石方圓の異なるとも文葬の骨を藏せる点の
蓋に誌銘を刻せるを其餘形似の点なり慶雲四年
明和七年庚寅千二十四年　明和庚寅秋八月　浪華木孔恭驗出

安幾破起帖　一帖

小野道風の假字なり和歌二十二首のうち脱文十六字行文二字ありて
奥の欄に白紙脱せり○天明七年秋中井積善漢字の跋ありて帖の真蹟
府下清光備院に藏す相傳ふ小野内藏頭道風の書なり明徵なり
といふも筆法の妙高く二王に攀卓絶倫なり舊傳蓋謬らざるか

往歳其社友長者院に就く摹搨すなわち用ゆるに周密にして幾毫差なし遂に鐫刻に付くれども布金なお距りて已に紀中間故を以て鋳版散逸す歎惜すべきのみ乃者篆工盧舟舊雙鈎を請くるに乃ち板刻に就くこれを覧るに精巧實に かるべしと

○天明五年十月前川盧舟家に刻す

三藐院関白臨定家卿書　一帖

寛政中江都井上慶寿藏刻に定家の自筆のれたひのきなる此度関白信尹公の臨書にたるものなり○巻首に書始草子事大に嫌文字なりけり　又偖之音を　尾之音れ　之枝へ　ひのい事の字なりけり　又假名字なるべし　書歌の　草に　なれ　祭の　なれ　なれなり○巻末に二条中将為衡約れ　実相院准后義運大僧正　遺命院實隆公事の奥書なり　又三藐院殿奥書なり此一巻姓名出雲守所持也閑覧多章之餘今書字異　信尹○按ずるに行可の　れたるいい親ひのなり　きく定家に合点のなしかれ一名り実に定家にあらず

海陽泉帖　二帖

糸議佐理卿の行草なり　海陽泉　曲石息　留侯遠亭　石上閣　同前

海陽湖　同前　同前　夕陽洞　清泉銘　蓬海門峡　事の跡なり

巻末に納涼　七夕　事の跡なり

撫子合　一帖

筆者詳かにすべれ一接八行　東三条院七月七日皇太后宮になるべし

あはせさせたまふ

道澄寺鐘銘　一帖

此帖八左板なり小野道風の揩書にして浪華の三宅正誼摸写して刻すところ本世にひろく又寺伝に請て手搨するものなり○城州道澄寺の鐘今は大和國宇治郡栄山寺にあり○集古十種に曰凡鐘銘道澄寺神護寺鐘銘及南圓堂銅燈基銘尤為殊絶今皆以数本按合之云

神護寺鐘銘　一帖

藤原敏行乃書なり橘廣相の文菅原是善の銘なり世に三絶と称す

長谷寺縁起　一帖

菅原道真公の行書なり○巻首に吾遣唐大使中納言従三位兼行左大辨春宮大夫式部大輔侍従菅原朝臣道真と云へる奉宣天八年二月十日　都維那僧行空　寺主法師恵義　上座法師圓益　別當傳燈大法師位智照　俗別當左大臣従二位藤原朝臣良世等の名を又壬生忠岑望材　紀朝臣長谷雄　藤原朝臣時平等乃名を以て執筆遣唐大使中納言従三位兼行左大辨東宮大夫式部大輔侍従菅原朝臣道真と云へる也○此帖乃跋に云右長谷寺縁起者為菅公真蹟中無比之觀矣世藏公之手跡者多是断簡片紙而與此有官銜姓諱者非同日之論也此巻及大安寺縁起特可觀其真跡之妙而已予家藏摸本有年于此矣以人間所見希恐其傳不普故合刻以垂不朽云　井上清風刻

大安寺縁起　一帖

菅原道真公乃真跡摸刻なり長谷寺縁起帖の跋に云偽藍縁起并に流記資財帳等なる流布す巻末に天平廿年六月十七日　大僧都法師行信并佐官僧五人の奥書ありと

行書心経　一帖

弘法大師の真蹟行書の心経全文なり毎行各四字

琵琶引　一帖

世尊寺左京大夫正四位下伊経朝臣の行草なり毎行或八九字十字或八十字十二字一接八行なり摸刻の際誤て脱すること有て一行に巻尾に補刻す

薬師寺塔銘　一帖

和州薬師寺の塔銘撰行十二行にして其文に云へる清原宮聖天皇即位八年と云へり○寛政乙卯九月日下部宿禰勝春漢文の

跋ニ云近世藥師寺塔銘の刻數本ありて然れども甚だ拙なるもの
ならず頃者源輪池の拓本を獲て其搨摸の精巧幾盡敬贈白王の風
標神韻と窺ふに足りすれども手を輪池氏に假て影寫して以て
梓に寿し另に釋文を作りて末に附して以て家塾に藏す

大應國師塔銘　一帖

尾張國中島郡妙興寺にあり元塔銘なく○建長寺の大應國師諱は紹明
字南浦駿州安部縣の人也○隷額にて　勅謚圓通大應國師塔銘以上十
字六行に書す○塔銘のなかめにて　大日本國東道相州巨福山延長興國
禪寺勅謚圓通大應國師塔銘有序　杭州路中天竺天曆萬寺永祚
禪寺住持延俊撰　慶元路金鵝山真相禪寺住持沙門釋密諧書
資善大夫江浙等處行中書省左承周伯琦篆○摸刻本漢文の跋に
大應國師の塔銘本州中島郡妙興寺に在者蓋元人の刻すしるなり
又たしかに陽沒すしるも其徒走て碑銘を元朝の賢豪に乞て三たび海
を航して來れり去年余源子聞に往く師の塔を

すれども合掌讃歎して曰四絶の觀ニなく亦之なし　佛祖學ぶものは
法燈のうるおしを仰ぎ文翰好むものは銘字の美を玩び士君子はすれも
ち外國の人の我　大邦に欽慕するに愛す其ふれるもの總て是師德を
ば商隱禪師に謀て摸刻して布施す　寛政己未　尾張　秦昌識
源達書　中島淑刻

多賀城碑　一帖

奥州宮城郡の壺のいしぶみ摸刻數本あり○伊藤長胤の輶軒小錄に曰中
華にては金石の究めて古きは周の昊川に沈し秦の銅人に沒して石鼓の
文嶧山の碑後世に傳るは其文字の彷彿たるにて本朝にて碑碣
のきくめく古きは奥州壺碑にて外にては昔頼朝公の和歌に詠せし
に因て人に記臆せらるるに其時にも世に故事に成て古今の間に
名ありしに其碑自然石にして其背馬鬣の如くにして高さ六尺五寸濶さ
三尺一寸其中に界ありて其界の竪二尺八寸五分横二尺六寸奥州宮城
郡市川村の北岡にありて上代多賀城にして城地の舊跡に其碑の

なり筆者何人なるかを知らず近世陸奥風土記などにもの出くるこれ
真人などいふ人の筆跡なるべし水戸の儒官考ひて前時國主より儒官と
遣はしく字をもよる依く今八世上より本業多く僧頭明の説より重
碑などを八昔田村將軍東征の日弓の弭以くられ書すなどを謬伝
或八云此、表の文ようなるず碑の背ちたりていろいろ○大野東人なる
八紀職大夫直廣肆果安が子なるなる神亀三年征夷の後く戦功と盡
後四位勲四等に授らる天平三年陸奥按察使なり鎮守將軍と
兼後官に累く参議大養徳守征西將軍なり後三位に至る十四
年に薨じたり此碑神亀元年に按察使鎮守後四位乃官に書すハ碑
に同じ時に書なるに依く相違なるなる○藤原朝猶なる
八孝謙の寵臣大師惠美朝臣押勝の子なり天平宝字四年に陸奥の按
察使となる鎮守將軍に兼後四位に授らる五年に仁部卿となり今の
民部卿なり六年十一月東海東山節度使に成十二月に参議なり其
歴官の次第續日本紀によるべしなり碑に記するなる相違な

頼朝卿の和歌新古今集雜下に行に前大備正慈圓のかなそハ
ほのぼのもやはくしぐるるかなるなる
右大將頼朝

九品文

一帖

城州宇治平等院鳳凰堂の額に書すなるの上品上生上品中生上品
下生中品なる等の九品乃文に拳刻す○帖の末に漢字の跋にもくなる
宇治の平等院に鳳凰堂に堂の扁の上に安養九品の文に書す相伝
に源の左府俊房の書なる墨痕隠起なる古色爛然なり其筆格の
顔柳に比するに多く譲らず蓋此院や舊弘仁帝の孫河原公乃別
業なり後御堂の関白藤公の有なるなる息頼通継ぐられなる
これに宇治の関白なる稱す永承中其業に表なる寺なる平等
院なる號今に距なる七百四十餘年源左府ハすれなる御堂公の外
孫なり意に以くられ唯に此書もまと當時にいん嗚呼

乃名刹往〻磨刻焚燔す歟〻此堂獨全〻〻〻此書存す〻〻〻
奇なるかな〻〻〻橘本肥州深〻遺墨の湮滅す〻〻〻惜〻奉
刻〻〻〻以て同志に貽す因て歳月記す〻〻〻 寛政戊午春三
月中浣橘洲源元禎謹誌

伊豆内親王御願文　一帖

橘逸勢の真跡なり○巻首に菩薩戒弟子従五位下藤原朝臣平
子誓首和南
奉納山階寺東院西堂香燈讀経料事〻〻〻

文館詞林巻第六百九十四

校書殿写　弘仁十四年

かゝれたる方印を押す又一巻の奥に八

文館詞林巻第三百卅八

校書殿写　弘仁十四年歳

次癸卯三月為冷然院書

此二行の中に方印三を押す○橘本肥州國字の文は裏紙にて

文館詞林八唐書藝文志千巻に一和名類聚抄の序に百帙に

とゝ八ろ八ゆ茂系佐世が日本見在書目録にも一善隣國宝記も沙

門奢然が系國に伝へしを写せり全部せ一八きゝ

こゝにちはゝ國武庫のうち一勝福寺に有あ

る第六百九十五一巻第三百卅八缺巻等なゝの春やしの佐

佐木春行しもとかゝとかゝ小硯の手

にて写しうつさせ給ふ

かゝり　寛政十二年十二月　橘経亮○按ずるに蓂葭堂に珍藏せ一和

の一巻八佛書八ゝに書ゝ文中仏ゝ則天白王后の製衣字なれ

ゝ八ゝ押ゝ文八嵯峨院印　冷然院印かゝりの料紙に用

ひゝ佛ゝ八三宗相對抄ゝなり

勸善院鐘銘　一葉

筆者つゝじ〻ず楷書四行かゝり　撞鐘神器ゝ○勸善院八大和國

興福寺の中に有

七徳帖　一帖

小野道風朝臣の行草書かゝり七徳舞ゝ一接各八行廿二接かゝり勢

州八人の藏刻とり

那須國造碑　一帖

下野國那須郡湯津上村の碑かゝり行書十七行永昌四年己丑四月ゝ○按

ずるに伊藤長胤の韜軒小録に此碑の事八のせゝゝ今ゝり四五十年も先野

州湯津上村ゝり慶応に至ゝ地が堀ゝ一の方石が得ゝり写の本紙

なれども高さ一尺三寸ある碑文九寸碑文九八行なり一行なるなり永昌元年己丑四月飛鳥淨御原大宮那須國造追大壹那須宣事提評督被賜歳次庚子正月二壬子日辰節弥故意都麿等立碑之文凡文字二百七十二字なり辭古拙なれども分明なるもの最初の二字明なるず朱鳥とも人なり永昌とも古那須八一國なり其司ば國造なるべしなれども上世一國の司なる民神のごとく古八百卅國なるべし國別に國造ばかりなる舊事紀に追大壹八古の位階八名古時の制地中より出るものなり全文別國書置水戸の儒官考もなるべし飛鳥淨見原天皇とは天武帝なり持統八文武の后なり相繼で此大宮に依て亦淨見原の天宮と称するなり志るべし此己丑八持統の朱鳥三年なり志るべし元年とは唐の則天武后の永昌元年に中る文字八永昌とはなれども大方近きもいまだ唐の年号ば用ゐるべし殊に元年四月とあるは唐より日本への通路京より野州までの路次數千万里のへだたりなれば遅しなるべし○按ずるに長赤水の東奥紀行

に此碑の釋文ば附す侍せ考べし

世尊寺法帖　八帖

世尊寺家代々能書の人々の真跡ば模刻す下野國町田清興鑒定同國持田某藏刻○按ずるに世尊寺家の祖左中將後五位下義孝朝臣の男權大納言行成卿より以ば能書家と稱す行能經朝行尹行俊行房行信定成等の人々とを〻能書の名ありて

以呂波　一葉

〻〻八行世尊寺經朝の真跡ば模刻す經朝八宮内大輔從三位にして修理大夫從二位行能の男なり

端祥齋帖　一帖

法隆寺藥師佛光焰銘

楷書五行九十字　池邊大宮治天下ゑ〻

法隆寺釋迦佛光焰銘

楷書十八行百九十六字　淳興元世一年ゑ〻○此二銘集古十種鐘銘部

巻之五より出く共より銅佛光背銘を作る

上宮太子瑪腦石文

楷書四行　今年まで　河内國上太子に藏するところなり

船王後墓誌

楷書八行百六十二字　惟船氏故王後首者まで

藥師寺塔銘

楷行書十二行、維清原宮馭宇天皇即位八年まで　和州藥師寺の塔銘と

那須國造碑　此碑のみ既に上に録す

形浦山碑

楷行書六行五十字　飛鳥淨原大朝廷まで　形浦山八河内國にあり

多胡郡碑

楷書六行八十一字　并官苻上野國まで　○此碑のみ輶軒小録に曰上野國

多古郡本郷村にいまところに古碑石あり古来穂積親王の墓碑といひ

其上に古き樟樹有て生うまで碑身半ハ樹

に近ごろ其碑の委細知るべきなれど其碑高さ二尺四寸横二尺厚さ二尺

八寸五分其下に臺ありて上に覆石ありて中央ひくく平瓦のごとく三尺四

方にて厚さ六寸碑面に記す　并官苻上野國片岡郡緣野郡甘良郡

并三郡内三百斯郡成給○成多胡郡和銅四年三月九日甲寅宣左

中弁正五位下多治比真人大改宣　正四位穂積親王左大臣正二位石上○

右大臣正二位藤原○　依て續日本紀知べし　帝和銅四年

三月割上野國甘良郡織裳韓級矢田大家緣野郡武美片岡郡山等

六郷別置多胡郡と碑八蓋この時立るべし文符節如合すべ

太改官符を石に刻べく後世のこと知り亦按ずに慶雲三年二品

穂積親王知太改官事和銅元年に石上麿任左大臣藤原不比等任

右大臣碑文位署の連名亦この文に符合す碑文石上藤原の字八下文

字分明なるべし上の例を考るべし各朝臣の字有べしの

元明帝御陵碑

行書七行四十五字　大倭國添上郡まで　養老五年まで

上野國山名村碑

行書九行五十一字　辛巳歳集月三日記

上野國群馬郡碑

楷書九行百十一字　上野國群馬郡下賛郷とく　神亀三年丙寅三月廿九日

高屋枚人墓誌

行書五行三十五字　故正六位上常陸國大目とく宝亀七年とく○按ずるに集古十種碑銘部巻之三に河内國石川郡高屋連枚人墓誌と見る

紀廣純女吉継氏墓誌

楷書四行四十五字　維延暦三年歳次甲辰とく○集古十種に河内國石河郡春日村紀廣純女吉継墓誌と見る

銅燈台銘

行書二十八行二百四十七字　銅燈台銘并序とく南都興福寺南圓堂の前にあり　撰者橘逸勢なり

楊貴氏墓誌

楷書七行四十三字　後五位上守とく○按ずるに輶軒小録に備中國其郡惠良村にあり　ふるあと二里程東に八田村とて有り　其ところを吉備大臣の廟あるあと二十年ばかり前に八田村より一里西に東三成村とて有り　此村の百姓吉さ塚掘りて鉄器を出せり　其銘に下道氏國勝國賴天人常和銅元年とあり　其器八処の地蔵院に安置せり　領主伊藤伊豆國勝の社建立の心にて地蔵院にあり　國勝寺と号せり　器の銘は字餘もあり　中國筋にて書つけ有り　國勝とは吉備大臣の御親父なり　享保十三戊申の秋和州宇知郡の内大澤村の農家平右衛門の家に四五升ばかり入る壺一あり　此に瓦十二枚掘出す　其中一枚文字彫つけ朱砂入れり　瓦の厚さ一寸八分　長さ一尺九寸なり　其文に従五位上守右衛門督兼行中宮亮下道朝臣真備墓誌　楊貴氏墓天平十一年八月十二日記　歳次己卯と四十七字あり　一行ずつ此八上の墓の碑と同じく吉備大臣の母氏なりとの説母なりこれ八母義なり　同じく近頃掘出す　希代のもの

已上十五種　寛政八年歳次丙辰九月摹勒上石

哭澄上人　一葉

草書十二行　嵯峨天皇宸翰の摹刻なり

永手公墓誌　一葉

篆書一行四字筆者つまびらかず○集古十種に河内國古市郡駒谷村金剛寺境内永手公墓誌とあり

鎌倉右大臣和歌　一葉

實朝公の詠草そなへ冬と恋と二首と花押ありて歌合題なり

益田池碑銘　一帖

弘法大師の草書なり墨字左拙の刻本なりと又三國筆海全書ものせり字體奇怪なるものなり集古十種碑銘部巻之七に益田池草本夏題とあり

辨慶消息　一葉

假名消息八行　五御器一具とあり　十二月十八日　進上智明御房　弁慶　花押なり○吳田吉田氏の藏刻なり

賜珠光口宣　一葉

九行の影宣なり　數寺道傳来とあり　右少弁花押　珠光菴休心居士

○野本氏傳来宜春齋野藏

藤原信綱懐紙　一葉

和歌一首　詠海邊霧

定家卿消息　一葉

今日隆成とあり　奥に手なり

頼朝卿消息　一葉

拾遺ふそ中絶ありとあり　四月十九日　花押

聖一國師消息　一葉

文字なり　八月十二日

宮才人帖　一帖

契沖阿闍梨の草書なり　宮才人樂府なり　跋尾に寛政十二年庚申三月　六如杜多慈周題　蘭畹江成美書　吳田吉元可老人藏刻

耳比磨利帖　二帖

玉田成章字八子建摹勒上石す漢字の自序なり丙午の冬役より攝津の花光寺に耳比磨利の作を觀る字千歳の遺觀なりすれども模字一一當躰に露出し後来觀覽するところなし仍せくとくくいくらかよ刻す此帖を摹するところ余が幸なるものかなり　天明丁未仲春攝津長柄の邸舍に書す

上帖

日本武尊書　城州八幡谷邑氏摹所傳

耳比磨利菟玖波なり　嵯峨法王門所藏

聖德太子書　而說偈九字　同上

聖武天皇宸翰　故作此歎　指書

光明皇后真蹟　南都佛足石所勒摘二首

嵯峨天皇宸翰　草深なり　嵯峨法王門所藏

大職冠藤公書　南魚なり　洛陽廣澤氏藏

吉備公書　同上

勿〇緣其色なり細字楷書

菅丞相書　兄有厭足なり　同上

舍人親王書　江都牛山世龍摹所藏

南都興福寺露盤銘

貞利親王書　明人墨帖所載

暮春遊施魚長寺なり〇按するに明人の墨帖と稱するもの八王爲

堂帖なり

藤泉惠美朝臣書　江都牛山世龍摹所藏

南都薬師寺藏什　勅　東大寺なり

行成卿書　非脫衣苦なり　攝州四天王寺藏

菅亞相書　兵庫真光寺藏
古地和歌　假名三行
藤原朝臣敏行書　高雄山鐘銘　和州宋山寺藏
小野道風書　道澄寺鐘銘　嵯峨法王門所藏
弘法大師書　入唐求法ゝ二行　同上
同上
最勝王經切　楷書　有之事以天
佐理卿書　祭之事ゝ
橘逸勢書
南都興福寺銅燈臺銘　今年　同上
源頼光朝臣書　丹後國大江山ゝ　河州上太子藏
源攝州所令撰　勅諭ゝ　幸也ゝ四行
下丹波國ゝ　難波小橋邑神社藏
源義家朝臣書　丹州某氏藏
源頼政卿書　大坂神田氏藏
嵯峨天龍寺寿寧院藏

歌五首　ゝ京ゝ子ゝ
鎮西八郎為朝書　天魔法ゝ　洛陽出雲寺藏
鎌倉殿日記　建久九年月三日　播州高砂三浦氏藏
源頼朝卿書　ゝ　泉州蛭尾北村氏藏
源判官義経書　勇記傳奉ゝ　姫路總社藏
同上　所ゝ入ゝ　大坂一心寺藏
圓光大師所書於平相國之旗　手鑑
文覚上人書　ゝ
俊寛僧都書　ゝ　歌四首
平相國書　和州郡山光慶寺藏
重科者ゝ　少將成經　康頼法師赦免狀
平判官康頼書　ゝ　京都春日亀氏藏
小松内府書　ゝ　兵庫来迎寺藏
平内府所命伊都岐島鐘銘

銘の末に 施主右大将平宗盛とあり

平能登守書　禁じ給ひしかど　泉州泉部大塚氏藏

左馬頭行盛書　詠鶯歌品和歌

平忠度書　江都浅草某藏

詠法華経信解品和歌

鎌倉殿御願祈願の景時書　河州高安薗光寺竹之坊藏

河内國薗光寺者とあり

平敦盛書　攝州須磨寺藏

詠二首和歌　庭雪　寄松祝言　音寿丸とあり

熊谷三郎直実所書　於平敦盛幔　同上

武藏坊辯慶書　須磨寺櫻とあり　同上

同上　攝州丹生山田鷲尾氏藏

為君とあり　長井六郎　此書消息にて奥に此完名ありて前の

須磨寺櫻の制札の奥の長井六郎とあるに名は帖にはあらず

常陸坊海尊書　祈禱二字　常州福泉寺藏

大夫坊覚明書　京師荻野左衛門大尉藏

楷書　夫以八幡大菩薩者とあり

朝比奈三郎義秀書　老救ひ来とあり　河州高安薗光寺竹之坊藏

佐々木三郎盛綱所書　攝州四天王寺藏

不害是忠信心とあり

梶原平三景時書　八塔寺者とあり　備前瀧谷三村氏藏

和泉三郎忠衡所置奥州松島燈籠銘　奉寄進とあり

攝州丹生山田千年家棟札　丹生山大工日原　泉州蜘尾北村氏藏

大同元年とあり

伊勢三郎義盛書　滞留休息之間とあり

大僧正慈圓書　詠月前薄霧和歌

北条泰時書　奉免地頭新田とあり　攝州原田長谷川氏藏

北条時盛　同重時連名文　河内金剛寺藏
當國金剛寺ニ〻
北条時宗書　時宗留意ニ〻　鎌倉圓覚寺藏
北条貞時書　成松保ニ〻　同上
北条高時書　山内地ニ〻　同上
千葉介頼胤書　相摸國主ニ〻　同圓覚寺佛日菴藏
江州番場蓮華寺鐘銘
弘安七年十月十七日　勸進畜生法印
武藏州豊島郡赤塚泉福寺真福寺兩寺鐘銘
暦應三年庚辰四月ニ〻　江都太田氏所摹
紀貫之書　月一字　土州井田浦松山寺藏
下総國茅一鎮守八幡宮鐘銘
元亨元年辛酉十二月十七日ニ〻
那須國造碑　下野國那須郡湯津里所置

西石　大倭國ニ〻　南都善城寺物
形浦山碑　飛騨淨原大朝廷ニ〻　河州春日村妙見寺物
枚人碑　故正六位上ニ〻　河州磯長里東福院物
忍海原連奥養碑文　南都十輪院物
壺忌分別ニ〻
古備塚　大和國蓮華寺物
後五位上守ニ〻　天平十一年八月十二日記
上野國六刀自碑
上野國ニ〻　神亀三年丙寅二月廿九日
山城國宇治橋銘　江都榊原氏摹所藏
扶桑略記ニ所載全文四言廿四句
鎌倉新長谷寺鐘銘　文永元年甲子七月十五日
上州多胡碑　弁官府上野國ニ〻
奥州宮城郡市川邑壺碑

宇治橋碑

寛政辛亥夏月一夫たゝく放生院の藩籬の側に穿て斷碑二尺許に獲られに驗すれどすれとも舊碑四の一の尾張の人小林亮適内田宣経小川雅宜吉田重英釋亮惠これを得てこれを復せんと欲すれ而して碑面文字きえめく醇古こゝ今人の補綴施すとゝろうゝずやもとゝ古法帖中に就く掇拾布列ゝく舊文十ゝ全ゝ仍て其文に華ゝく以て登法の功德に厚きゝ

寛政癸丑秋九月碑成因て其事に係て以て不朽を垂

尾張中村維禎撰

小林亮適書并督工

洛陽廣澤氏藏

同上

下帖

後醍醐天皇宸翰

大塔宮尊雲親王書

佛説可懸佛頂

尊圓親王書　保布石瀬野

同上　改寿佛

同上　花厳百千

万里小路宣房卿書

播磨國印南庄

万里小路藤房卿書　花園院宣

蒙綸言

心親町院宣　當時別當

北畠源中納言顯家書　伊賀三郎

新田左中將義貞書

應宣　建武元年四月三日

同上

今度一戰

元弘三年五月日

嵯峨法王門所藏

同上

和州多武峰物

播州報恩寺藏

摂州四天王寺藏

同上

姫路心明寺藏

洛陽尾崎氏藏

同上　　白茅虎之伏　　兵庫喜田風氏藏
楠中將正成書　　関東山徒　　河州金剛寺藏
同上　　為御祈祷　　河州勸心寺藏
楠正行書　　預作　　同上
楠正儀書　　勸心寺住侶　　同上
足助次郎重範旗所書　　日月
備後三郎高德書　　草書二大字　　播州須安湯淺氏藏
橘氏母書　　攝津吳田吉田氏藏
讓與高田御領内私領田事
足利尊氏書　　播磨國多可庄　　播州赤松氏藏
同上　　金陸寺領　　鎌倉圓覚寺藏
足利義詮書　　下多田院　　攝州能勢松尾氏藏
足利義滿書　　常照　　嵯峨天龍三會院藏
足利義持書　　攝津國澤良宜村

足利義教書　　持氏誅伐事　　播州赤松氏藏
右兵衛督源持氏書　　五大尊　　鎌倉寛喜寺明王院藏
足利義視書　　歌一首　　なもな象
足利義村書　　同　　名所恋
足利義熙書　　同　　かすゝ
足利義澄書　　同　　月之ゝ
山名常熙書　　同　　ゆめ
京極中務大輔源勝秀書　　同　　道乃
石堂右馬頭書　　禁制　　攝州多田院藏
自畫三社贊兼好法師書　　江都月溪寺藏
高武藏守師直書　　長井縫殿助　　姫路那波氏藏
同上　　河内國天野山　　河州金剛寺藏
大内左京大夫義隆書　　城州横大路村上氏藏

永興寺住持ゑ〻　南方之儀ゑ〻
大内左京大夫義興書
管領細川晴元書　難波小橋邑神社藏
近日可令出仏ゑ〻
管領斯波義将書　勧修寺領ゑ〻　濃州加納森氏藏
大友修理大夫義鑑書　江都鳥越某藏
就宗谷三郎左衛門尉下ゑ〻
管領細川頼之書　地藏院領ゑ〻　嵯峨天龍地藏院藏
管領細川勝元書　五音信濃守收　嵯峨天龍真乗院藏
畠山左衛門督持國書　河州勧心寺藏
被成義十海ゑ〻
三好長慶書　ゑ成あゑ〻　攝州西宮藏
三好範長書　不買ゐし地ホゑ〻　兵庫正直氏藏
浮田氏八弥女書　古今　井ひくま　須磨前田氏藏

宇喜多宰相秀家書　東岸西岸柳ゑ〻
金吾中納言秀秋書　古歌一首　かきりあれゑ
三好越前守書併寄附状領書本文略摘其花押
あしくゝ序状ゑ〻　多田院藏
諏訪信濃守　美濃守　松田左衛門大夫　攝津守　飯尾因
幡守　飯尾越前守半并花押
赤松圓心則村書　當寺領ゑ〻　播州報恩寺藏
赤松則祐書　攝州有馬
應安のそゝぎの関東関西の官軍ゑ〻
ゑゑゑゑ〻ゑゑゑゑ

赤松左京大夫義祐書　播州法華山地藏院藏
当院之住持ニ
赤松播磨守満政書　歌一首一紙ニ
赤松右京大夫満祐書　同
朝倉義賢書　同
今川修理大夫氏親書　同
蒲生智閑書　同
今川某書　同
蜷川親元書　同
蜷川親世書　詠法花経二十八品和歌
蜷川智蘊書　歌一首
蜷川親孝書　同
今川上総介氏真書　同
氏家書　濃州加納森氏藏

後冷日記　菊亭氏元
武田信虎書　浪華好古齋藏
穴山梅雪老　信虎
武田信玄書　嵯峨天龍妙智院藏
内〻可申下向〻肯〻
武田勝頼書　御遷宮者〻
上杉謙信書　元亨國〻
上杉中納言景勝書　信州文科〻
村上義清書　定　信越堺目〻
直江山城守兼継書前後略　甲州八幡大宮司藏
一条殿中内〻三月廿〻　洛陽祥光寺藏
平信長公書　西院〻内院領〻　同上
蠣川左近書　禁制　同上
荒木摂津守書　先日神〻〻　江都榊原氏藏
嵯峨天龍妙智院藏
須磨前田氏藏
摂州西宮藏

佐久間右衛門督書　西蓮寺住持　西蓮寺藏
十河丹波守重存書　泉州家原寺久藏院藏
北条氏政書　京都[illegible]　泉州家原寺久藏院藏
北条左京大夫氏直書　書面[illegible]趣　濃州加納森氏藏
松永弾正少弼久秀書　江都鳥越某藏
[illegible]　大坂内山氏藏
今川上総介範氏書　奉寄進　江都鳥越某藏
大和守護筒井順慶書　[illegible]　仙基桑原氏藏
安藝中納言書　千表[illegible]　江都中井氏藏
小早川隆景書　難波小橋邑神社藏
[illegible]　文
宇喜田氏書　秀家　舘林二村氏藏
増田右衛門尉長盛書　濃州加納氏藏
山内對馬守[illegible]

後藤又兵衛書　[illegible]　江都中井氏藏
後藤助右衛門書　後藤基次之叔父　姫路芥氏書
[illegible]
姫尾帶刀吉晴書　[illegible]　攝州大道澤田氏藏
黒田如水書　[illegible]　姫路芥氏書
片桐市正書　同上
播磨國[illegible]
福島左衛門正則書　[illegible]　攝州大道澤田氏藏
加藤肥後守清正書　大坂加賀屋某藏
[illegible]
蜂須賀阿波守家政書　[illegible]　大坂阿波氏藏
本多上野介正純書　[illegible]　攝州大道澤田氏藏
仙基中納言書　[illegible]　某名矣奉納大坂建國寺藏
細川幽齋書　[illegible]集拜[illegible]　姫路明石氏藏

小堀遠州書　行文天名記　浪華内山氏藏
妙壽院怪窩書　めすゑ
石川丈山書　わ〳〵な　江都水野氏藏
慈眼大師書　泉州木寺氏藏
一休書　牛飼
傳一休書　ケ換
鄭成功書　紅影飄来
　　長崎賀武氏藏元高元泰所
　　藏二幅之其一○小傳附〳〵鄭成功名八森字八天木父甘之龍字
　　八飛黄小名一官嘗く日本に來て婦を娶て成功を生是夜火光の
　　ごとし之龍ゆめこれを異とす成功日本に長じ後七閩に之隆武召て
　　陞見一姓を朱に賜ひ名を成功と改めしむ中外國姓爺
　　と稱す
東下野守常縁書　先年〳〵　摂州四天王寺藏
楠正行書　吉野殿所兵粮事〳〵　播州高砂井澤氏藏
　　玉田成章藏

○林祭酒の跋二十一行うれ未〳〵ら寛政丁巳後七月念五日　述齋識
杉浦吉統書　附
小野朝臣道風書　二月十九日〳〵　源達跋
○跋〳〵捜討積年片紙隻字と獲ごと〳〵に手摹上石一久之〳〵
遂に二巨冊を成す〳〵○上帖　總計　八十七葉　摸本七十四種　下帖
總計　九十四葉　摸本百六種

恩命帖　一帖
桑議佐理卿の消息なり〳〵中に傳く恩命を仰ぎ〳〵こと〳〵
恩命帖〳〵稱す十一接八行草書百六十餘字○帖末に香果藏の三字あり
真蹟八浪華の賈人某が珍藏す〳〵〳〳

寂澄度牒　一帖
傳教大師入唐の時明州より天台山に入りまての路次の公驗なり
○此牒の〳〵めに　日本國求法僧寂澄往天台山巡礼將金字妙法蓮花
經等〳〵行〳〳て次に　金字妙法蓮花經一部八卷外標金字光量義經一卷

観普賢経一巻已上十巻共函盛封全最澄稱是日本國春宮永封未到不開
開披 屈十大德疏十巻 本國大德諍論両巻 水精念珠十貫 檀倉龍
水天菩薩一軀 商一尺 右得僧最澄状稱惣將往天台山供養
供奉僧最澄 沙弥僧義真 從者丹福成 文書鉢疏及隨身衣
物等惣計貳佰餘斤云々 貞元廿一年 二月 日日本國僧最澄牒 いづれも楷書にて
云々 明州の印 台州の印と押す 此次に台州の刺史陸淳が享
書四行 ほぼ云々三月一日 云々 字は未々 印 ○按ずるに元慶五年
七月廿日沙門圓珍が牒すに云々の比叡山延暦寺元初祖師行業記
云々 祖師諱は最澄字は藥澄傳教大師と謚す云々 同年延暦廿二
年九月七日聖主天台教遠理諸宗に超云々 鑒察して叶はんと
興隆せんと欲す 弘世の名を以て和上に報ず 和上表状上つる云々
差して唐に遣す 餘教を捜求めんと欲す 同月十二日弘世の名を
以て少納言大納言入鹿に仰せて和上に差して入唐の請益に元

しむ 又表に更に傳從の諸外に沙門義真に賜ふ 求法
の譯語に 表文例の云々 九月六日春宮内舍人紀鈴麻呂と差
して高雄の法會に隨喜せしむ 善議法師等 啓して奉ぜしめ 祖師に附して天台山に
送る 永く彼藏に鎖めしめ 事は公驗に 十三年秋七月第二
の船に上る 唐の明州に達る時に國号貞元十年なり 船頭徒州領
して京に入和上獨り台州に行く 明州に近き日 山は台州にむかふ
て達る 台州の刺史陸淳に遇て天台傳教の大德道邃和尚に州下の
龍興寺の淨土院に請じ止觀に講じ圓教菩薩三種淨戒に和
尚旋本國の勾當に與る 天台大師傳教 二百四十巻を
抄写し次に台嶺に登て禪林寺に於て傳教大德僧行滿に遇
教本の法文半に授る 更に山下の國清寺に於て十大德求法
譯語の沙門義真に もと聲聞戒に云々 事は別に載 廿一年四月
台州より廻て明州に至て公驗を請得て越府の龍興寺に至て善

無畏三藏菩提流支の傳法の弟子内供奉順曉阿闍梨に遇て真言天台の教文一百一十五卷を授得す前後都て三百五十五卷を得て五月上旬都に明州に至る第二船に載て延暦廿四年八月本朝に帰て上奏して請来の法文を進奉す天子詔して七大寺に興隆せ光て其事実のたゞしきかゝ此摸本は浪華藁荳堂の藏刻

白詩二首　一帖

神京家藏佐理卿の草書なりとて昭國南居の四字は抜ひ料紙古代の詩箋にて龍門畫き中に藻間の遊魚飛鳥書未詳書けり○跋に曰右白樂天の昭國閑居及び酬吳七見寄の二詩皆文集第六卷に見へり真蹟舊殘破の餘と輯めて以て卷物成す詩もまた錯置多し今改て定めて清風謹刻　井上

國姓爺足蹟　一帖

國姓爺鄭成功水戸の舜水先生に贈る詩の足蹟なり草書十五行百九十餘字其書に別萬里雲外常望東天春戀不休森不肖荷光武重興之義不得舍于寢食之間雖然力微勢疲無余狼狽今欲遠憑日本諸國矣假多少兵恭望台下代森乞之諸國矣便是與台下曾謀之處也台下今儀孫薇客而莫忘國恩懇懇

右上

舜水同盟朱公大人　床下

愚弟鄭森誓首

○按ずるに國姓爺もじめは名を森字は大木と云り隆武召て朱姓賜ふ故に名を成功と改めむ今舊友の朱舜水に贈る書翰なりと以て舊名なりとて森と云けるやさは姓名の上に成功と朱字の印を押す舜水先生は明の監國魯王の勅諭なりとも係せ光べし

木下元高の漫筆より其勅諭ありのせくゝ之予夢寐賢ありて求め延行――て以て鋏嶽より殊に常勅爾ありて召ゝ即言旋前来て予ゝ恢復八事業ありて佐くゝ――當より爾ゝ節義文章ありて資ゝ――幸より免ゝこと能安――ゝく他邦より滞滞すゝこと――なゝれ欽めや特に勅すゝゝく舜水の奏疏ゝゝ臣崇禎十七年より於ゝく恩ありて蒙ゝく特に徵ゝこと二次就ずすれゝゝ江西の按察司副使ありて授らるゝ兵部職方清吏司郎中と兼鎮臣方國安軍ありて監す復辭ずゝゝ之山命に稿より舜水ありて稱――ゝく漆――すゝゝの八傳朝の誥なり○又ゝ山叶本朝明暦三年なり朱子瑜字舜璵舜水の人ゝ○又ゝ山叶朱舜水明人ありて以ゝく崇禎帝國より殉叶より節ゝ死せずゝゝく日本より逃ゝゝゝこと能議すゝゝ此疏ありて――ゝゝきハすれゝゝち曾ゝく福仕せず何ゝ此ゝ――ゝん和尤陳宜中ゝ虞のごゝゝより何――ずゝゝ○明季遺聞ゝ曰福王崇禎十七年五月初四日ありて監國――なり十五日位ゝ即明年乙酉弘光ゝ改元す清の豫王既より江浙を定め尋ゝく北京より帰ゝ弘光ありて挾――去乙酉張前堂

呉春枝黄道周鄭芝龍唐王ありゝゝく監國王――隆武――改元す見勤――れありて勅太祖の後ゝ帝位より福州より即時より閏六月十五日ゝ――結――より亦監國――稱す隆武――れありて勅瞿式耜永明王ありより桂王の子ゝ――監國永略――改元す庚子十月十四日ゝ丙戌福建舊相鞭觀生何吾騶顧元鏡――十月より於ゝく隆武の弟唐王聿鍵を擁ゝより監國年號紹武十二月十五日杜永和紹武并より周王益王遼王等ありて擒――ゝく盡――ゝれありて斬乙酉浙東亦魯藩ありて奉――ゝく監國――すゝれ先――清兵浙――入潞藩城ありゝく降――張國維方逢年柯夏卿宋之普陳函輝熊汝霖孫嘉績等――もより魯王ありて名より迎――ゝ朱大典亦孫瑚と遣――して表ありゝく勧進す魯王紹興より監國――ゝ――○此人贈の真跡帯葭堂主人江田世恭――ゝれありて家塾より模刻――ゝ

大江匡範詩

七言律詩の懐紙なり　端作――帖

夏日同賦佳客對泉石各分一字

詩（遊字）已上一行半 次は太皇太后宮權大進大江匡範〜〜〜詩八六行三字〜書す第一行第二行九字第三行十字第四行九字第五行第六行八字第七行三字かりられすれもち詩の懐紙の書法を見るべきものなり　兼葭堂藏刻

賣茶翁詩

一葉

七言絶句一首なり　起句〜〜〜遠見靈苗入大庚〜〜〜　右賣茶吟洛陽賣茶翁元昭書　于千佛堂前松下〜〜〜〜〜〜　右賣茶翁の賣茶吟洛の松風主人雙鈎〜〜〜久〜〜〜家〜藏す　今茲庚申の孟夏鄉人曾酉山洛〜遊て主人〜遭主人偶此帖を〜〜〜以て贈る　已〜〜〜〜西山携〜歸る適余が茶舗と爾〜〜〜會因て又余〜授く　余〜〜〜〜〜〜〜梨來〜上〜敢て私〜藏さず將〜惠顧の君子に供〜〜〜〜〜〜〜

和歌二十首　一帖　将軍実朝公書
春方　江帖　一帖　親王公卿等集書
　　袍帖　一帖　弘法大師書
春詩　江帖　一帖　諸名家集書
　　一首　一葉　佐理卿書
和歌三首　一葉　京極黄門書
和歌七首　一葉　同上
和歌一首　一葉　西園寺実衡公書
　　歌一首　一葉　近衛信尹公書
書　牘　一葉　黄門西宗卿書
光明遍照中字　一葉　弘法大師書
忍字　一葉　同上
大字　二葉　小野道風書
和文　一葉　西行法師書

詩歌三首　一葉　近衛信尹公書
兵書　一葉　法眼鬼一書
建磨西讃　一葉　釋即非書
書　牘　一葉　大石良雄　原元辰書

已上二十種白川忍齋藏板の墨本なり此外は菅公の初瀬寺縁起同大安寺縁起佐理卿の詩二首なりなれども三種は已前の巻々に載せて錄せず又漢人の墨帖十種なりいまは藏真帖律公帖一帖唐懷素書　将来錄帖一帖唐鄭審則書　五柳先生西讃一葉趙子昂書二大字一葉宋岳武穆書　竹西讃一葉蘇東坡書　詩一首明陳獻章書　又一脉帖二帖なり何人の書かしらず○目錄の末に漢字の跋語はなくてそ予頗古人の書は癖なりいやしくも其寸寺なるものなれどもあるいは摹刻す近ころ我　公もまた藏すことなりけれ二帖は予偽作なり揚却すべきなり予が藏板稍富て而他人の依頼亦多く来て書名を問ものもやさいて

逐一ゝ類聚ナ〳〵ゝ〳〵ず因て書〳〵〳〵月録〳〵〳〵〳〵以て口舌ゝ代〳〵ゝ

寛政己未季春　白川大地長尾元長　追加

二行書　明刹伯温書

坐右銘　弘法大師書

国立公文書館
National Archives of Japan